

広島県立文書館紀要

第 17 号

《文書館業務論》

広島県立文書館におけるボランティア活動について
……………西向 宏介・下向井祐子 (1)

広島県立文書館中期業務運営方針（令和5～9年度）の策定について
……………荒木 清二 (51)

《史料研究》

近世近代広島の水害と歴史資料 ……………西向 宏介 (85)

広島県立文書館における県議会資料に関する考察
－行政資料に登録される議案を中心として－ ……………武田 千明 (125)

広島藩家老知行地における黄紙公用紙について
－和田家文書の免状の事例を通して－ ……………石川 良枝 (155)

令和 6 年 (2024)

広島県立文書館

広島県立文書館におけるボランティア活動について

西 向 宏 介・下向井 祐 子

【要旨】 本稿は、広島県立文書館で今年度から開始したボランティア活動について、その検討過程とボランティア開始後の活動内容を紹介するものである。当館では、未整理文書の蓄積を踏まえ、文書館ボランティアへのニーズが長く存在していた。このたび実現した文書館ボランティアは「平成30年7月豪雨」時の被災文書レスキュー活動を直接の契機とするものであり、当時のレスキュー参加者がボランティアとして参加し、毎週2回、収蔵文書の整理に従事していただいている。6月に開始して以降、外部の研究者の協力もいただきながら様々な活動を行ってきたが、本稿ではその具体的な内容を詳しく報告する。アーカイブズ機関におけるボランティアの可能性を考える上で資するところがあれば幸いである。

はじめに

- 1 ボランティア活動の契機と目的
 - 1-1 文書館ボランティア開始の経緯
 - 1-2 ボランティアの本質と文書館ボランティア
- 2 ボランティアの発足にむけて
 - 2-1 ボランティア活動への参加呼びかけ
 - 2-2 古文書整理に必要な資料の作成
 - 2-3 活動の作業場所と必要な用具類などの準備
- 3 ボランティア活動での様々な取り組み
 - 3-1 古文書の整理
 - 3-1-1 古文書の段階的整理とボランティア活動
 - 3-1-2 福島家文書（高宮郡飯室村）の整理
 - 3-1-3 浄福寺文書（賀茂郡風早村）の整理
 - 3-1-4 塔野家文書（三谿郡吉舎川之内村）の整理
 - 3-1-5 原家文書（広島浅野家家中）の保存装備
 - 3-1-6 寺岡家文書（沼隈郡能登原村）の整理
 - 3-2 古文書の簡易な補修
 - 3-3 資料保存の専門家との被災資料への対処の検討
 - 3-3-1 応急処置を終えた被災文書への対処
 - 3-3-2 被災した屏風下張り文書の剥離作業
 - 3-4 資料保存の専門家による襖下張り文書剥離作業の指導
 - 3-4-1 吉岡家文書（賀茂郡西条町）について
 - 3-4-2 下張り文書の剥離作業に必要な用具・材料

- 3-4-3 吉岡家文書の襖下張り剥離作業
- 3-5 ボランティア活動のアンケート
- 3-6 初年度のボランティア活動を振り返って
- 4 今後の取り組みへの展望
おわりに

はじめに

広島県立文書館では、令和5年度から文書館ボランティアを発足させ、文書整理作業を中心に活動を開始した。文書整理のボランティア自体は、かなり以前から館内では検討されてきたものであり、古くからの経緯を知る職員は今や少数になってしまったが、長年の懸案がようやく実を結んだ制度であり、館として今後長く育てていきたい制度である。

アーカイブズ機関の中でボランティア制度をもつ館はいくつか存在するが、その活動内容を詳しく紹介している例は必ずしも多くない¹。そのため、実際にどのような契機でボランティアを立ち上げ、具体的にどのような活動を行い、その結果としてどのような成果があり、今後に向けての展望はどうかといった詳細が伺える事例は少ない。当館のボランティアは、始まってまだ間もない状況であるが、立ち上げから活動を軌道に乗せるまでの経過を詳しく報告することで、今後ボランティア制度の立ち上げを検討する機関・団体にとって、あるいはアーカイブズ機関でボランティア活動に関わる人々にとって、多少なりとも資することがあるかもしれない。そのような考えから、当館でのボランティア立ち上げの経緯と活動について、以下具体的に紹介していくことにする。

¹ アーカイブズとボランティアの関係については、さしあたり全史料協会の誌『記録と史料』第28号（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、2018）の「特集・ボランティアと歩むアーカイブズ」に所収の諸論文を参照。尼崎市立地域研究史料館（河野未央氏・城戸八千代氏）、徳島県立文書館（金原祐樹氏）、十日町情報館（高橋由美子氏）、大阪産業労働資料館（谷合佳代子氏）の各館におけるボランティア活動を紹介している。また、同誌では、特集の4論文のほかに、地域住民が立ち上げた史料保存ボランティア活動の事例として、西向宏介「『稲岡工業株式会社文書』保存会の活動について―地域住民が担う史料保存活動の姿―」も収録する。なお、十日町情報館については、古文書整理ボランティアの活動の歩みを記録した冊子（『新潟県中越大地震と資料整理―十日町市古文書整理ボランティアのあゆみ―』、十日町市古文書整理ボランティア、2015）が刊行されている。

1 ボランティア活動の契機と目的

1-1 文書館ボランティア開始の経緯

未整理の収蔵文書を大量に抱え、苦慮しているのが大方のアーカイブズ機関の姿であろう。当館のボランティア制度の検討は、平成17年度末に遡る。平成18年（2006）2月10日に、当館が事務局を務める広島県市町公文書等保存活用連絡協議会（広文協）の研修会が廿日市市で開かれ、そこで廿日市市の資料整理ボランティアについて報告がなされたのが一つのきっかけであった²。当館でも、その当時すでに未整理文書の山積が課題となっており、職員による整理だけではとても間に合わない状態であった。資料整理ボランティアの募集が検討され、ボランティアを養成するための資料整理ボランティア講座の実施が検討された。具体的には、当館で開館以来実施してきた古文書解読入門講座及び続古文書解読入門講座（当初は古文書解読中級講座）の修了者を会員とする古文書解読同好会の会員を対象に、資料整理の基本をどの程度理解され、作業を実践できるかを見極める機会を設け、その結果により制度の創設の是非を検討するというものであった。

平成18年（2006）2月に古文書解読同好会の会員に説明し、アンケートをお願いして有志の方から回答をいただき、館長のもとで検討がなされた。

しかし、この試みは、その後他の業務が繁多となる中で進展しなかった。文書整理業務は、他の業務との兼ね合いでとかく後回しにしてしまうのがどの機関でも共通した日常業務の姿であり、結果的にボランティアの立ち上げも後回しにされてきたと言えよう。

しかし、現実には文書館ボランティアを立ち上げようという機運を生み出す出来事が起きた。「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」災害の発生である。この当時、当館では11ヶ所から11,000点余りの被災文書を受け入れ、乾燥・クリーニングなどの保全活動を行った。活動の詳細は当館の紀要第15号等³に

² 『広文協通信』第9号（広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会、2006）3～4頁。

³ 西向宏介・下向井祐子「広島県立文書館における『平成30年7月豪雨』被災文書のレスキューと保全活動」（『広島県立文書館紀要』第15号、2020）。ほかに、西向宏介・下向井祐子「広島県における『平成30年7月豪雨』被災文書の保全活動」（『記録と史料』第29号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、2019）でも保全活動の概要を紹介している。

掲載した通りであるが、その際、当館が委嘱する文書調査員や古文書解読同好会の会員の中から有志の方々がボランティアとして保全活動に参加された（ボランティアとして参加していただくにあたっては、再組織された広島歴史資料ネットワーク〈広島史料ネット〉の会員に加入していただき、そこでボランティア保険に加入していただいた）。

平成30年（2018）7月から令和元年（2019）12月まで、アイソレーションガウンに身を包み、マスクやヘアキャップを着用するといった重装備での作業を1年半にわたって続けていただいたが、保全活動の終了後も、ボランティアを続けたいとの要望をお聞きすることとなった。このような機運を契機として、文書館ボランティアの立ち上げを当館としても現実問題として検討することになったのである。

以上のように、当館では被災文書レスキューのボランティア活動という実績を前提として、文書館ボランティアが立ち上げられることになった。もっとも、その後当館ではデータベースシステム導入の検討があり、さらには新型コロナウイルス感染症の流行による臨時休館や各種事業の中止といった事態が生じたことにより、文書館ボランティアの検討も一時中断することになった。しかし、被災文書レスキューの活動を行ったことは、結果として、当館でのボランティア導入をスムーズに進めるための基礎になったと言える。

通常、行政機関がボランティアの受入れを行う場合、制度を作って広くボランティアを公募するのが一般的であろうが、文書館で行う収蔵文書（古文書）整理ボランティアの場合、作業内容がやや特殊であるため、実際のところ誰でもいいというわけにはいかない⁴。古文書の読解力や取り扱いに関す

⁴ ボランティアの募集をどの範囲で行うかについては、意見が分かれるところであろう。自治体のボランティアでは、広く公募するのが通常の方法であろう。しかし、収蔵文書整理という一定の難易度のある作業を初めてボランティアによって実施しようとする際、いきなり広く公募することはある意味冒険でもある。尼崎市立地域研究史料館（現在は尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ）の場合、近年では市内外を問わず、利用経験のない人も含めて広く参加者を受入れているようであるが（河野未央・城戸八千代「尼崎市立地域研究史料館の実践—ボランティアとの協働—」『記録と史料』第28号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、2018）、当初は館が能力・適性を踏まえつつ、「個々の協力者との間にひとつひとつつながりを作っていく」という形でボランティアを組織したことが伺える（「座談会 史料館を利用する、史料館でボランティア」『地域史研究』通巻92号、尼崎市立地域研究史料館、2001）。

る一定の力量が必要であり、また館の方針や整理手順等を理解した上で協調性をもって作業していただく必要もあるため、ボランティア養成講座のような講習機会をある程度設ける館もあろうが、その準備に要する負担は決して少なくない。

しかし、当館の場合、すでに被災文書レスキューという過酷な作業をボランティアとして担っていただいた経験があり、また入門講座の受講以来、古文書解読について長年の経験をお持ちである方々が文書館ボランティアに参加していただければ、そのような養成期間は不要となるため、スムーズな文書館ボランティアの立ち上げが可能となる。当館の文書館ボランティアは、このような事情を前提として発足したのである。

1-2 ボランティアの本質と文書館ボランティア

ところで、当館におけるボランティア立ち上げの目的は、膨大な未整理文書を少しでも多く整理・公開することにあつた。この場合、ボランティア活動のもつ意味とは、収蔵文書の整理を促進させることで収蔵文書の公開率を高め、より多くの文書を来館者に利用していただくことにつながるという、社会貢献にあることは言うまでもない。

しかし、そもそも一般的にボランティアとは何かという本質論に立ち返って考えてみると、それは困難を抱えている人々に対する無償の奉仕ということになる。相手が抱える困難を自分自身の問題と考え、無償の奉仕をしながら相互の信頼関係が生まれるのがボランティアであり⁵、その最も分かりやすい姿が災害等の被災現場におけるボランティア活動である。

阪神・淡路大震災後の被災者支援のボランティア活動を担った野崎清美氏は、尼崎市立地域研究史料館でボランティアとして活動する人たちと座談会を行った感想として、次のように述べている⁶。すなわち、「歴史の分野に関わるボランティアの皆さんは、他の分野のボランティアに比較していわゆる『ボランティア意識』が希薄」（つまり、ボランティアをやっているという意

⁵ ボランティアの基本的な考え方については、金子郁容『ボランティア もうひとつの情報社会』（岩波新書235、岩波書店、1992）、秦辰也『ボランティアの考え方』（岩波ジュニア新書324、岩波書店、1999）を参照。

⁶ 野崎清美「利用者から主人公へ—歴史・文化の分野におけるボランティアの可能性—」（『地域史研究』通巻92号、尼崎市立地域研究史料館、2001）。

識があまりなく、むしろ好きでやっているという意識)であり、しかし、かといって「活動に対する意識が低いかといえばむしろ逆で、史料館に関わっているボランティアの方々は、皆さん非常に意欲的」であり、「自分の興味関心から出発しながら、地域にとって大切な史料の保存・活用や、歴史教育などに大いに貢献されている」と。

アーカイブズ機関で活動するボランティアの方々のこうした特徴について、野崎氏は、ボランティア活動の社会的意味が一般的に認知されにくいことが背景にあるのではないかと述べている。つまり、医療や福祉、国際協力などのボランティアは、人が困っていることに対して直接働きかけるため、ボランティアであることが他者の目から見ても分かりやすいが、歴史・文化に関連するボランティアの場合は、その取り組みの社会的意味がストレートには認知されにくく、そのことが「ボランティア意識」の希薄さと関係しているのではないかという。たしかに、ボランティア本来の意味に照らし合わせて考えてみると、文書館での収蔵文書整理のボランティアは、被災者支援のボランティアなどに比べて、ボランティアとして行う意味合いがやや分かりにくいかもしれない。

一方、新潟県十日町市の古文書整理ボランティアを担った十日町情報館の高橋由美子氏は、震災での被災文書レスキューを契機に導入した自館の古文書整理ボランティアについて、次のような認識を示している⁷。

「日本全体を俯瞰すれば、少子化や高齢化により家や集落の維持や運営が困難な地域が増加していることが見て取れる。こうした日本社会の変容は、家や地域で守り伝えてきた古文書などの歴史資料を個人の力で保管することが、遅かれ早かれ困難となることを予見させる。つまり、自然災害による被災は、いわば時計を早回しにして、そうした問題を急迫させる出来事なのであり、つまるところ日本全国の共通課題でもあると言えよう。」

この指摘は、被災文書レスキューのボランティアも、文書館の収蔵文書整理のボランティアも、根は同じであることを気づかせてくれる。少子・高齢化さらには都市化と過疎化の進行による地方消滅の危機は、全国一市町村合併が進んだ広島県の場合、非常に深刻な問題である。豪雨災害などの災害に

⁷ 高橋由美子「十日町市古文書整理ボランティアのあゆみ—市民参画による資料整理の意義と展望—」(『記録と史料』第28号、前掲注(1))。

よる文書の消失だけでなく、地域に長く残されてきた文書が日常的なレベルで徐々に消失しており、その傾向は今後さらに拍車がかかることが予想される⁸。広島県内で数少ないアーカイブズ機関である当館が収蔵文書の整理を滞らせることは、大局的に見ると、県内各地に残る古文書等の最終的な受け皿としての機能を停滞させ、それらの保存の危機につながっていく問題である。従って、文書館における収蔵文書の整理は、被災文書レスキューとは異なるレベルの時間軸で取り組む文書レスキューだと言える。

被災文書のレスキューでは、文書の劣化を防ぐのに一刻を争うため、ボランティア作業に要する労力も大きく、心身ともにゆとりのない状態で作業を行う。これに対し、収蔵文書の整理では、そうした切迫感がなく心身にゆとりをもって取り組めるため、文書整理作業を通じて様々な興味関心が生まれ、作業によって館の業務に資するだけでなく、ボランティアの方々自身にとっての人生の喜びあるいは生涯学習につながる側面がある。そのことが、さきに野崎氏が指摘したような一般的な意味でのボランティアと史料館での歴史・文化に関連するボランティアとの違いにつながっているように思える。日々の館内での閲覧対応や展示・講座・講演等の業務を通じて感じることは、そもそもアーカイブズとしての文書には、それ自体人生を支え、生き甲斐や喜びを喚起する要素を内包しているということであり、それゆえ、収蔵文書の整理という仕事は、生涯学習の要素を兼ね備えたボランティア活動を可能にするように思われる。

アーカイブズ機関にとっても、こうしたボランティアとの協働は、アーカイブズ機関が本来的に目指すべき姿を体現するものであるとも言える。尼崎市立地域研究史料館（現尼崎市立歴史博物館）の辻川敦氏は「市民文書館」（広く市民社会の理解と協力を得て支えられる文書館）という考え方を提唱しているが⁹、ボランティアと協働し、ボランティアと共に歩む文書館の姿はま

⁸ 広島県内における地域史料消失の危機については、西向宏介「地域史料所在調査と自治体文書館の役割—広島県の事例をもとに—」（国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』、勉誠出版、2017）を参照。

⁹ 辻川敦「日本における『市民文書館』の理念と実践」（『地域史研究』通巻112号、尼崎市立地域研究史料館、2012）。

さにこの「市民文書館」を体現するものであり¹⁰、自治体のアーカイブズ機関にとっては、まさに本来の姿を示すものとも言えよう。

では、以下の章において、当館におけるボランティア開始に至る準備作業とボランティア開始後における実際の取り組み内容について、具体的に紹介していくことにする。

2 ボランティアの発足にむけて

本章では、令和5年度から開始した当館でのボランティア活動について、ボランティアの発足にむけた準備や、活動の場を作っていく過程について、具体的に紹介する。

2-1 ボランティア活動への参加呼びかけ

令和5年(2022)4月、文書館ボランティアの募集を開始した。まず、「平成30年西日本豪雨」で被災した文書の保全活動にボランティアとして継続して参加された方々に呼び掛けたところ、9名¹¹が参加を希望してくださった。参加希望者には、「広島県立文書館ボランティア参加申込書」を提出していただき、活動の日程調整を行い、連絡用の参加者名簿も作成した。

活動初回は5月8日とし、当館研修室で、ボランティア希望者へのガイダンスを行った。被災文書の保全活動を通じてお互い顔見知りの方々と、初回から和やかな雰囲気である。ガイダンスでは、古文書担当職員が文書館ボランティアの実施の趣旨などを説明し、活動日や作業時間については、皆さんの都合をお聞きして、毎週月曜・水曜(週2日)、昼休憩(12:00~13:00)をはさみ10時から15時の間で自由に参加できるよう設定した。

ボランティアの皆さんは広島史料ネットの会員で、ほとんどの方が広島県立文書館古文書解読同好会のメンバーでもある。古文書や歴史への興味・関心が高く、崩し字解読や古文書取り扱いについての基礎的な知識を持ち、保全活動で被災した文書の乾燥・開披作業などにボランティアとして熱心に取り組

¹⁰ 河野未央・城戸八千代「尼崎市立地域研究史料館の実践—ボランティアとの協働—」(『記録と史料』第28号、前掲注1)を参照。尼崎では、この「市民文書館」の理念に基づいて、ボランティアのほか、レファレンスに重点を置いた業務の実践をはかっている。

¹¹ うち2名は、当館の文書調査員として、県内の史料所在調査を担当している。

り組まれた経験もある。そこで、今年度は、まず古文書の整理（未整理文書のドライクリーニング、仮目録の作成、封筒への収納、中性紙の手作りの折込秩の作成など）に重点を置いた活動を行い、破損した文書の簡易な補修などにも取り組むこととし、今後は、収蔵古文書の解説や資料集の作成、写真や古文書以外の未整理資料の整理など、活動の幅を少しずつ広げていくことにした。また、ボランティアの学びやスキルを深めるために、資料保存の専門家をお迎えして、襖下張り文書の解体・剥離などについても、指導を受ける機会を設けることとした。

ボランティア活動中に生じた事故等による傷害等を補償し、安心して活動に専念できるように、（公財）スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入し、加入手続きは、保険料を県が負担して当館でまとめて行った。

2-2 古文書整理に必要な資料の作成

ボランティア活動での古文書整理の参考資料として、当館における古文書の受入から保存までの段階的な流れや手順をまとめた「古文書の整理手順¹²⁾」（資料1）を作成した。ボランティアの皆さんからも、当館での古文書整理について基本的な流れを知りたいという要望があり、この資料では、②点数確定と④第一次整理でボランティアが担当する作業を、斜体と赤色破線の囲みで示し、それぞれの作業が古文書整理業務のどの段階にあたるのか、概観できるようにした。また、古文書の形態（堅紙、切紙、折紙、堅冊、横長、横半、括、包、袋など）をまとめた図（資料2）も作成し、作業中に参照できるようにパネルも掲示した。「古文書整理の手引き¹³⁾」（資料3）では、整理の手順、文書の目録の項目ごとの説明や目録をとるためのヒント、収納方法などをわかりやすく記した。

¹²⁾ 大学学外実習などで、古文書の整理と保存業務について説明するために作成したチャート図を、ボランティア用に改訂した。

¹³⁾ 資料作成にあたっては、「地域史料保存活用の手引き③—目録作成・装備・公開編」（群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会）を参考にさせていただいた。

古文書の整理手順（受入⇒整理⇒保存⇔利用）

資料 1

① 受入

- ・香艸番託整理表を作成
文書群番号・文書番号などを決
めて、文書群の情報をまとめる。

殺菌殺虫処置

- ・熨蒸
- ・低温殺虫処置



② 点数確定

- ・文書の現状を撮影して記録
- ・文書の点数を確認

文書群の概要目録を作成

- ・事業年報と文書館だよりで紹介

劣化原因の除去

- ・ドライクリーニング
埃・汚れの除去
- カビへの対処
- ・異物の除去・綴じ直し
- クリップ・ホッチキス
- セロハンテープなど
箱の入れ替え
- ・中性紙の保存箱へ収納
- ・破損した文書への保存手当
→ 中性紙の薄葉紙で包む

③ 整理担当者決定

- ・文書を1点ごとに整理
- ・仮目録を作成
→ 出納できる状態にする。

仮目録を完成させたうえで

閲覧室やホームページで
公表

保存容器への収納

- ・中性紙封筒
- ・中性紙の帙
文書の大きさに合わせて
厚紙で帙を作成
- ・中性紙の保存箱

簡易な補修

- ・剝離部分の糊付け
- ・破損部分の補修

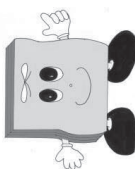
④ 第一次整理

⑤ 第二次整理

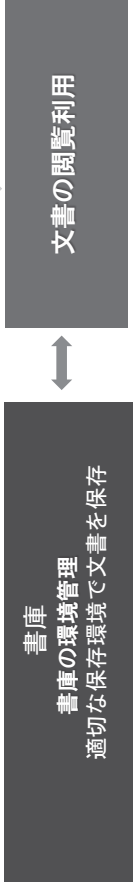
- ・文書の成り立ちや構造の
分析作業を行う。



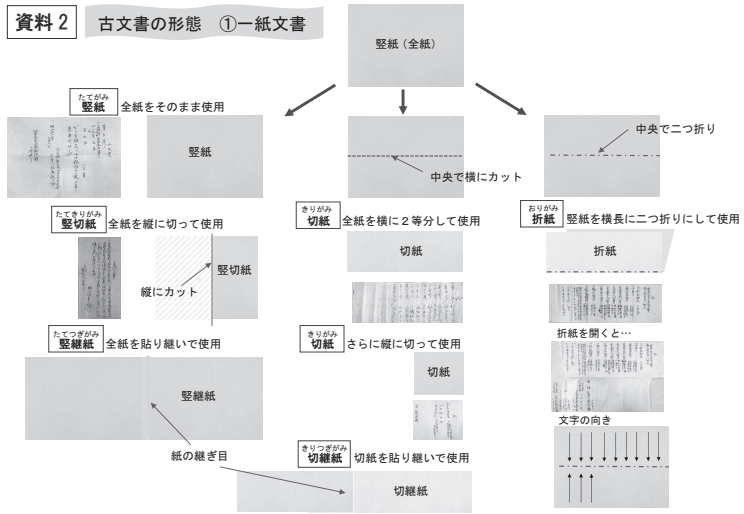
⑥ 目録の刊行



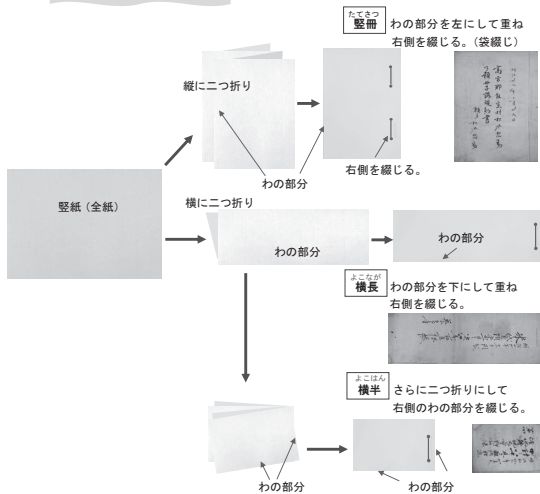
ボランティア活動では
②点数確定と④第一次整理の
斜体と「 」部分の作業を
行う予定です。
よろしくお願いたします！



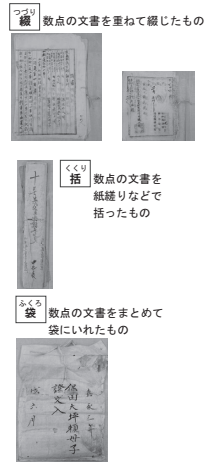
資料2 古文書の形態 ①一紙文書



古文書の形態 ②冊子



③綴・括・袋



古文書整理の手引き

○古文書の整理

古文書は、①受入⇒②点数確定⇒③整理担当者決定⇒④第一次整理、の段階ごとに整理を進めて、書庫で保存しています。(「資料 1 古文書の整理手順」を参照)

○文書群番号と文書番号

古文書には、文書群番号と文書番号をつけて、保存・管理しています。

- ・ **文書群番号** それぞれの文書群ごとの番号 (6桁)。文書の受入時に決めます。
ex. 202301 (2023 : 受入年度 (西暦)、01 : 受入順に 01、02、…)
- ・ **文書番号** 文書整理時に文書 1 点ごとに 1 番から始まる通し番号をつけます。

○古文書の目録

古文書の目録は、文書 1 点ごとの基礎データとして、文書の管理と利用になくてはならないものです。第一次整理で仮目録を作成することで、文書の利用・活用が可能になります。

○第一次整理 (ボランティアのみなさんには、1~4の作業をお願いする予定です。)

1. 仮目録の作成
 - ・ 古文書を 1 点ごとに整理して、項目ごとの情報を目録用紙に記録します。
項目ごとの記入はわかる範囲で行い、不明の部分は空白でかまいません。
 - ・ 文書には、文書群番号・文書番号を記した付箋を挟み込みます。
※付箋は中性紙を 3~4 cm 幅にカットして作成
2. 保存容器へ収納
 - ・ 1 点ずつ中性紙の封筒へ入れて、文書保存箱に収納します。
封筒に入れる際に文書を傷めないように気をつけます。
※破損している文書⇒中性紙の薄葉紙で保護して封筒にいれます。
※封筒に入らない大きさの文書⇒大きさに応じた中性紙の帙を作成します。
すぐに帙が作れない場合は、とりあえず薄葉紙に包み、目録の「備考 2」欄に「要帙作成」と記入しておきます。
3. 簡易な補修
 - ・ 文書に汚れなどがあれば刷毛で払い、折れ皺なども伸ばしておきます。
 - ・ 剥離した継ぎ目などは、生麩糊で貼り直します。
※糊を使う補修は必要最小限にとどめます。
補修する場合は、補修前、補修後の状態を撮影して記録します。
4. 仮目録のパソコン入力
 - ・ 目録用紙に記入した情報をエクセルファイルに入力します。
5. 仮目録は職員が完成させたいうで、閲覧室やホームページで公表します。

○古文書の目録のとおり方

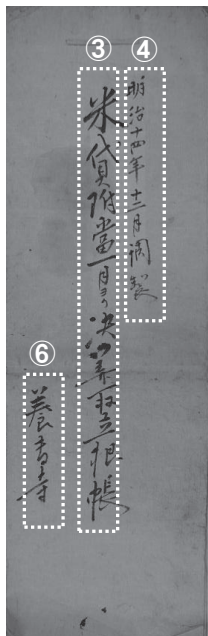
- 古文書を1点ごとに整理して、項目ごとの情報を目録用紙に記録します。
項目ごとの記入はわかる範囲で行い、読めない字は■で表示するか、[]と表示します。
不明の部分は空白にしておきます。

①	文書番号	文書1点ごとに付与する通し番号。 ※福島家文書には、中性紙の付箋に文書番号が記入してあるので、その番号を目録用紙に転記します。
②	枝番号	袋、括、綴などは中身の文書1点ごとに枝番号を付与します。
③	表題	文書の内容を記します。 文書の表紙や右端等に原表題があれば、それを記入します。 原表題だけでは内容がわかりにくいものは（ ）書で補足。 原表題がないものは[]に内容を記します。 ※表題が不明の場合は空白にしておきます。
④	年代	文書の作成年月日を記入します。 写本などは、写した年月日を（ 写）と記入します。 推定した年代は（ ）書で記入します。 ※年代が不明の場合は空白にしておきます。
⑤	西暦	9桁で記入します。 (例) 202306005 2023（西暦）+06（月）+0（閏月の場合は1）+05（日）
⑥	作成	文書の作成者（差し出し）と文書の宛先を記入します。 「作成者→宛先」で表示します。肩書きは、原則記入します。 推定の場合は、（ ）書で記入します。 連署の場合は、○○（先頭者）外○名とします。 奥書・裏書は〈 〉書で示します。 ※作成が不明の場合は空白にしておきます。
⑦	形態	形態は、「資料2 古文書の形態」を参照して記入します。 一枚ものの文書で資料2の形態に該当しないものや断簡などは、「一紙」とします。罫紙が1枚の場合は「罫紙」とします。
⑧	数量	点数を数字で記入します。
⑨	数量単位	冊、通、綴、括、袋など、数量の単位を記入します。
⑩	中身数量	綴、括、袋など集合文書は、中身の点数を記入します。
⑪	備考1	特記すべきことがあれば記入。（公表してもいい情報）
⑫	備考2	整理中の気づきなどがあれば記入。（公表しない情報）
⑬	破損状況	虫損、破損、折皺、カビ痕、水濡れ痕など簡潔に記入します。
⑭	修復	補修日時、補修者、補修内容を記入します。

○ 目録をとるためのヒント

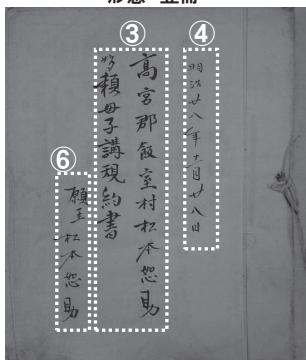
冊子文書は表紙の情報に注目！

形態 横長



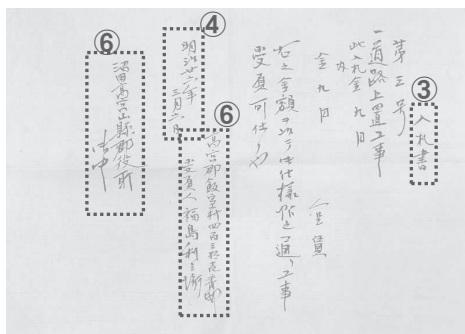
- ③表題：米貸附当月ヨリ決算
取立根帳
- ④年代：明治 14 年 12 月調製
- ⑥作成：養専寺
- ⑦形態：横長
- ⑧数量：1
- ⑨数量単位：冊

形態 竖冊



- ③表題：高宮郡飯室村松本恕助始
頼母子講規約書
- ④年代：明治 28 年 11 月 28 日
- ⑥作成：願主松本恕助
- ⑦形態：竖冊
- ⑧数量：1
- ⑨数量単位：冊

一紙文書は文書の右端と
奥(左側)の情報に注目！



- ③表題：入札書
- ④年代：明治 26 年 5 月 6 日
- ⑥作成：高宮郡飯室村受負人福島利兵衛→沼田
高宮山縣郡役所御中
- ⑦形態：竖紙 ⑧数量：1 ⑨数量単位：通

○中性紙の保存容器への収納

- ・ 文書を温湿度の変化や紫外線、大気汚染物質、衝撃などから守ります。
 - ・ 文書（酸性紙）の酸性ガスを吸着してくれます。
 - ・ 出納時の出し入れが安全にできます。
- ※文書に無理な力が加わらないように、文書の姿勢を正しくして、収納します。

① 封筒への収納

封筒のサイズ 5種類（下の写真参照）

封筒の表の欄に、文書群名 文書番号 数量 表題 年代 作成、を記入
備考欄には、破損等、取り扱いなどの留意点があれば記入しておきます。

② 破損した文書の収納

中性紙の薄葉紙（ピュアSILティッシュ）で包みます。（折りたたみ方法）

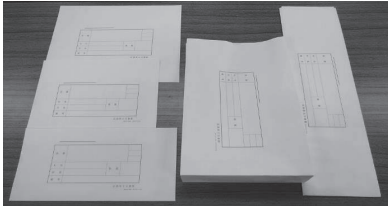
封筒への出し入れで文書を傷めないように 中性紙の鞘（二つ折りの当て紙）を使ってもよいです。

③ 厚みのあるもの・封筒に入らないサイズの文書の収納

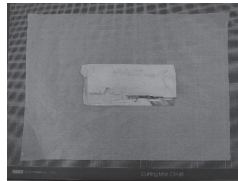
大きさに応じた折込帙（中性紙の厚紙を使用）を作成します。

※すぐに帙が作れない場合

→とりあえず薄葉紙に包み、目録「備考2」欄に「要帙作成」と記入しておきます。



中性紙の封筒（5種類）



中性紙の薄葉紙で包む。
（折りたたみ方法）



■ 作業に必要なもの(下記)は、文書館で準備します。

筆記用具（鉛筆、消しゴム）

使い捨てビニールエプロン

ドライクリーニング用の用具（刷毛、小筆、マイクロファイバーふきんなど）

崩し字辞典、広島県の地名辞典、年代早見表など

パソコン（1台、ボランティアのみなさんと共用）

■ 6月から蒸し暑い季節となります！作業中の水分補給など、体調には十分気をつけて、休憩をとりながら活動しましょう。よろしくお願いたします！！

■ 参考資料：「地域史料保存活用の手引き③ 一 目録作成・装備・公開編」

（群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会）

2-3 活動の作業場所と必要な用具類などの準備

○作業場所、参加予定表、名札など

ボランティアの作業は、当館の研修室¹⁴で行い、古文書整理の作業の動線を考慮して、机と可動式のパーテーションの配置を工夫した(図1、写真1)。作業中や昼休みにゆっくり休憩できるスペースも設けた。研修室は、館の業務などで使用することもあるため、ボランティア活動の際は、研修室の中央を仕切り、研修室の半分のスペースを使用している。可動式のパーテーションには、活動の参加予定表、ボランティアの名札、整理している文書群に関連した写真パネル、ホワイトボードなどかけて、掲示板としても活用した(写真2)。ボランティアの出欠は、参加予定表に各自で記入することにした。広い作業場所が必要な場合は、中央の仕切りを取り除き、研修室全体を使って作業を行っている。古文書解読入門講座や館の研修などで研修室を使用する場合は、ボランティア作業終了後に机をスクール形式に並べ替えて、そのつど講座用に模様替えをしている。

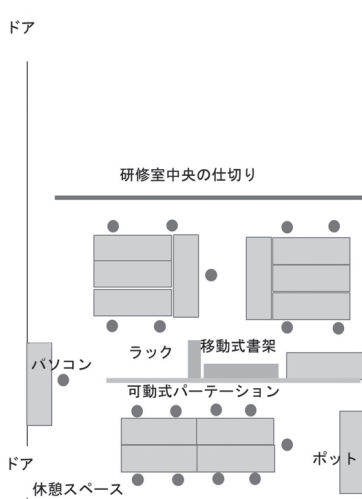


図1 ボランティア作業スペース
(研修室)



写真1 ボランティア作業スペース



写真2 活動予定表・名札など
(休憩スペース)

¹⁴ 研修室の広さは94㎡(スクール形式で62人収容)。

○作業で使う用具や材料類、古文書整理で使う参考図書類

古文書整理などの作業に必要な用具や材料は、使いやすいようにスチールラックなどにまとめて配置し（表1、写真3）、整理前や整理後の文書を置くためのスチール製移動式書架も準備した（写真4）。ラックや移動式書架¹⁵に用具類や文書をまとめて置いておくと、館の業務で研修室を使用する際に、他の場所へ移動させることが容易で便利である。文書の仮目録のデータ入力に使用するため、ボランティア用のノートパソコン1台¹⁶も用意した。

古文書の解読に必要な崩し字辞典や広島県の地名辞典などの参考図書類も、自由に使用できるように移動式書架に配置し、研修室の隣の閲覧室の開架図書類（広島県史など）も、適宜、整理に活用してもらった。

手書き用目録用紙（A3）	カッティングマット	ドライクリーニングボックス
鉛筆	カッター	ドライクリーニング用簡易トレイ
消しゴム	はさみ	HEPA フィルター付掃除機
パソコン	ものさし（50cm、30cm、20cm）	消毒用エタノール
ハードディスク	目打ち	クイックルワイパー
古文書収納用中性紙封筒（5種類）	布製メジャー	使い捨てビニール手袋
中性紙の付箋	レーヨン紙	使い捨てエプロン
ピュアSILティッシュ	刷毛	マスク
A Fハードボード	小筆	使い捨てキャップ
A FプロテクトH	ピンセット	ぞうさん
綿テープ	生麩糊	ビニール袋
スチール製移動式書架	マイクロファイバークロス	ゴミ箱
スチールラック	キムワイブ	電気ポット

表1 準備した用具・材料



写真3 用具を置くスチールラック



写真4 文書を置くスチール製移動式書架

¹⁵ スチールラックや移動式書架は、古文書庫での文書配架用に購入し、被災文書の保全活動でも、文書の乾燥作業などに使用したもの。

¹⁶ 備品として当館にあったものを使用。データ保存用のハードディスクも準備した。

3 ボランティア活動での様々な取り組み

令和5年6月3日、9名のボランティアの皆さんが活動を開始した。本章では、活動での様々な取り組みについて紹介する。ボランティア活動については、古文書担当の主任研究員（西向）が、活動の予定や内容、ボランティアへの連絡など活動全体を総括し、古文書担当職員（下向井）が作業の内容をコーディネートして、活動日の作業は2人でサポートしている。

3-1 古文書の整理

3-1-1 古文書の段階的整理とボランティア活動

当館では、古文書の整理を、①受入⇒②点数確定⇒③整理担当者決定⇒④第一次整理⇒⑤第二次整理⇒⑥目録刊行、の段階¹⁷を定めて整理を進めている（前掲資料1参照）。

この段階的整理の概略は以下の通りである。

① 受入

文書群番号、文書群名を付与し、文書の概要とともに、家の歴史、文書群の管理・保存の歴史に関する情報を寄贈文書整理表にまとめる。

② 点数確定

受入時の文書の現状をデジタルカメラで撮影し、点数を確認（確定）して、文書の状態や概要を記録する。これは整理前の予備調査ともいえるものである。文書には文書番号を付して、その番号を記した中性紙の付箋を挟み込む。点数が大量の場合は、点数のみを数える場合もあり、点数が少ない場合は、この段階で仮目録を作成する場合もある。文書のドライクリーニング（埃払い）も行い、受入時の箱などから中性紙の保存箱に入れ替える。点数確定した文書群は、事業年報に掲載し、閲覧室の「収蔵文書群一

¹⁷ 当館の古文書の段階的整理については、長澤洋「古文書整理業務の20年」（『広島県立文書館紀要』第10号、2009）、「文書館の仕事⑰ 受入れ古文書の整理」（『広島県立文書館だより』第41号、2017）で紹介している。また、この段階的整理に基づく古文書保存管理の実践については、下向井祐子「広島県立文書館における古文書の保存管理－そのあゆみ課題－」（『広島県立文書館紀要』第10号、2009）、同「広島県立文書館における文書の保存手当について－受入文書の整理を中心として－」（第11号、2011年）も参照。

覧」に追加して、文書館だよりで文書群の概要を紹介している。点数確定後、文書を古文書庫に仮配架する。

- ③ 整理担当者を決める。
- ④ 第一次整理（仮目録の作成）

仮目録は、文書1点ごとの基礎データとして、文書の管理と利用にかかせないものであり、第一次整理で仮目録¹⁸を作成することで、はじめて、文書の出納利用が可能となる。整理後の文書は、中性紙の封筒や手作りの帙などに入れて、文書保存箱に収納し、書庫で保存している。仮目録作成終了後、整理担当研究員が文書群概要を記述し（文書群名、請求記号、出所、出所地名、分量、収蔵までの経緯、文書の年代、文書群の母体となった家や組織の歴史、検索手段など）、文書群概要を付した仮目録を閲覧室やホームページで公表している。

- ⑤ 第二次整理

この段階で、文書群の成り立ちや構造の分析作業を行う。

- ⑥ 目録刊行

現在は、①から④までの段階の整理を優先して行い、受け入れた文書を公開利用に供している。

前述したように、点数の少ない文書群に関しては、点数確定と第一次整理を連続して行う場合もあるが、点数が大量の場合、点数確定後、そのまま第一次整理に取りかかれず、仮目録が作成できていない文書群もまだまだたくさんある。そこで、ボランティア活動では、まず④の第一次整理に取り組み、ボランティアの皆さんに仮目録の作成を担当してもらうことにした。

仮目録を数人で分担して作成するためには、あらかじめ文書に文書番号（通し番号）を付与しておく必要がある。そこで、今年度は、点数確定段階で文書番号が付与されている文書群を選んで、整理を進めることにした。仮目録作成では、表形式の手書き用目録用紙（A 3サイズ）に、前掲資料3のp 2を参照しながら、表題、年代、作成など各項目のデータを、わかる範囲で記述してもらい、参考資料として、仮目録の記入例も配布した。また、手書き

¹⁸ 仮目録の項目は、文書番号、枝番号、表題、年代、西暦、作成（差出・宛先）、形態、数量、数量単位、中身数量、備考、破損状況、修復状況などである。仮目録作成では、括・袋・包など集合体の文書の内訳点数も正確に記録し、その内訳が容易に整理できるものは、枝番号を付して整理している。

仮目録をExcelファイルに順次入力してデータ化する作業も、ボランティアが担当することとした。

また、今年度受け入れた点数の少ない文書群については、②の点数確定と④の第一次整理をボランティアに担当してもらい、仮目録の作成や、生麩糊を使った文書の簡易な補修などにも取り組むことにした。

以下、ボランティア活動で取り組んだ古文書整理を、具体的に紹介する。

3-1-2 福島家文書（高宮郡飯室村）の整理

福島家文書は平成29年（2017）に受け入れた文書群で、分量は、木箱1箱、段ボール箱2箱、紙袋8袋である。福島家は江戸後期に分家し、分家二代目の利兵衛の時、太田川水運等を利用した商業活動で資産家となった。屋号は「吉野屋」で、福島家の当主は、高宮郡飯室村（現広島市安佐北区飯室）の村会議員などを務めている。文書は、明治期の村会議案、広島県の布達類、地券、幕末から昭和戦前期までの家関係の帳簿類などである。

福島家文書は、受入後、点数確定作業を行い、文書に1点ずつ文書番号（No. 1～No.1477¹⁹）を付し、文書群番号と文書番号を記した付箋²⁰を挟み込んである。文書は点数確定時の現状記録の撮影番号ごとに、まとめて中性紙の薄葉紙²¹で包み、文書保存箱に収納して



写真5 古文書整理の様子

いる。文書の概要目録も作成済である。そこで、ボランティア活動で、まず福島家文書の第一次整理（仮目録の作成）に取り組むこととし、撮影番号ごとに薄葉紙で包まれたひとまとまりの文書を、ボランティアがまとまりごと一つずつ分担して、仮目録作成を行った（写真5）。

作業開始時に、前掲の資料2・資料3に沿って、作業の段取りや仮目録のとり方、封筒への収納などについて担当職員が説明し、作業中にわからない点や疑問点があった場合には、職員が個別に説明しながら一緒に対処した。

¹⁹ 文書番号の付箋がない文書は、ボランティアが文書番号を確認して付箋を付した。

²⁰ 中性紙を3センチ幅にカットしたものを付箋として使用。

²¹ ピュアSILティッシュ（TTトレーディング）を使用。

第一次整理の作業は令和5年6月5日から開始し、12月18日に終了した。

平成30年に追加で受け入れた文書149点については、職員が整理を担当し、令和元年5月に第一次整理（仮目録作成）を終えている。

○「福島家文書仮目録」の作成

作業では、「文書番号・枝番号」、「表題」、「年代」、「作成」（差出→宛先）、「形態」、「数量」などを、手書き目録用紙に記入し、特記事項があれば、「備考欄」に記した。破損や虫損などの劣化症状は、「破損状態」の欄に記入した（写真6）。

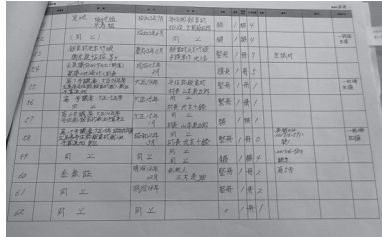


写真6 A3手書き目録用紙

明確な表題がない場合は、文書の内容を読み取って、わかる範囲で〔 〕に内容を記述した。崩し字の読み方や用語の意味が分からない場合は、辞典やインターネット検索などを活用しながら、ボランティア同士で相談し合ったり、難解な崩し字や特殊な用語については、古文書担当職員がそのつど解説や解説をして、作業をフォローした。点数確定の段階で、大まかなドライクリーニングを終えていたが、再度、刷毛などで1点ずつ丁寧に埃払いや折れ皺のばしを行った。

○文書の保存装備

目録作成後の文書は、1点ずつ中性紙の封筒や薄葉紙²²に包むなどの保存装備を行い、文書保存箱に収納した（写真7）。封筒への収納²³では、文書を傷めないように注意して、文書に無理な力が加わらないようにすることが大切である。封筒のサイズは5種類あるの



写真7 文書の保存装備

で、文書の大きさに合った封筒を選んで収納した。封筒表には、文書群名・文書番号・数量・表題・年代・作成を鉛筆で記入し、管理上・利用上の留意点があれば、備考欄に記入（たとえば破損している文書の場合、「破損につ

²² ピュアSILティッシュ（中性紙）を使用。

²³ 山田哲好・廣瀬睦「史料館における史料保存活動」（『史料館研究紀要』第22号、1991）に掲載されている封筒への収納方法・保存映の作成方法などの図解（p123～134）は、大変わかりやすく、参考資料として活用した。

き取扱注意」などと記入)した。また、文書が破損している場合は、封筒への出し入れで文書を傷めないように、中性紙を二つ折りにした鞘(当て紙)で挟むか、薄葉紙で包んで、封筒に収納した。

封筒に入らないサイズの文書は、文書の形態に合わせた中性紙の折込帙²⁴をボランティアの皆さんが手作りして収納した(写真8、写真9)。折込帙は、文書の大きさを計測して作成するので、完成した帙は文書にぴったりフィットしており、文書を傷めずに保存できる。点数の多い一括文書は、中性紙の段ボール板²⁵で折込帙を作成し、まとめて収納した。

○手書き仮目録のデータ入力

パソコンを使用した仮目録のデータ入力(Excel)もボランティア1名が継続して担当した²⁶(写真10)。令和5年12月18日に約1,477点の仮目録作成と文書の保存手当、文書の書庫への配架、目録のデータ入力終了し、文書の検索と出納が可能となった。手書き仮目録も番号順にフラットファイルに綴じて保管している。

今後は、担当研究員が「吉岡家文書仮目録」の内容を点検して完成させ、文書群概要を作成したのち、閲覧室やホームページで公開する予定である。



写真8 折込帙



写真9 折込帙の作成



写真10 目録のデータ入力

²⁴ 文書の厚みや大きさによって、AFハードポート(厚さ0.45mm)とAFプロテクトH(209.4g/m²)を使い分けた。帙の紐には文化財用の綿テープを使用した。

²⁵ アーカイバルボード(TTトレーディング)を使用した。

²⁶ Excelに入力したデータは、そのつど外付けハードディスク2台に保存している。

3-1-3 浄福寺文書（賀茂郡風早村）の整理

浄福寺は賀茂郡風早村（現東広島市安芸津町風早）の臨済宗妙心寺派の寺院で、平成元年（1989）に、南北朝時代の大般若経や襖下張り文書などが当館に寄託され、目録も公開されている。令和5年、浄福寺の仏教関係の和書・漢籍類などを追加で受け入れたため、福島家文書の整理と並行して、浄福寺文書の整理もボランティアに担当していただくことにした。点数が少量だったので、点数確定（文書の撮影と点数確認）と第一次整理（仮目録の作成）を同時に行った。令和5年9月27日から作業を開始し、10月16日に132点の第一次整理を終了した。

○点数確定

まず、受け入れた箱から文書を取り出して、状態をデジタルカメラで撮影した。文書を移動式書架に並べて、文書の点数を確認し、文書番号を付けて1点ずつ付箋を挟んだ（写真11）。

○第一次整理（「浄福寺文書仮目録」の作成）

文書は埃や虫の糞などで汚れていたため、刷毛などで1冊ずつ丁寧に埃や汚れを払い、手書き仮目録を作成した（写真12）。和書や漢籍類の書名や作成者、版元などについては、国立国会図書館や国文学研究資料館の検索サイトを活用して確認してもらった。整理後、文書保存箱に収納した文書は古文書庫で保存し、出納が可能な状態である。

○手書き仮目録のデータ入力

完成した手書き目録のデータ入力（Excel）もボランティアが行った。作成した仮目録のデータは、職員が収蔵古文書のデータベース（Access）に移行し、検索が可能である。



写真11 和書の点数確認



写真12 和書の整理

3-1-4 塔野家文書（三谿郡吉舎川之内村）の整理

塔野家文書は平成5年に受け入れた文書群で、和書や手習い本など34点である。点数確定と仮目録の作成など第一次整理は古文書担当職員が担当したが、文書の汚れや破損が顕著だったため、再度のドライクリーニングと仮目録との対照・点検をボランティアに担当してもらい、令和5年11月8日と・13日に作業を行った。はがれた題箋や背表紙の糊差しも行ったが、この作業については後述する。



写真13 簡易トレイ

日常業務のドライクリーニングでは、クリーニングボックス²⁷を使用しているが、ボランティア活動では、9人が同時に作業を行うため、段ボールで作成した簡易トレイを使用した（写真13）。

3-1-5 原家文書（広島浅野家家中）の保存装備

原家は禄高1,800石の広島藩士で、平成9年（1997）、歴代当主が藩主から拝領した直筆や知行目録など約190点と、扇子、扇、軸物などが当館に寄託された。文書目録は担当研究員が作成し、データベースにも入力済みである。当館に寄託される前に水損被害を受け



写真14 原家文書の保存装備

て劣化している文書があり、保存装備ができていなかったため、令和5年11月29日・12月4日・6日に、ボランティアが仮目録と文書を1点ずつ対照しながら補訂し、121点の文書を中性紙の封筒へ収納する作業を行った（写真14）。文書番号を記した付箋も新しいものに入れ替えた。

²⁷ 「ドライクリーニング・ボックス」（資料保存器材）や、HEPAフィルター付掃除機と段ボール箱を使って職員が作成した集塵機などを使用。

3-1-6 寺岡家文書（沼隈郡能登原村）の整理

寺岡家は沼隈郡能登原村（現福山市沼隈町）で江戸時代から明治にかけて村役人などを務めた家である。平成24年（2012）、草深村元禄検地帳の写しや、草深・能登原村の宝永8年の差出帳など古文書933点が当館に寄託された。寺岡家文書の一部は、福山市の重要文化財に指定されている。

寺岡家文書は、福山市史編纂室によって文書目録が作成されており、文書には市史の目録の文書番号を記した付箋（ポストイット）が付してあった。当館への受け入れ後、木箱から文書保存箱への入れ替えを行い、点数確定の作業を終えた状態で、書庫に保存している。令和5年12月4日から、ボランティアが担当して、この寺岡家文書の第一次整理を開始し、市史編纂室が作成した目録と文書を対照して目録を校正し、仮目録を作成している。

○「寺岡家文書仮目録」の作成

文書番号順に、福山市史の文書目録のコピーと文書を対照して、目録の記述（表題、年代、作成、形態など）を確認し、訂正や追記が必要であれば、目録のコピーに鉛筆で書き込んだ。文書に貼ってある付箋（ポストイット）の文書番号を中性紙の付箋に転記して、ポストイットを除去し、中性紙の付箋を挟み込んだ。文書番号と枝番号は福山市史の目録のままとするが、枝番号のつけ方のルールが当館と異なるため、点数欄は当館のルールにしたがって記入した。

○文書の保存装備

目録との対照を終えた文書は、中性紙の封筒に入れて文書保存箱に収納した。半紙判の横長帳面は、中性紙（AFプロテクトH 104.7g/m²）の二つ折りの鞘で挟んで、横長帳面用の封筒²⁸に入れた。美濃判の厚みのある横長帳面は、とりあえず薄葉紙（ピュアSILティッシュ）で包んでおき、後日、中性紙（AFプロテクトH 209.4g/m²）と綿テープを使って、折込帙をまとめて作成することにした。

²⁸ 横長帳面用の封筒を40cmの長さにカットして使用した。

3-2 古文書の簡易な補修

塔野家文書(3-3-1)の整理では、生麩糊を使った簡易な補修にも取り組んだ。補修の原則、補修に使う和紙や糊、和紙の喰い裂きやこよりの作り方、題箋の糊付け方法など、補修についての資料も作成して配布した。

○はがれた題箋の糊付け

擦れや糊の接着力の低下、虫喰いなどではがれた題箋があったため、元の位置に糊をつけて貼り戻した。

【使用する用具・材料】

- ① 小筆 *糊をつける。
- ② ピンセット *糊をつけた題箋をつまむ。
- ③ 生麩糊(しょうふのり) *ヨーグルト程度の濃さのものを使用する。
- ④ 不織布(もしくはオープンシート)をカットしたもの
*貼り終えた題箋の上に載せて、重しをして乾燥させる。
- ⑤ 重し・文鎮など
- ⑥ キッチンペーパー *はみ出た糊を拭き取る。

【題箋の糊付けの手順】

- ① 作業の前に、題箋や表紙の汚れを取り除く。
- ② 小筆で題箋に糊を丁寧につける。
- ③ 貼ってあった元の位置に、題箋を貼り付ける(写真15・16)。
- ④ 貼り終わったら、題箋の周囲にはみ出た余分な糊を、キッチンペーパーなど吸水性のある紙で拭き取る。
- ⑤ 貼った題箋の上に不織布をあてて、重しをのせて、しっかり押さえる。
- ⑥ 題箋に湿気があるとカビの原因になるので、しっかり乾燥させる。

【生麩糊を使って補修した文書】

・はがれた題箋の糊付け

塔野家文書(No.1、No.3、No.17)

蔵田家文書²⁹(No.124、帙の題箋)(写真16)



写真15 和書の題箋の糊付け

²⁹ 蔵田家文書(文書群番号201004 賀茂郡寺家村)の「賀茂役人筆順録(役録)」の帙。

- ・はがれた背部分の糊付け
塔野家文書（No.23、No.24、No.33）
剥離した破片の仮止め（No.4）



写真16 帙の題箋の糊付け

3-3 資料保存の専門家との被災資料への対処の検討

令和5年10月18日、国立歴史民俗博物館の天野真志氏・東京大学史料編纂所の山口悟史氏、奈良県立橿原考古学研究所の奥山誠義氏・中尾真梨子氏が来館され、ボランティアの皆さんや職員とともに、応急処置を終えて保存している榎林家文書の状態を確認して、対処の検討を行った。また、翌19日は、天野氏、山口氏、安田女子大学の安田容子氏に、被災した屏風の下張り文書の剥離作業もご指導いただいた。

ここでは、ボランティアが職員とともに、資料保存の専門家から学んだ2日間の取り組みについて紹介する。

3-3-1 応急処置を終えた被災文書への対処

天野氏、山口氏は、平成30年西日本豪雨で被災した文書の保全活動の際、当館に来館して、水損文書の冷凍作業や、解凍・乾燥作業を指導していただき、被災文書への対処についても助言をいただいていた。ボランティアの皆さんは、広島史料ネットのボランティアとして保全活動に参加しており、3年ぶりの再会となった。

また、奥山氏と中尾氏は、水損資料に対するシリカゲルを使用した乾燥剤凍結乾燥法を研究されており、その方法についてもパンフレットでご紹介いただいた。

榎林家文書には臭気がまだ残留しているため、古文書庫ではなく、書庫として使用している地下2階の旧消毒室に仮配架している。今回の点検では、文書保存箱や段ボール箱に入れている被災文書をすべて旧消毒室から研修室に運び、1点ずつ箱から取り出して、文書に残留している臭いや劣化の状態を全員で確認する作業を行った。和紙の帳簿類は水損で劣化しているが、墨

で書かれた文字は読むことができる状態である（写真17・18）。

被災から5年が経過し、文書の臭気をかいてみると、被災後よりかなり軽減している。時の経過で、臭気が少しずつ発散していることが判明した。また、文書保存箱にそのまま入れていた文書と、薄葉紙で包んでいた文書、折込帙に入れていた文書の臭気を比較すると、そのまま保存箱に入れていた文書の臭気が一番少なく感じられ、臭気発散のために、保存場所の換気や、保存箱・保存容器などへの収納方法に配慮する必要があることも指摘していただいた。今後の対策として、奥山氏と天野氏が、保存箱内の空気循環と臭気の発散を促すための仕切りを作ることを提案して下さり、天野氏が試作した（写真19）。今後、ボランティアの皆さんと、この仕切りを少しずつ作成していく予定である。

また、榎林家文書には、被災した葉書や書簡類が7,000点以上あるが、この中には、原爆投下以前の広島市の商家、会社、知人などとやり取りしたものも多く、これだけまとまって残っている例はあまりなく、昭和戦前期の広島市内の様子を知りえる貴重な資料である。葉書類は劣化しているもの多く、天野氏から、アーカイバル・バインダーとポリプロピレン製のリフィル³⁰を保存に活用しては、との助言をいただいた。今後は、ボランティア活動の中で、榎林家文書の葉書や書簡類の整理・保存にも取り組んで行く予定である。



写真17 被災資料の点検



写真18 被災資料の点検



写真19 臭気対策の仕切板

³⁰ アーカイバル・バインダーとリフィル（不活性ポリプロピレン製）は資料保存器材（株）製、写真収納リフィルはPrint File（米）社製。

3-3-2 被災した屏風の解体と下張り文書の剥離作業

翌10月19日には、天野氏、山口氏、安田女子大学の安田氏容子氏が、「平成30年西日本豪雨」で被災した下張りのある屏風4隻³¹のうち、1隻の一曲部分の解体と、その表面・裏面の下張り文書の剥離の方法を、ボランティア4名と職員3名に指導して下さり、一緒に作業を行った。

【屏風の解体と剥離作業の手順】（写真20・21）

- ① 屏風全体の寸法を計測し、解体前の状態を記録用紙に記入する。緑（ふち）をパールやマイナスドライバーで取り外す。



写真20 屏風の緑の解体

- ② 屏風の各層ごとの下張り文書の状態を記録する。記録用紙に襖No、表・裏、各層のNo、各層の寸法を記入し、屏風の各層ごとの下張り文書に番号を付ける。下張り文書の番号は和紙のラベル（3 cm×5 cm）にBの鉛筆で記入した。ラベルの糊付けはしなかった。下張り文書の状態や重なりを記録用紙にスケッチし、デジタルカメラで撮影した。



写真21 下張り文書の剥離

- ③ 各層ごとに下張り文書を1点ずつはがしていく。糊付けされた部分に慎重に竹べらを差し入れて開口部を作り、そこから少しずつ文書をはがしていった。竹べらは、先端を薄く削ったものを使用した。はがしにくい部分は、文書を破損しないように慎重に作業した。
- ④ はがし終えた文書は、各層ごとに番号順に重ねて薄葉紙で包み、保存箱に収納した。

³¹ 平成30年7月18日、呉市環境施設課から、クリーンセンターくれ（市内のゴミ処理施設）の災害ごみの中に、下張り文書のある屏風があると連絡をいただいた。翌19日、当館職員が現地を訪問し、屏風4隻を当館で受け入れることとし、当館に持ち帰った。屏風は日陰干しで乾燥させて、段ボール板と薄葉紙で養生し、殺菌殺虫燻蒸後、荷解室で保管していた。

1日の作業で、屏風No.1-1-表、No.1-1-裏（1層～10層）の剥離を終了した。この屏風は、下張り文書の糊の貼りつきがゆるかったため、貼りついた部分を水で濡らさなくても、文書をはがすことができた。剥離した下張り文書は、No.1-1-表が5枚、No.1-1-裏が110枚で、文政年間の伊予松山の日記なども含まれており、内容も興味深い。一層ずつ丁寧に記録を取りながら下張りを剥がしていく作業には、人手と時間が必要となり、職員が日常業務として取り組むことは難しいため、被災した屏風4隻については、ボランティア活動の中で剥離作業を継続し、ボランティアの皆さんと下張り文書の整理も少しずつ進めていく予定である。

はがした文書の破片の仮止め方法として、山口氏から、破片を小和紙片と生糊糊で仮につなぎ止める方法（ブリッジ）を教えていただいた。また、屏風の紙の蝶番の構造についても、解体作業の中で、山口氏に詳しく説明していただいた。

3-4 資料保存の専門家による襖下張り文書剥離作業の指導

襖の表面には襖紙や絵画・書などが貼られているが、襖の補強のために、木枠（下地骨）と表面の間にも紙が幾層にも貼り重ねられている。襖の下張り文書とは、襖を仕立てる際に襖紙の下に貼り重ねられた文書で、不要になった帳面などの反古紙がリサイクルされて使われていることがある。このような下張り文書をはがして解読することで、新たに明らかになった歴史も数多くある³²。下張り剥離作業の実践の報告は数多くあるが、福山市歴史資料室で剥離作業に取り組んだ片岡智氏と嶋村佳奈氏は、下張り文書を「様々な文書が集まるターミナル」であり「人知れず地域社会に点在する「小さなアーカイブズ施設」である」として、下張り文書が大切な歴史資料であることを広く知らせるとともに、市民が参加できるワークショップなどでの下張り剥離作業の「担い手づくりが不可欠」と述べられている³³。

³² 松井輝昭「滅びゆく古文書を救うこと－襖の下張をめぐって－」（『広島県立文書館紀要』第2号、1989）では、当館に寄贈された襖下張り文書の中に享保14年に広島に象が来た時の関係資料が紹介されており、「襖下張り文書の世界は、地域の歴史を発掘し、解き明かすための、一つの大きな情報源となりえる」として、「滅びゆく襖下張り文書の収集と保存」の大切さを述べられている。

³³ 片岡智・嶋村佳奈「襖の下張り文書の資料学－文書剥離作業の方法と新出「鞆祇園社文書」の復元－」（『芸備地方史研究』第323号、2023）

当館にも、下張り文書のある襖が多数寄贈されているが、こうした襖の下張りを歴史資料として活用するためには、襖を解体し、下張りを剥離して整理する必要がある。そこで、ボランティア活動でも、少しずつ襖下張り文書の整理に取り組むこととし、12月11日・12日、兵庫県をはじめ全国各地で下張り文書の剥離作業の指導をしてこられた神戸大学の松下正和氏³⁴と、兵庫県立歴史博物館の吉原大志氏³⁵をお迎えして、ボランティア9名と広島県立歴史博物館職員1名、当館職員7名に、襖の解体と下張りの剥離方法などについて、基本から指導していただき、当館所蔵の吉岡家の襖下張り文書の剥離作業にチャレンジした。

以下、ボランティア活動の中で行った襖下張り文書の剥離作業の内容を紹介する。

3-4-1 吉岡家文書（賀茂郡西条町）について

吉岡家は、明治末期から賀茂郡西条町（現東広島市西条本町）本通りで呉服店を営んでいた家で、平成9年（1997）、当館に64点の経営関係帳簿が寄贈され、平成10年（1998）、襖3点が追加寄贈された。襖には下張り文書があり、近世期（文政・天保など）の村政や治安に関するものが含まれている。

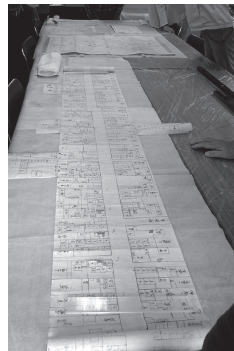


写真22 竹内家の絵図

吉岡家の屋敷は、四日市の西国街道沿いにあり、竹内家文書の絵図（写真22）などから、かつて四日市の庄屋を務めた坪島家の屋敷の一部だったことが確認できる。今回の作業で剥離した下張り文書には、坪島家の当主の名前が記された帳簿などが使用されており、はがした文書を解読することで、竹内家文書とともに、近世の四日市の町の歴史を紐解く貴重な資

³⁴ 松下正和「襖下張り文書の保存と活用－市民ボランティアとともに－」（『地域史研究』第114号、尼崎市立地域研究史料館、2014）では、襖下張りのはがし作業の概要、保全活動で救出された襖下張り文書などが詳細にわかりやすく紹介されており、当館でも、これまで行ってきた襖下張り剥離作業で参考にさせていただいた。

³⁵ 濱家かの子・吉原大志「播磨国福本藩関係襖下張り文書について」（『兵庫県立歴史博物館紀要 塵界』第33号、2022）では、下張り文書の剥離作業とともに、整理後の文書の解読、展示などでの文書の活用についても紹介されており、当館のボランティア活動でも参考にしていきたい。

料として、活用が期待される。襖は旧宅の建物解体時に見つかったもので、うち1枚の襖には解体時の工機の爪痕が3つ残っている。襖は普通のものより幅広である。

3-4-2 下張り文書の剥離作業に必要な用具・材料

作業に必要な用具類は、松下氏に助言をいただき準備した(写真23・表2)。記録用紙は、松下氏が作成されたもの(解体前・下地骨・各層用の調査記録用紙)をコピーして、計測・スケッチ作業で使用した。

3-4-3 吉岡家文書の襖下張り剥離作業

- ・作業日 12月11日・12日(松下氏、吉原氏、ボランティア、職員ほか)
13日・17日(ボランティア、職員ほか)
- ・参加者 4日間で、のべ63人

○12月11日(月) 13:00～16:30



写真23 下張り文書の剥離作業に必要な用具類

表2 下張り文書の剥離作業に必要な用具類

項 目	用 具	備 考
採寸・記録用	記録用紙（3種類）	解体用、下地骨用、各層用
	デジタルカメラ	
	メジャー（布）	
	メジャー（尺相当目盛付）	
	定規	
	鉛筆	
	消しゴム	
	バインダー	
	磁石	まくりの撮影に使用
	和紙の番号札	襖のNo.（表・裏）、B7サイズ
和紙の文書番号用ラベル	文書1点ごとに添付、5cm×4cm	
襖解体用	軍手	
	木槌・金槌類	
	マイナスドライバー	
	ペンチ	
	ラジオペンチ	
	釘抜き・バール	
	インテリア・バール（かじや）	
	カッター	
	鋏	
	ニッパー	先の細い小さめのもの
ノギス	縁や組子の幅を測る。	
かまぼこ板のような木っ端	縁を叩くときに当て木にする。	
はがし用	竹べら	先端を薄くけずったものが使いやすい。
	竹串	
	スパチュラ	
	霧吹き	下張りを水で湿らせる。
	小筆	下張りを水で湿らせる。
	刷毛	幅広のもの、下張り全体を濡らす。
	プラスチック製トレー	
	バット	糊用
	レーヨン紙	養生紙・敷紙用
	和紙（典具帖紙）	破損した文書の裏打ち用、5g/m ²
	和紙（薄美濃紙）	破損した文書の裏打ち用
	生麩糊	文書のラベル貼付用・補修用
	アイロン	熱と蒸気で糊の固着をゆるめる。
	当て布	
	雑巾	
バケツ		
保存用	脚立	下張り各層の撮影用
	ビュア SIL ティッシュ	はがした文書を包んで保存する。
	中性紙封筒	はがした文書を収納する。
	中性紙の文書保存箱	はがした文書を入れて保存する。
	ナイロン袋（大）	水で濡らした下張りの上にかける。
ジッパー付透明袋	引手の金具などを入れる。	

作業の前に、松下氏が、襖の構造と下張り文書、解体前の現状記録の取り方、下張り文書の剥離作業の工程などについて、レジユメ³⁶に沿って詳しい解説をしてくださり（写真24）、その後、作業を開始した。



写真24 作業前のレクチャー

作業では、各層ごとの下張り文書の計測・スケッチ・撮影の方法、文書の番号札の貼り方、剥離前に下張りを水で湿らせる方法、剥離作業での竹べらやスパチュラの使い方、糊の固着が固い場合にアイロンを使う方法などを、丁寧に指導していただいた。

下張りの計測、スケッチ、撮影、ラベル貼りの作業は、ボランティアが中心になって分担して行い、職員も作業を補佐した。剥離作業は、下張り文書を破損しないように注意して進めたが、作業中に破損してしまっても文書の状態や記された文字が確認できるように、そのつど現状を撮影しながら作業を進めた。襖3枚のうち、1枚の襖は、片面がはがされていて、下地骨が見える状態である。はがされた面は、吉岡家文書の未整理の箱の中にまくりの状態を保管してあった。引手部分の板は、3枚とも切り取られていたが、これも、下張り文書が付着した状態で、未整理の箱の中から見つかった。

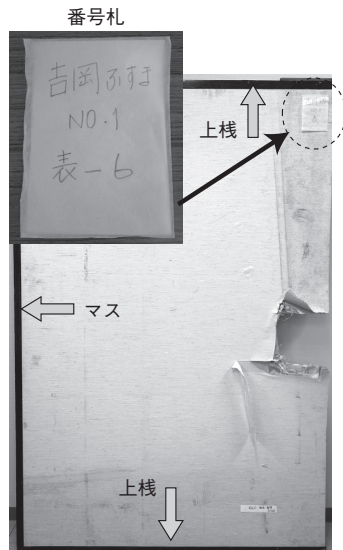


写真25 襖と番号札

【襖の解体】

- ① 3枚の襖番号を付ける。(No.1表・裏、No.2表・裏、No.3表・裏)

まず、所蔵者、襖番号、表裏の別を鉛筆で記載した番号札を作成し、襖の右上に、生麩糊で貼付した。札は、楮和紙（薄美濃紙）をB7サイズにカットして使用した（写真25）。

³⁶ 松下正和氏作成資料「下張りのはがしの方法について 2023/12/11@広島県立文書館」

- ② No.1 の襖の計測をする。全体の寸法と縁（ドブ・マス・上棧・下棧）の太さ（見付きと見込み）をメジャー（布製）とノギスで計測して、「解体前調査記録用紙」に記録する（写真26）。ドブは引手側の縦縁である。吉岡家の襖3枚のドブはすでに外してあり、引手部分とともに欠落している。



写真26 見込みの計測

- ・ 襖の寸法 縁込みの襖の高さ1,700mm
幅 1,150mm
- ・ 縁の寸法 マス 見付き21mm、
見込み24mm
上棧 見付き30mm、見込み19mm
下棧 見付き24mm、見込み19mm

※見付き：正面からみた幅

※見込み：横から見た幅＝奥行

計測後、襖を立てかけて、表裏の状態をカメラで撮影し、「解体前調査記録用紙」に鉛筆でスケッチした（縮尺1／10、ex. 計測値100mm→記入値10mm）。襖の引手部分の板はくりぬかれていたので、その状態もスケッチした。



写真27 縁の解体

- ③ 襖の縁を解体する。襖の縁は、外側から釘止めてあったので、縁と襖の下地骨の間にマイナスドライバー、パール、かじやを差し入れてはずした（写真27）。縁の釘は、間隔を計測した後、



写真28 解体後の縁

木っ端でたたいで抜き、封筒に入れて保存した。解体した縁（上棧・下棧・マス）には和紙のラベルを添付して保存した（写真28）。

【襖No.1 表の各層ごとの下張り文書剥離作業】

剥離作業は、襖の表紙側から下地骨に向けて、各層ごとに行った。

- ① 剥離作業前の準備

- ・ 各層ごとの番号札（写真29）

B7サイズにカットした薄美濃和紙に鉛筆書きする。

番号札の記入例

吉岡ふすま	
No.1	……襖の番号 (No.1)
表-6	……表の6層目

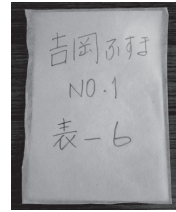


写真29 番号札

- ・下張り文書1枚ずつに添付するラベル (写真30)

5 cm×4 cmの薄美濃和紙に鉛筆書きする。

ラベルの記入例

吉岡ふすま	
1-オ-6	……襖No.-表-6層目
1	……下張り文書の番号
● ●	……糊をつける位置

※ラベルは、手でちぎきれる程度にくっつけた状態にしておく。

- ② 下張り各層ごとの作業

11日は1層目から4層目までの下張り文書を剥離した。

1層目 (表紙)

2層目 (上浮け)・3層目 (下浮け)

・寸法 高さ1660mm、幅1120mm

- 1) 層の番号札を貼付して全体を撮影する。
- 2) 「各層調査記録用紙」に襖No・表裏・層No・寸法を記入し、剥離前の状態をスケッチする。
- 3) 1～3層部分を框から剥離する。1層目 (表紙) から3層目 (下浮け) は、まとめてはがした。框部分にカッターで切れ目を入れて、少しずつまくりながらはがした (写真31)。周囲にのみ糊付けされている。
- 4) はがした下張り文書に和紙の番号札を糊付けし、3層ごとゆる巻きにして (写真32)、薄葉紙の紐で括り

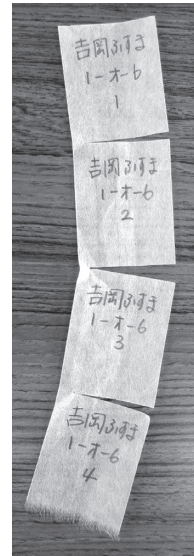


写真30 ラベル



写真31 カッターで切る

保管する。3層目には間合紙が使われていた。1～3層目には、文書は貼り込まれていなかった。

4層目（蓑縛り）（下張り文書16点）

・寸法 高さ1675mm、幅1110mm

1) 層の番号札（吉岡ふすま／No.1／表-4）を貼付して、全体を撮影する。

2) 下張り文書の計測とスケッチをする。計測では、計測担当者が2人一組でメジャーを持ち（写真33）、下張り文書の縦・横のサイズを測りながら計測値を読み上げて、スケッチ担当者が、「各層調査記録用紙」に記入した（縮尺1/10、ex. 計測値300mm→記入値30mm）。スケッチでは、文書の重なりを観察して、文書が見えている部分は実線、重なって隠れている部分は破線とした。破損している部分も計測して位置を確認し、スケッチした（写真34・35）。

3) 文書1点ごとにラベルを添付する。

下張り文書の重なりの上下を見極めて、重なりが下の文書から（下張りが張られた順に）番号を付して、和紙のラベル（5×4cm、吉岡ふすま／1-オ-4／1～16）を文字を隠さない位置に裏側から、生麩糊で貼付した。糊はラベルの下側2か所に小筆で点付けし、ラベルを貼った位置もスケッチに書き込んだ。

4) ラベルを貼付した文書を1点ずつ撮影する。

5) 下張り文書を剥離する（写真36）。

4層目は、糊の貼りつきが比較的弱めで、文書の重なり部分の隙間から竹べらを差し入

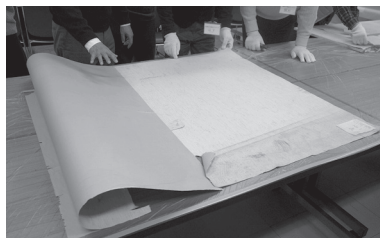


写真32 剥離した1～3層



写真33 計測の様子



写真34 スケッチの様子

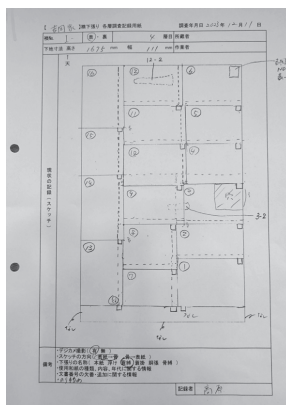


写真35 4層目のスケッチ

れて、少しずつ剥離作業を進めていった。
この層の文書は、水で湿らさなくても、
きれいに剥離できた。

- 6) はがした文書はレーヨン紙で1枚ずつ
はさみ、重しをして乾燥させる。



写真36 剥離作業の様子

○12月12日（火）10：00～16：00

4層目の剥離作業と同じ手順で5層目の
剥離作業を行った。

5層目（糞掛け³⁷）（下張り文書88点）

・寸法 高さ1675mm、幅1110mm

- 1) 層の番号札（吉岡ふすま／No.1／表－
5）を貼付して全体を撮影する。
- 2) 4層目と同様に、計測担当者が下張り
文書のサイズを1点ずつ計測し、スケッ
チ担当者が「各層調査記録用紙」に文書
の状態を丁寧にスケッチする（縮尺1／
10、写真37）。

糞掛けは、帯状に貼り継いだ文書を、段
状に重ねて貼ってある。この襖では、襖の天
側の文書が、重なりが一番下になっており、
天側から順に下張り文書が貼り込まれてい
たことがわかる。本来は、重なりが下の文書
から（下張りが貼られた順に）文書番号を付
すのが基本だが、この5層目では、ラベルの
貼付がしやすいように、重なりが最も上に
なっている襖の地側の段の番号を1とし、地側から天側へ、それぞれの段に番
号を付し（1～21）、段ごとの下張り文書には、段の左から右へ枝番号を付し
て（1-1、1-2、…）、和紙のラベルを貼付した（写真38・39）。

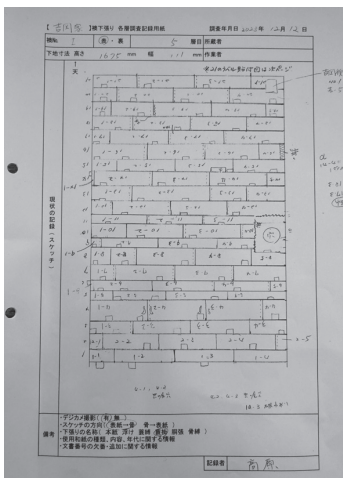


写真37 5層目のスケッチ



写真38 ラベルを貼る

³⁷ 「糞掛けは、框と縦の組子の上だけに糊を付け、幅30cmほどの細長い紙を三分の一
ずつずらし、段々に重ねて貼ることにより、下張りに弾力性を持たせる。」（松下正
和氏作成「下張りのはがしの方法について」より）

まず、下張り文書に竹べらを少しずつ差し入れてラベルを貼る隙間を作り、ラベルの下側2か所に糊を点付けして、文書の裏側から貼付した。

ラベルの記入例（蓑掛け）

吉岡ふすま	
1-オ-5No.1-表-5層目
1-11段目の枝番号1
●	●.....糊をつける位置

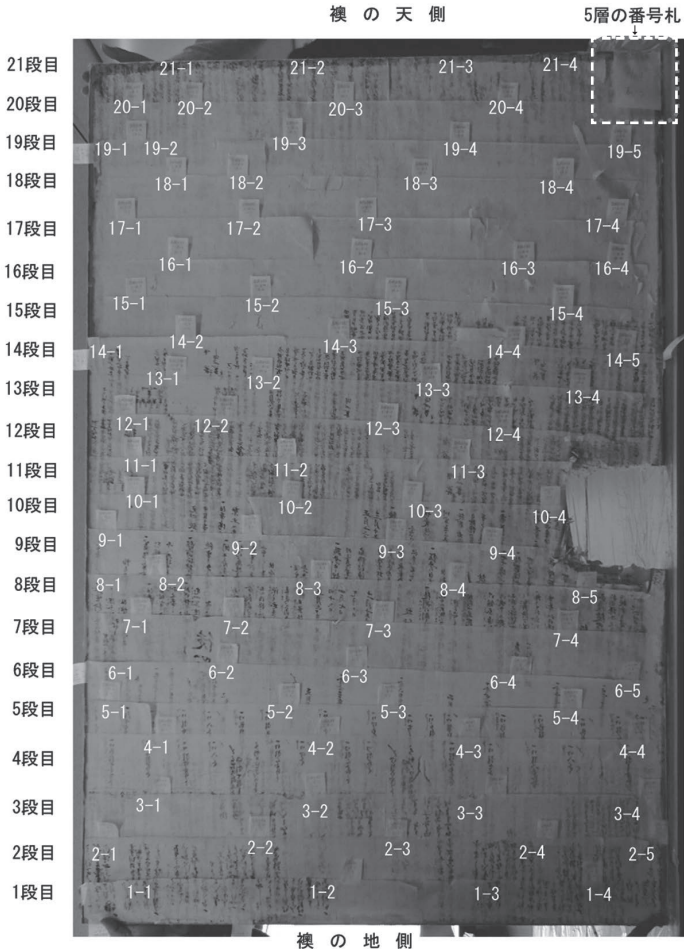


写真39 5層目 蓑掛けの下張り文書にラベルを貼った状態

3) ラベルを貼付した文書を1点ずつ撮影する。

4) 下張り文書の糊をゆるめるために、文書の水で湿らせる(写真40)。ラベル部分を濡らさないように気をつけながら、水を含ませた平たい刷毛で文書を湿らせた。刷毛は、幅広の地塗り刷毛(NAMURA製)を使用した。

5) 乾燥しないようにビニール³⁸で覆い、水分を浸透させる。(写真41)。

※午前中でここまでの作業を終えて、午後剥離作業を行うことにした。

6) 下張り文書を剥離する(写真42)。

剥離作業は、前日と同じ手順で行った。文書は、まず段ごとにまとめてはがして乾燥させて、文書を枝番号ごとに1点ずつ剥離する作業は、文書の段ごとの状態を再度撮影した後に行うことにした。框と縦の組子の部分は糊がきつく剥離しにくかったので、濡らしたタオルを当てて、アイロンで熱を加えて、蒸気で糊を柔らかくして(写真43)、竹べらやスパチュラで、少しずつはがした。

湿らせた和紙や柔らかくなっており、注意深く作業を進めないと破損してしまう危険もあるため、はがしにくい部分は、そのつど状態を撮影し、万が一破損しても元の状態がわかるようにして、作業を進めた。

和紙は、たて目方向に破れやすいため、はがすときは、紙の目に注意して、糸目方



写真40 水で湿らせる

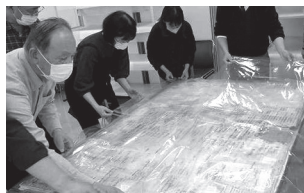


写真41 ビニールで覆う



写真42 剥離作業の様子



写真43 アイロンで蒸らす



写真44 剥離した文書

³⁸ 90×80cmのビニール袋を切り開いたもの2枚を使用。

向か斜め方向にはがしていくこと、竹べらはエッジを立ててつかうとはがしやすことなど、文書を破損せずにはがすコツも教えていただいた。

7) 剥離した文書は、レーヨン紙を敷いた移動式書架に置き、乾燥させる（写真44）。



写真45 剥離作業の様子

○12月13日（水）10：00～15：00

6層目（胴張り）と7層目（骨縛り）の剥離作業を行った。午前中、昨日の作業で段ごとに剥離した5層目（蓑掛）の文書を、段の枝番号ごとに剥離する作業も行った。

5層目（蓑掛け）

・ 5層目（蓑掛け）の下張り文書を、段の枝番号ごとに1点ずつ剥離する（写真45）。糊が強くはがしにくい部分には、前日と同様に、濡らしたタオルを当てて、アイロンで熱を加えて、蒸気で糊を柔らかくしてはがした。剥離した文書はレーヨン紙を敷いた移動式書架で乾燥させた。乾燥後の文書は、段ごとに中性紙の薄葉紙で包んで、文書保存箱に収納した。

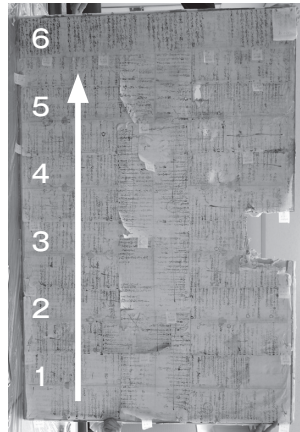


写真46 6層目（胴張り）

6層目（胴張り）（下張り文書27点）

・ 寸法 高さ1675mm、幅1110mm
・ 計測・スケッチ・ラベル貼付・撮影・剥離作業を4層目と同様の手順で行う。

※6層目は、下張り文書の貼り方が、本来の貼り方と逆になっていたため、文書の番号は、襖の地の側から、貼りこんであった順（白欠印）に付した（写真46、数字は下張り文書の番号）。

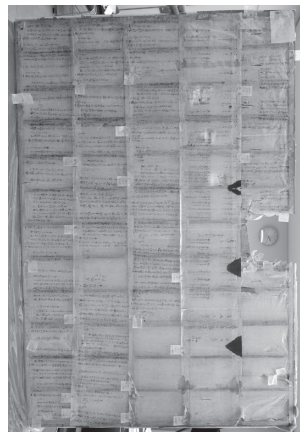


写真47 7層目（骨縛り）

7層目（骨縛り）

・ 寸法 高さ1675mm、幅1110mm

・計測・スケッチ・ラベル添付・撮影を4層目と同様の手順で行う(写真47)。

剥離作業は次週のボランティア活動日(18日)に行うこととした。



写真48 7層目の剥離開始

○12月18日(月)10:00～12:00

下地骨に接している7層目の剥離作業を行った。糊の貼りつきがきついため、しっかり水で湿らせた後、作業を開始した。

7層目(骨縛り)

(下張り文書30点)

- 1) 下地骨に密着している部分は糊が強く、剥離作業で文字を破損してしまう可能性があるため、下地骨部分の文書を丁寧に撮影する。
- 2) 下張り文書を水で湿らせる。文書を濡らすと、下地骨に接している部分の文字が読みやすくなったため、再度、下地骨部分の文字を撮影した。撮影後、乾燥しないようにビニールをかぶせて、文書に水分を浸透させた。



写真49 骨部分の文書の剥離

- 3) 午後、文書の剥離を開始する(写真48)。

框の部分から、剥離を開始した。午前中、しっかり水で湿らせていたが、作業を進めるうちにどんどん乾燥してしまうため、小筆や刷毛で、はがす部分をそのつど水で湿らせながら、作業を行った。

框と下地骨の部分は特に糊がきつく、剥離しにくかったため、濡らしたタオルとアイロンを使い、蒸気で糊を柔らかくして剥離した。

框から襖中央部分へ少しずつ剥離を進めて、下地骨と框部分に貼り付いていた下張り文書を、すべてきれいにはがすことができた(写真49・写真50)。



写真50 下地骨と框

- 4) 剥離した文書は、ラックに載せて乾燥させる。

○下張り文書の剥離作業を終えて

4日間の作業で、1～7層目の剥離を終了し、襖No.1の表面の文書(下張り文書161点)をすべてはがし終えることができた。

吉岡家襖No.1 - 表の構造

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1層目（表紙） | } | 3層をまとめてはがした。文書なし。 |
| 2層目（上浮け） | | |
| 3層目（下浮け） | | |
| 4層目（蓑縛り） | | 下張り文書16点（田島持高座ほか） |
| 5層目（蓑掛け） | | 下張り文書88点（四日市の治安、村政、油絞り株関係ほか） |
| 6層目（胴張り） | | 下張り文書27点（横長帳面の反故ほか） |
| 7層目（骨縛り） | | 下張り文書30点（近世の四日市に関する日記ほか） |
| 下地骨（中組子 | | 縦4本・横11本） |

はがした文書は、文書番号順に重ねて、各層ごとに薄葉紙で包み、文書保存箱に収納した。7層目の文書は、下地骨に接していた部分や文書の端部分が破損しているため、松下氏に、典具帖紙で補修（表打ちもしくは裏打ち）する方法を指導していただき、ボランティアが下張り文書30点の補修を行った。スケッチはスキャンして画像データとして保存し、剥離した下張り文書の写真のデータも、各層ごとに整理して保存した。

こうした作業を実際に体験してみると、下張り文書のナンバリング、計測、スケッチ、デジタルカメラでの撮影などにより、解体・剥離前の襖の状態の綿密な現状記録を取ることが非常に大切だということがわかる。框や下地骨に固着している部分は、水を含ませたタオルの上からアイロンで熱を加えて、蒸気で糊を緩めて文書をはがしていったが、濡れて脆弱になっている文書は破損しやすい。固着した部分に竹べらを差し入れて少しずつはがしていく場面では集中力も必要で、息をとめてしまうくらいの緊張感がある作業だった。

襖の中で眠っていた下張り文書を襖から取り出していく過程は、考古学の発掘のようでもあり、計測、スケッチ、撮影、ラベル添付、はがす前の準備など、様々な工程をみんなで分担しながら取り組む作業では、チームワークも必要となる。各層を無事にはがし終えて下地骨が現れた時のボランティアの皆さんの満面の笑顔と達成感は、今後の活動の活力源ともなるだろう。

吉岡家の襖下張り文書には、四日市の治安や油絞り株の免許などに関する文書も含まれており、ボランティアの皆さんからは、整理した文書を読みたいとの要望もある。剥離作業後に整理・解説することで、地域の歴史資料としての活用が期待できる。まずは、残りの襖の解体と下張り文書の剥離

作業を定期的に継続して、吉岡家の襖下張り文書の構成を明らかにするとともに、文書の目録作成や内容の解読などにも取り組み、ボランティアの皆さんとその成果をまとめて発信し、展示などでも紹介していければと思う。

3-5 ボランティア活動のアンケート

令和5年6月から開始したボランティア活動への感想、意見、要望などについて、ボランティアの皆さんにアンケートを実施した。ここでは、アンケートに答えてくださったボランティアの皆さんの声を紹介する。

- ・ アンケート実施日 2023年12月11日
- ・ アンケート対象 広島県立文書館ボランティアの皆さん9名（無記名）

○ボランティアへの参加動機

ほとんどの方が、「文書館からの呼びかけが応募のきっかけとなった」と回答された。「資料整理の役に立つなら」との回答も多く、古文書の整理が滞っていることを知って、文書館の業務をサポートしたい気持ちで参加されていることがわかる。「ボランティアで取り組む作業に興味があったから」との回答もあり、歴史への関心とともに、古文書や資料保存に関する新たな学び、活動による自己啓発なども、ボランティア参加の動機となっている。

○ボランティアの活動日時について

「週2日、1日4時間の活動でよい」との回答がほとんどだったが、「週1回くらいが適当と思うが、自分で参加日程を調節できるのでこのままで良い」との意見もあった。

○これまで取り組んだ活動について、感想・ご意見・ご要望など（要約）

◆ 古文書の整理

- ・ 崩し字の判読に苦勞するが、多くの古文書に接し、少しずつ慣れてきた。
- ・ 整理の仕方、整理後の文書を保管する箱作り（折込帙）など勉強になった。
- ・ 目録の作成は、貴重な資料を活かすための有意義な作業であり、文書整理は当時の村人の生活の一端を知る貴重な体験。我々が作成した目録によって、研究者の役に立つ文書が一つでもあれば幸いに思う。
- ・ 当初の文書（福島家）整理に限ると、一見ちり紙と思えるような紙片もよく見受けし、こんなものも「歴史資料」として活用する人、また、活用される時があるのかと思いつつ、寄贈分のものなら、文書館での対処を考えてもいいのではないか。

- ・ 解読できない文字が多すぎて、最初は落ち込んだが、今は自分のペースでやろうと聞き直って楽しんでいる。勉強になるなあというのが実感だ。
- ・ PC入力中心にやらせてもらっているが、もう一人くらい、やっていただける方がいらっしやると安心だ。
- ・ 目録を作る作業の大切さと難しさを実感した。思い込み、勘違いを他のメンバーに相談することで直すことができるので、良い勉強ができた。

◆ 屏風・襖の下張り剥がし作業

- ・ 下張りをはがす前の下準備、写真を撮る、目録作成等、大切であると感じた。下張りはがしを行って苦労した所は框部分。框、各組子等のはがしには、水や灰汁があるが、濡れたタオルを下張りに当て、アイロンで熱を加えて糊をふやかす方法が一番効果があったように思う。
- ・ 「襖の下張り」漠然としたイメージを持っていたが、今回、作業した襖は、7層貼りで予想をはるかに越えたものだった。種々のはがしテクニックを教わり、又、それを実践でき、有意義だった。
- ・ はがし作業の手間を実感することができた。
- ・ いきなり「記録の真骨頂」を体感したと思う。一方で、今もって、一層目（表紙）はがし寸前の「爪痕」が脳裏から消えない。
- ・ はがす前の作業が多くて驚いた。
- ・ 専門家の話など聞けて、興味深くやらせていただいている。
- ・ 難しいが面白い作業と思う。

◆ その他なんでも…

- ・ ボランティアの休憩場所、湯茶等の用意、駐車場の提供等、気持ちよく活動させていただいている。
- ・ 襖のまくりを整理して読んでみたいと思う。連続するものを探すのもパズルのようで楽しいだろうと想像している。
- ・ 時々、その日の作業開始前の控室にて、現作業に関連した当館ならではの所蔵資料の開示・解説は楽しみだ。
- ・ 時々、懇親会があるのが良い。昼食時の雑談も楽しみだ。
- ・ 全体に楽しい、作業日が楽しみだ。

○今後の活動についてのご意見・ご要望、取り組んでみたいことなど

- ・ 先々で、整理した文書・下張り文書等の解読をボランティアの方々と出来たらと思う。

- ・引き続き、未整理の文書の整理はもちろんだが、可能であれば整理した文書の解読にも興味があるので、ご検討いただければ、と思う。
- ・文書整理など作業は楽しくさせていただいているが、時に文書を読みたいと思う。
- ・文書から統計をとる作業に取り組んでみたい。
- ・ほぼ同年代・同世代のボランティアの方々との昼弁当懇話はなにより。ただ、高齢者による座りっぱなしの作業姿勢が多く、そのため各自にての一副が肝心だ。

3-6 初年度のボランティア活動を振り返って

ボランティア活動のアンケートからは、皆さんが活動を楽しみながら、いつも和やかな雰囲気、真剣に作業に取り組んでくださっていることがうかがえる。文書館のサポーターとして社会貢献できること、新たな学びへの興味・関心や活動による自己啓発とともに、ボランティアの仲間との交流なども、ボランティア活動の魅力となっていることがわかる。ボランティア活動では、未整理で埃だらけの古文書のドライクリーニングなど、根気のいる地道な作業にも熱心に取り組んでくださり、心から感謝したい。

また、これから取り組んでみたいこととして、ほとんどの方が、古文書の解読を挙げておられる。今後は、古文書の整理だけでなく、収蔵文書や襖の下張り文書の解読、ボランティアの皆さんによる資料集の作成など、少しずつ活動の幅を広げて、その成果を展示などで広く発信できればと思う。

今年度は、来館された資料保存の専門家の皆さんに、被災文書への対処や、襖下張り文書の剥離作業などをご指導いただき、ボランティアの皆さんと職員も一緒に、新たな知識やスキルを得る機会となり、交流を深める場ともなった。今後も、このような楽しく学べる機会や研修の場を持ち、ボランティア活動の幅を広げていきたい。また、他の資料保存機関や博物館などのボランティアの会の皆さんと交流してみたい、とのご意見もあった。こうした交流が実現すれば、地域をこえて、資料保存にかかわるボランティア同士の輪を少しずつ広げることにもつながるだろう。

また、ボランティアの皆さんの豊富な人生経験に基づいた様々な知見は、古文書の整理などの活動の中でも生かされており、文書に出てくる地名や用語の解釈や、目録のデータ入力や整理作業での様々な工夫、他館の折込帙の

作り方など、ボランティアの皆さんから、いろいろ教えていただく場面も多かった。ボランティアの方々がそれぞれ得意とする分野を活かしてかかわることで、歴史資料を保存活用する取り組みをさらに深めることもできるだろう。ボランティアと職員、来館された専門家の方々との懇親会も、楽しい「課外活動」の場となっている。

これからも、ボランティアの皆さんとともに考え、学び、活動の輪を広げながら、この活動を継続していきたい。

【ボランティア活動のまとめ（令和5年6月～12月）】

○活動日54日

○活動参加ボランティア のべ393人

○活動内容

① 古文書の整理

- ・福島家文書の第一次整理 仮目録1,477点終了
- ・浄福寺家文書の点数確定と第一次整理 仮目録132点終了
- ・塔野家文書のドライクリーニングと目録の点検 仮目録34点終了
- ・原家文書の目録の点検と保存装備 仮目録121点終了
- ・寺岡家文書の第一次整理（整理中）仮目録約250点

② 古文書の簡易な補修

- ・はがれた題箋の糊付け 4点
- ・はがれた背部分の糊付け3点

③ 応急処置を終えた榎林家文書の点検

④ 被災した屏風の解体と下張り文書の剥離

- ・下張り文書115点

⑤ 寺岡家文書の襖の解体と下張り文書の剥離

- ・下張り文書161点

○ボランティア活動通信の発行（No.1・No.2）

4 今後の取り組みへの展望

広島県立文書館におけるボランティアは、これまで述べてきたように、未整理の収蔵文書整理を進めていただくことを基本に活動を開始した。ボラン

ティアである以上、決して無理を強いることのないよう留意しつつ進めてきたが、開始からわずか半年にもかかわらず、ボランティアの方々の熱意に加え、外部からの様々な研究者の協力も得て、気づけば文書整理の枠を超えた様々な活動を行うことができた。また、それらの活動は、いわゆるカルチャークラブのような趣味的領域とは異なり、アーカイブズ機関の業務支援という、ボランティア本来の目的に沿った成果も挙げている。

この活動を長く継続させる上で、何らかの課題が生じることが今後あるかもしれないが、ボランティア活動の原点を踏まえつつ、また好きで楽しみながら取り組むという歴史・文化領域におけるボランティアの特性にも留意しつつ、着実にその成果を積み重ねていきたい。

その意味でも、今後は、ボランティア活動によって生み出された成果を様々な形で意識的にアウトプットしていく必要があるだろう。現在は、活動の成果を館内で共有するために「ボランティア活動通信」を作成し内部で回覧しているが、今後は一般に広く発信するためのツールとしてホームページに掲載し、インターネット上でもボランティア活動の成果を発信していく予定である。成果の発信という点で言えば、ボランティア活動によって整理された古文書を展示紹介し、利用をPRすることも、館としては必要な取り組みである。

また、文書館ボランティア特有の楽しみとして古文書の解読が挙げられるが、単に整理し目録を作成するだけでなく、古文書解読のできる人たちにとっては当然のことながら、整理している文書を解読したいという欲求も強い。また、古文書はくずし字解読のできる人でなければ利用しにくいという側面を考えれば、古文書解読を進め、資料集（解読文集）を作成・公開することで利用者の幅を広げていくことにもつながる。

収蔵文書の整理は、当然のことながら職員も業務として行っているが、ボランティアはあくまで無償の奉仕として取り組んでいただいているものである。従って、ボランティアの活動成果については、何らかの形でその成果の公表・発信を行う場を設け、無償で館の業務支援をされているボランティアの方々のモチベーション高揚に資する必要がある。館の職員にはそのためのサポートが必要であり、またこうしたサポートを行うことにより、ボランティアの本質である相互の信頼関係を醸成していくことにつながると考える。

おわりに

令和5年（2023）11月30日～12月1日に開催された全史料協全国（東京）大会において、「広島県立文書館におけるボランティア活動」と題してポスターセッションを行った。ボランティアの活動開始に至る前史から開始後の様々な取り組みに至るまでの詳細を一枚のポスターにまとめて大会会場に展示し、参加者にポスターを見ていただきながら説明を行った³⁹。

このようなポスターセッションに参加する意味は、自館の取り組みをアピールするためというよりは、セッションを通じて同業機関・団体あるいはアーカイブズ関係者個人から、様々な感想や意見、情報を得ることで今後の取り組みに活かすことにある。実際、この大会でも多くの参加者に当館のボランティア活動の取り組みを知っていただくことができ、また有益なお話を聞くことができた。

その中でとくに感じたことは、ホームページ等を通じてインターネット上に情報発信することの有益性である。とりわけ、館の取り組みをリーフレットなど簡易な形でとりまとめ、情報発信することの有益性である。当館では、これまで資料保存や整理に関する様々なリーフレット、チラシ等を作成し、それを館のホームページや全史料協のホームページに掲載してきた⁴⁰。それらはアーカイブズに関わる多くの人々にとって、資料保存や整理に関する簡易なマニュアルとして一定程度役立っていることを、改めて実感することができた。

ボランティアについては、多くの館がすでに実施していることが年報等を通じて知ることができるが、その活動の詳細までは、必ずしも明らかでない場合が多い。当然のことながら、活動がうまくいかず停滞気味である館もあるであろうし、いま順調であっても今後に向けて不安を抱えるボランティアも存在するはずである。こうした不安や課題を少しでも解消していくための有効な手段は、やはり情報発信と情報交流であろう。当館では、ボランティア活動を進めていく際に、ボランティアの方々の作業を説明するための様々

³⁹ 『全史料協会報』第115号（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、2023）を参照。

⁴⁰ 広島県立文書館ホームページの「保存管理講座」及び全史料協ホームページの「実務情報リンクバンク」に、『文書の保存について』（「文書を取り扱う方へ」、「文書を取り扱う方へ（三つ折両面印刷用）」、「文書を所蔵している方へ」の3種類）、『土砂災害で被災したアルバム・写真への対処法（手引き）』（二つ折と三つ折の2種類）、『水害などで被災した文書への応急処置（対処の手引き）』の3種のリーフレット（PDF）を掲載している。

な資料を担当者レベルで作成し、説明に用いながらボランティアのサポートを行ってきた。こうした資料も、ホームページに小まめに掲載すれば、現在ボランティア活動を実施している機関・団体やこれから検討しようとしている機関・団体にとって、裨益するところが少ないのではないかと感じる。

未整理文書の蓄積を前提に各地の館で取り組みが見られるボランティア活動の導入は、もはやアーカイブズ界全体の課題でもあり、それだけに、試行錯誤の取り組みとはいえ、ボランティアでの取り組みを館のホームページや様々な機会を通じて情報発信し、情報交流をはかることは、アーカイブズ界にとっても重要なことであろう。今後も他館の情報や知見を参照しつつ、活動を進めていきたい。

付記 広島県立文書館のボランティア活動では、9名のボランティアの皆さんが活動に参加しています。以下に記名して謝意を表します。

(50音順、敬称略)

小熊ちなみ 久保博 下向井龍彦 富永純子 古田秀夫 三浦忍 宮原千香子 諸富秀人 渡邊修

(にしむかいこうすけ 主任研究員／「はじめに」・1・4・「おわりに」担当)

(しもむかいゆうこ 文書等整理従事員／2・3担当)

広島県立文書館中期業務運営方針（令和5～9年度） の策定について

荒 木 清 二

【要旨】 広島県立文書館では、平成20年度以降、館の業務運営に関する中期計画・方針を4回策定し、公表している。本稿では、過去3回の計画・方針の概要と特徴を紹介した上で、現行の中期業務運営方針（令和5～9年度）の策定の過程と内容について解説した。

はじめに

- 1 過去の中期計画・方針について
 - 1-1 広島県立文書館中期運営計画（平成20～24年度）
 - 1-2 広島県立文書館中期業務運営方針（平成25～29年度）
 - 1-3 広島県立文書館中期業務運営方針（平成30～34年度）
- 2 前方針の達成度評価と現方針の策定
 - 2-1 前文
 - 2-1-1 当館の基本的性格と業務
 - 2-1-2 中期運営方針の期間
 - 2-1-3 当面の課題
 - 2-2 第1章「行政文書（歴史公文書）の受入れ（収集）・整理・公開」
 - 2-2-1 受入れ／収集
 - 2-2-2 整理
 - 2-2-3 目録や画像データの公開
 - 2-2-4 保管場所の整備
 - 2-2-5 全般（調査・研究）
 - 2-3 第2章「行政資料（行政刊行物）の収集・整理・公開」
 - 2-3-1 収集・整理
 - 2-3-2 目録の公開
 - 2-4 第3章「古文書の収集・調査・整理・保存」
 - 2-4-1 収集
 - 2-4-2 調査
 - 2-4-3 整理
 - 2-4-4 保存
 - 2-5 第4章「複製資料の作成・整理・公開」
 - 2-5-1 作成
 - 2-5-2 整理
 - 2-5-3 公開
 - 2-6 第5章「歴史公文書等の閲覧利用」
 - 2-7 第6章「専門的人材の育成とボランティア制度の導入」

- 2-8 第7章「普及啓発事業」
 - 2-8-1 行政文書・古文書保存管理講習会
 - 2-8-2 各種講座・展示
 - 2-8-3 文書館だより
 - 2-8-4 紀要／資料集
 - 2-8-5 大学等学外実習
 - 2-9 第8章「利用」
 - 2-9-1 各種情報の Web 提供
 - 2-9-2 利用者の閲覧室での目録検索等
 - 2-10 第9章「災害対策」
 - 2-11 第10章「外部関係」
 - 2-11-1 広文協
 - 2-11-2 全史料協
 - 2-12 第11章「その他」
- おわりに

はじめに

広島県立文書館では、平成20（2008）年度以降、館の業務運営に関する中期的な目標を掲げた計画・方針を5年毎に策定し、Webサイトで公表している。本稿では、令和5～9（2023～2027）年度を実施期間とする現行の中期業務運営方針の策定の過程と内容について解説する。

1 過去の中期計画・方針について

現行の中期業務運営方針について解説する前に、過去の中期計画・方針の概要と特徴を紹介する。これまでに当館が策定・公表した中期計画・方針は次のとおりである（全文は当館Webサイトに掲載¹）。

No.	名称	期間
1	広島県立文書館中期運営計画	平成20年4月1日～平成25年3月31日
2	広島県立文書館中期業務運営方針	平成25年4月1日～平成30年3月31日
3	広島県立文書館中期業務運営方針	平成30年4月1日～平成35年（令和5年）3月31日
4	広島県立文書館中期業務運営方針	令和5年4月1日～令和10年3月31日

¹ 広島県立文書館. 文書館の計画・規程・年報. <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub34.html>, (参照：2024-1-8).

1-1 広島県立文書館中期運営計画（平成20～24年度）

No. 1の広島県立文書館中期運営計画（実施期間：平成20～24年度）は、当館が初めて策定・公表した中期計画で、策定当時の館を取り巻く状況や課題を踏まえて、期間中に実施しようとする業務の内容を簡潔に記している。

前文では、広島県立文書館設置及び管理条例第1条に規定する館の設置目的と収蔵資料の現状を記した後、「当館は、本計画に沿って、専門的知見を最大限生かし、業務運営の一層の効率化を実現しつつ、業務の更なる質の向上や新たな取組を着実に進めることにより、当館に課せられた責務を十分に果たしていきます。」と宣言している。本文は、「1 中期運営計画の期間」、「2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、「3 業務運営の効率化のために取るべき事項」の3章から構成されている。

当館では、平成18年度からこの中期計画の策定に着手しているが、当時広島県では、県が実施している全ての事業を必要性、有効性、効率性の視点から抜本的に見直す「事務事業総点検」を進めていた²。この取組は、国の行財政改革の動きや、県内の市町村合併と権限移譲の進展、県の危機的な財政状況など、県行政を取り巻く様々な状況変化の中で、県の仕事のあり方を再検討することにより、簡素で効率的な行財政システムを構築しようとするものであった。当館も本庁の指示を受けて業務内容の点検・見直しを進めているが、2年後に開館20周年の節目を迎えるに当たって、館が抱えている様々な課題を洗い出し、その中長期的な解決の見通しを示す中期計画を策定することになった。当時このような中期目標・計画を公表していたアーカイブズ機関としては、国立公文書館や秋田県公文書館があった³。

当館の中期計画は、県の事務事業総点検の趣旨を踏まえるとともに、他機関の事例を参考にして、「業務の質の向上」や「業務運営の効率化」を前面

² 広島県。「第二次行政システム改革推進計画」の主な取組と課題。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/5755.pdf>。（参照：2024-1-8）。

³ 独立行政法人国立公文書館中期目標（平成17年度～21年度）。独立行政法人国立公文書館中期計画（平成17年度～21年度）。 <https://www.archives.go.jp/information/backnumber.html>。（参照：2024-1-8）。高橋精一。秋田県公文書館中期計画（案）。秋田県公文書館研究紀要。第9号，2003，p1-25。 https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000000396_00/kenkyuukiyou009.pdf。（参照：2024-1-8）。

に打ち出しているが、当時の行政課題を反映している項目もあって興味深い。例えば、第2章第1節では、「行政文書の収集及び整理」の課題として「長期保存文書の早期移管と早期整理」を挙げ、「道州制が実施されても県の公文書が散逸しないよう長期保存文書の整理を進めておく必要があります。このため、完結後30年を経過した長期保存文書の文書館への移管と整理を促進します。」と記している。道州制はいまだに実施の見通しが立っていないが、長期保存文書の移管は平成24年4月の広島県文書等管理規則の改正によって一部実現した⁴。

また、「文書等の保存」の課題として「文書の保存環境の確保」を挙げ、「オゾン層を破壊するエキボンガスの使用が、平成16年12月国際条約により禁止されたことに伴い、消毒ガスの代替措置を検討する必要があります。当面細やかな手順を踏んだ害虫チェックや毒性の弱い蒸散剤使用などによる消毒方法の組み合わせによるIPM（総合的有害生物管理法に基づく管理）の確立を目指します。」と述べている。この他にも、所蔵するマイクロフィルムをポリエステルベースの複製フィルムに代替保存することや、目録情報のデジタル化など、当時のアーカイブズ機関が直面していた諸課題への対応策が盛り込まれている。

1-2 広島県立文書館中期業務運営方針（平成25～29年度）

平成25年度からの5か年計画は、名称を「中期業務運営方針」に変更した上で構成を刷新しており、その基本的な構成を現在まで引き継いでいる。

この方針では、前文で「当館の基本的性格と業務」を明らかにし、計画の実施期間を定めた上で、当面の課題を挙げている。本文は全10章で構成されており、第1～4章は収蔵資料の種別（行政文書、行政資料、古文書、複製資料）ごとに収集、整理、保存、公開等の実施方針を、第5～10章は歴史公文書の閲覧利用、普及啓発事業、各種情報のWeb提供、災害対策、外部関係（広文協、全史料協）、その他、の順に、実施すべき業務の内容を記している。

この中で特徴的なのは前文である。「当館の基本的性格と業務」に記され

⁴ 荒木清二・安藤福平. 広島県立文書館における長期保存文書の整理について. 広島県立文書館紀要. 第12号, 2013, p1-21. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_12.pdf. (参照: 2024-1-8).

た内容は、平成21年に公布された公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）の趣旨に基づいており、現在及び未来の主権者への説明責任を果たすための「地方公共団体アーカイブズ」として当館を位置付けている。また、当館が業務上達成すべき中核的な課題として、「歴史公文書の着実かつ的確な受入を始めとして、アーカイブズとしての収蔵資料の充実に努めること。」と「目録やその他の情報・サービスを外部に提供するにあたって、より適切かつ効果的に行うこと。」の2点を挙げている。その上で、前者については、開館後四半世紀を経過しても必須の要件としてあり続けていると指摘し、後者については、近年のIT技術の進展とネットワーク環境の普及を踏まえて、収蔵資料等の情報を広く誰にでも利用できるように提供することが大きな業務課題となりつつあると述べている。

本文は、前計画に比べて詳細かつ具体的な記述になっており、前計画の実施期間（平成20～24年度）における館内外の状況の変化を反映している。特に公文書管理法制定の影響が大きい。県の制度改正の内容も踏まえている。例えば、第1章第1節の行政文書の「受入／収集」の記述は、平成24年4月の広島県文書等管理規則の改正内容（長期保存文書の有期限化等）に基づいており、第5章「歴史公文書の閲覧利用」では、利用申請があった場合は、平成22年度改定の「行政文書等利用除外基準」に基づいて審査することを記している。また、第10章「その他」では、「収蔵資料データベース管理を容易にするための方法について検討し、平成27年度までに基本方針を決め、平成29年度までに運用可能なプランを作成する。」と述べている。当館の収蔵資料データベース（現在も職員による資料管理に利用）は、コンピュータに詳しい研究員がMicrosoft Accessを利用して設計したもので、当該研究員の退職を間近に控え、今後の取扱いについて検討しようとしたものである。

1-3 広島県立文書館中期業務運営方針（平成30～34年度）

平成30年度からの5年間を実施期間とする中期業務運営方針は、前回の方針の達成度を評価し、課題を整理した上で策定しており、基本的な構成を受け継ぎつつ、新たに顕在化した課題を踏まえて、内容の時点修正を図っている。次章でこの方針の全文を紹介するので詳細は省略するが、前回の方針からの主な変更点は次のとおりである。

まず前文では、当面の課題として、前回の方針の2点（「文書の収集・整理・

保存機能の充実」、「利用・サービス機能の充実」)に加えて、「専門的職員の人材育成」と「文書の効率的な収納と書庫の確保」の2点を挙げている。これは、専門職員の高齢化と文書収蔵スペースの逼迫という当館の課題が深刻化したことを踏まえたものである。

次に本文では、第1章第4節「保管場所の整備」に、「行政文書庫については、空調の調節と湿度対策、点検と清掃の徹底、虫菌の遮断などを徹底し、カビの再発生を防ぐ。」という一文を追加している。これは、平成28年12月に行政文書庫で発生した大規模なカビ被害⁵への対応策を述べたものである。

また、前回の方針の第5章「歴史公文書等の閲覧利用」と第6章「普及啓発事業」の間に新たな章「専門的人材の育成」を設け、具体策として、人事交流の推進と専門知識を持つ職員の育成、職員の計画的な研修参加、ボランティア制度導入の検討、の3点を挙げている。これは、前文で指摘した専門職員の高齢化という喫緊の課題への対応策を示したものである。

この他にも、湿式コピーの複製資料をデジタル化することや、閲覧室への利用者用パソコンの導入など、収蔵資料の保存や利用に係る課題への対応策を記載している。

2 前方針の達成度評価と現方針の策定

現行の中期業務運営方針（令和5～9年度、以下、「現方針」という。）は、平成30～34年度の中期業務運営方針（以下、「前方針」という。）の達成度を評価し、課題を整理した上で策定したものである。策定作業は令和4年度の上半期に着手し、館内の会議等で検討して内容を固めた後、本庁の総務課に協議した上で、館長決裁で施行した（令和5年3月13日に当館Webサイトで公表）。以下、現方針の策定の過程と内容について、前方針と対比させながら、章立てに沿って解説する。

2-1 前文

前文は、「当館の基本的性格と業務」、「中期運営方針の期間」、「当面の課題」の3節から構成される。

⁵ 荒木清二・下向井祐子. 広島県立文書館におけるカビ被害と保存環境改善の取り組み. 広島県立文書館紀要. 第14号, 2018, p18-90. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_14araki-shimomukai.pdf. (参照: 2024-1-8).

2-1-1 当館の基本的性格と業務

前 方 針	<p>当館の基本的性格と業務</p> <p>地方公共団体が、その説明責任を全うすること及び現在だけでなく未来の主権者にも、行われた施策や業務を検証・評価できるようにすることは、民主主義の基礎の一つであるとされている。そのために必要不可欠なのは、公文書等の記録を適切に収集して管理し、歴史資料として保存・公開する仕組みであり、これを担うための機関として設置されるのがアーカイブズである。</p> <p>広島県立文書館も地方公共団体アーカイブズとして、このような役割を与えられており、同時に、地域資料の保存に関与する公的機関としての役割をも併せ持ち、以下のような三つの基本的機能を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料として重要な広島県の公文書等を収集して整理・保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。 ・広島県域に関わる歴史資料としての各種文書記録を受け入れ、整理・保存・公開し、それによって学術その他の研究に資すること。 ・上記二つの機能を果たす上で必要と思われる各種の普及啓発事業を行うこと。 <p>このような、当館の業務の基本的構成は、今後も継続していくべきものと考ええる。</p>
現 方 針	<p>当館の基本的性格と業務</p> <p><u>広島県立文書館は、広島県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与するために設置された施設である。</u></p> <p><u>当館では、その機能を果たすために、次の業務を行っている。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 文書等の収集、整理及び保存に関すること。</u> <u>(2) 文書等の利用に関すること。</u> <u>(3) 文書等の調査及び研究に関すること。</u> <u>(4) 文書等についての専門的な知識の普及啓発に関すること。</u> <u>(5) 文書等の目録、史誌、資料集等の編さん及び刊行に関すること。</u> <u>(6) その他文書館の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u> <p><u>当館では、このような業務を通して、かけがえのない歴史資料を未来へ伝えることにより、県の施策や業務を将来にわたって検証・評価できるようにするとともに、県民の文化遺産としての地域の記憶の継承に寄与していきたいと考えている。</u></p>

※下線部は、前方針からの変更箇所。以下同じ。

【解説】

前方針の「当館の基本的性格と業務」は、その一つ前の方針（平成25～29年度）とほぼ同じ内容で、公文書管理法の趣旨に基づき、地方公共団体が説明責任を果たすために必要な機関として当館を位置付けている。このような当館の基本的性格は今後も変わるものではないが、前方針では、行政文書

(歴史公文書)と並ぶ収蔵資料の二本柱である古文書(地域資料)を収集・保存することの意義が十分に表現されていないように思われた。また、アーカイブズの意義について述べた前段の部分は重要ではあるが、このような理念よりも、館が行うべき業務の内容を記載する必要があると考えた。

このような問題意識を踏まえて、本節は全面的に書き換えることにした。設置目的や業務内容は、広島県立文書館設置及び管理条例の規定を引用し、当館が、県の説明責任を果たすための組織アーカイブズと、地域の記憶を継承するための収集アーカイブズの二つの側面を持っていることを踏まえて記述した。また、後段の「かけがえのない歴史資料を未来へ伝えることにより」という表現は、平成22年に策定した当館のキャッチフレーズ「私たちは かけがえのない歴史資料を 未来へ伝えます」を採り入れたものである。

2-1-2 中期運営方針の期間

前方針	中期運営方針の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。
現方針	中期運営方針の期間 令和5年(2023)4月1日から令和10年(2028)3月31日までとする。

【解説】

実施期間は、従来と同様に5年間とした。

2-1-3 当面の課題

<p>前 方 針</p>	<p>当面の課題 当館が業務上達成すべき中核的な課題と認識するのは、次の4点である。</p> <p>1 文書の収集・整理・保存機能の充実 歴史公文書の着実かつ的確な受入を始めとして、アーカイブズとしての収蔵資料の充実に努め、これを整理し、保存機能を高めること。</p> <p>2 利用・サービス機能の充実 目録やその他の情報・サービスを外部に提供するに当たって、より適切かつ効果的に行うこと。</p> <p>3 専門的職員の人材育成 開館当初から勤務する専門職員が退職し、他の専門職員も高齢化することから、専門知識を有する若手職員（非常勤嘱託員を含む。）を育成すること。</p> <p>4 文書の効率的な収納と書庫の確保 年間収集点数から推定すると、平成35年までには古文書庫・行政文書庫ともに不足が想定される。古文書・行政文書の効率的な収納を推進し、書庫を整備すること。 IT技術の進展と、ネットワーク環境の変化は、館の業務と利用者の利用形態に強く影響を与えている。収蔵資料に関する情報、及び館が提供すべき関連情報を、できるだけ早く、また広く、誰にでも利用できるように提供し、それによって、利用者を資料に導き、利用を容易にすることは（広報手段の適切な選択と充実を含め）、大きな業務課題である。</p>
<p>現 方 針</p>	<p>当面の課題 当館が業務上達成すべき中核的な課題と認識するのは、次の4点である。</p> <p>1 文書等の収集・整理・保存機能の充実 行政文書や古文書等の着実かつ的確な受入れを始めとして、アーカイブズとしての収蔵資料の充実に努め、これを整理し、保存機能を高めること。</p> <p>2 利用・サービス機能の充実 目録やその他の情報・サービスを外部に提供するに当たって、より適切かつ効果的に行うこと。</p> <p>3 専門的職員の人材育成 研究員等の高齢化が進展することから、専門的知識を有する職員（会計年度任用職員を含む。）を継続的に育成すること。</p> <p>4 文書等の効率的な収納と書庫の整備 行政文書や古文書等の収蔵スペースが逼迫してきたため、文書等の効率的な収納を推進し、書庫を整備すること。</p> <p>また、デジタル技術の進展と、ネットワーク環境の変化は、館の業務と利用者の利用形態に強く影響を与えている。当館では、このような状況を踏まえて、令和3年（2021）3月に「<u>広島県立文書館データベースシステム</u>」を導入した。今後、このシステムを有効に活用して、業務効率を改善し、利用者サービスの充実を図ることは、一層重要である。</p>

【解説】

前方針で指摘した4点の課題については、今後も継続的に取り組むべきなので、現方針にも引き続き記載し、一部表現を修正した。また、「IT技術の進展と」から始まる最後の段落は、令和3年3月に「広島県立文書館データベースシステム」（以下、「データベースシステム」という。）を導入したことを踏まえて修正した。データベースシステムは、利用者サービスを充実させるために導入したものであるが、これを有効に活用して、業務効率の改善につなげていきたいと考えている。

2-2 第1章「行政文書（歴史公文書）の受入れ（収集）・整理・公開」

以下、本文の第1章から第11章については、前方針の達成度を「○」「△」「×」の三段階で評価した上で課題を整理し、現方針の内容に反映させた。前方針の基本的な構成は引き継いだ。第11章を削除し、節の名称を一部変更した。

2-2-1 受入れ／収集

前 方 針	受入／収集 〔知事部局の行政文書〕 長期保存文書のうち、完結後30年を経過したものは、広島県文書等管理規則附則（平成24年4月1日規則第35号）の第2項（経過措置）に基づき、文書館への移管手続きを進める。 ・昭和54年度以降に完結し、30年以上経過した文書について、適切な時期に移管が行われるよう、総務課を通じて働きかけを行う。【達成度×】
	保存年限が30年未満の文書については、毎年度末に保存年限が満了したものの中から選別収集を行う。また、総務課と協議しながら、文書管理システムの機能やその運用方法を改善し、選別作業の効率化を図る。文書管理システム上の電子文書は、システムの機能に基づいて選別を行う。 【達成度△】
	〔知事部局以外の行政文書〕 長期保存文書の文書館への移管に関する規則を知事部局と同様に改正した機関については、個別に折衝し、移管・受入を行う。 教育委員会事務局の保存年限が満了した文書は、教育委員会事務局の文書を毎年度末に県庁で選別収集する。また、監査委員事務局の文書は、平成19年の合意に基づいて毎年度定期的に移管・受入を行う。県立学校については、平成28年度に校長会で説明を行った結果、平成28・29年度に神辺、可部高等学校から文書の移管を受け、また、平成29年度に県警文書1点が初めて移管された。 今後も県立学校や県警、更には公安委員会や県議会に、文書の移管を働き掛ける。他の機関については、依頼があれば積極的に対応する。 【達成度△】

現 方 針	<p>受入れ／収集</p> <p>知事部局の行政文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期保存文書のうち、完結後30年を経過したものは、広島県文書等管理規則附則（平成24年4月1日規則第35号）第2項（経過措置）に基づき、<u>当館</u>への移管手続を進める。 ・このうち、昭和54（1979）年度以降に完結し、30年以上経過した文書がまだ移管されていないので、総務課（文書グループ）と協議しながら、<u>適切な時期に移管されるように努める。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・保存年限が30年未満の文書については、<u>毎年度</u>、保存年限が満了したもののの中から選別収集を行う。 ・また、総務課（文書グループ）と協議しながら、文書管理システムの機能やその運用方法を改善し、選別作業の効率化を図る。文書管理システム上の電子文書は、システムの機能に基づいて選別を行う。
	<p>知事部局以外の行政文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期保存文書の<u>当館</u>への移管に関する規則を知事部局と同様に改正した機関については、個別に折衝し、<u>移管・受入れ</u>を行う。 ・教育委員会事務局の保存年限が満了した文書は、<u>毎年度選別収集</u>する。また、監査委員事務局の文書は、平成19年（2007）の合意に基づいて毎年度定期的に移管・受入れを行う。 ・このほか、<u>県立学校や県警、県議会等の実施機関に文書の移管を働き掛け、依頼があれば積極的に応じる。</u>

【解説】

知事部局の行政文書のうち、長期保存文書については、昭和54年度以降の文書が依然として移管されていないので達成度を「×」とし、現方針にも明記した。また、保存年限30年未満の文書については、毎年定期的に選別収集を実施した。文書管理システムの機能や運用方法の改善に係る総務課との協議については、達成度を評価した時点では未実施だったので「△」としたが、その後令和5年1～3月に業者も交えた協議を行い、改善に向けた検討を今後も継続することになった。

知事部局以外の行政文書のうち、教育委員会と監査委員事務局の文書は毎年定期的に収集しており、令和元年度には人事委員会事務局からも文書が移管された。県立学校については、令和4年度に賀茂高等学校から文書の移管を受けた。また、令和元年度に県議会文書の移管について協議し、令和4年度には県警職員にも文書の移管を働きかけたが、いずれも実現していない。以上を総合的に評価して達成度を「△」とし、現方針にも前方針と同様の内容を記載した。なお、県立学校に関する記述は、他機関とのバランスを考慮して簡略化した。

2-2-2 整理

前 方 針	<p>整理 移管された30年以上経過した文書については、平成28年度に教育委員会から移管された文書から整理を進める。整理の基本は、簿冊名レベルの目録を最初に作り、その後、簿冊概要・件名レベルの目録を作成する。【達成度△】</p>
	<p>廃棄時に選別収集した文書については、完結後30年を目途に、必要に応じて再選別を行い、可能な範囲で内容整理を進める。【達成度△】</p>
現 方 針	<p>整理 ・移管された長期保存文書については、順次整理を進める。整理の基本は、簿冊名レベルの目録（簿冊目録）を最初に作り、その後、簿冊概要・件名レベルの目録（件名目録）を作成する。これまでに作成した件名目録の内容点検と修正も進める。</p>
	<p>・保存年限満了時に選別収集した文書については、受入れ後速やかに簿冊目録を作成する。また、完結後30年を目途に、必要に応じて再選別を行い、可能な範囲で件名目録の作成を進める。</p>
	<p>・移管された電子文書の整理方法について検討し、可能な範囲で整理を進める。</p>

【解説】

平成28年度に教育委員会から移管された長期保存文書については、保存箱の入れ替えと簿冊名の登録が終わったが、件名目録の作成に着手していないので、達成度を「△」とした。また、知事部局から移管された長期保存文書は、件名目録の作成が一通り終わっているが、内容の点検と修正が必要なので、そのことを現方針に記載した。

選別収集文書の再選別については、平成28年の行政文書のカビ被害や平成30年7月豪雨（西日本豪雨）被害への対応等により、平成29年度から令和元年度まで作業が止まっていたが、令和2年度以後は一部を実施したので、達成度を「△」とした。現方針は、現在の整理の進め方を踏まえて修正した。

また近年、電子文書の移管が増加し、整理が進んでいないことから、電子文書の整理に関する項目を新たに追加した。

2-2-3 目録や画像データの公開

<p>前 方 針</p>	<p>目録の公開 [30年経過文書] 文書館に移管された文書は、歴史公文書として利用に供するため目録を次の要領で公開する。 (1) 整理結果の内容を精査した上で、閲覧室に開架する紙の目録と、電子ファイルを作成する。 (2) 目録公開の通常の手順は次のとおりとする。 ア 移管後最初に作成した簿冊名レベルの目録を公開 イ 簿冊内容(概要・件名)の整理が文書の整理年度単位で終了した後、概要・件名レベルまでの目録を公開 (3) 移管された文書は、(複数年度分の一括移管などの特別な場合を除き)、受入後、1年以内にアの目録を公開することを努力目標とする。 (4) 平成29年度までに移管された文書の簿冊名レベルの目録(上記ア)を平成30年度中に公開する。その後、概要・件名レベルの目録(上記イ)の作成を進める。 【達成度○】</p>
	<p>[収集選別文書] 保存年限が満了した中から選別収集した文書についても、一般利用に供するため、目録を公開する(収集手続き完了後、簿冊名レベルの目録を閲覧室開架の行政文書目録に順次追加する)。 また、選別収集した文書の目録の作成と公開については、可能であれば、移管された30年経過文書の目録と併せ、文書館所蔵の歴史公文書目録として整備することを検討する。 【達成度△】</p> <p>(・また、広報課より引渡しを受けた広島県広報写真のデジタル画像から、100～200点程度を選び、Web上で誰でも見られるように、文書館のサイトで公開する。) (※第2章第2節の記載事項、【達成度△】)</p>
<p>現 方 針</p>	<p>目録や画像データの公開 ・当館に移管された文書は、歴史公文書として利用に供するため、次の要領で目録を公開する。 (1) 目録は「<u>広島県立文書館データベースシステム</u>」で公開することを原則とし、必要に応じて、<u>閲覧室に紙の目録を配架する。</u> (2) 目録公開の手順は次のとおりとする。 ア 移管後、<u>最初に簿冊目録を公開</u> イ 簿冊内容(概要・件名)の整理が終了した後、<u>件名目録を公開</u> (3) 移管された文書は、複数年度分の一括移管などの特別な場合を除き、<u>受入れ後1年以内に(2)アの目録を作成し、順次公開するように努める。</u> ・<u>これまでに作成した件名目録のうち、手書き等で処理していた時期「平成16(2004)年度以前」の目録(約13,000冊分)の電子データ化を進める。</u></p> <p>・<u>広報課より引渡しを受けた広島県広報写真の整理を進め、デジタル化した画像は、順次「広島県立文書館データベースシステム」で公開する。</u> (※第2章第2節から移動)</p>

【解説】

「30年経過文書」（長期保存文書）については、新規の受入れはなかったが、平成28年に移管された教育委員会の長期保存文書の簿冊目録を令和3年3月にデータベースシステムで公開したので、達成度を「○」とした。ただし、件名目録の作成には着手していない。

「収集選別文書」についても、簿冊目録をデータベースシステムで公開したが、平成29年度以降に収集した文書の目録をまだ掲載していないので、達成度を「△」とした。

また、「30年経過文書」と「収集選別文書」の目録公開の手順に違いがある訳ではないので、現方針では従来のように区別せず、一括して記載した。その際には、データベースシステムの導入を踏まえ、目録公開の手順を現状に合わせて修正した。さらに、令和2年度から、手書き等で作成していた時期の件名目録の電子データ化に着手したので、新たな項目として追加した。

なお、広報写真の画像の公開については、前方針では第2章第2節の行政資料の「目録の公開」に記載していたが、広報写真は行政文書のカテゴリーに属するので、第1章のこの節に移動した。

2-2-4 保管場所の整備

前方針	保管場所の整備 観音書庫については、定期的な換気や清掃を行い、より保存環境の改善を図る。 白木書庫については、消防点検の実施や警備の見直しなど、今後の本格的な活用に向けた準備を進める。 【達成度△】
	行政文書庫については、空調の調節と湿度対策、点検と清掃の徹底、虫菌の遮断などを徹底し、カビの再発生を防ぐ。 【達成度○】
現方針	保管場所の整備 ・行政文書庫(第5書庫)については、空調の調節と湿度対策、点検と清掃、虫菌の遮断などを徹底し、カビの再発生を防ぐ。
	・観音書庫・白木書庫については、定期的な温湿度測定や換気、清掃を行い、保存環境の維持・改善を図る。 ・観音書庫・白木書庫は老朽化が著しく、災害耐性に問題があるため、総務課(文書グループ)等と連携して、新しい書庫の整備を検討する。

【解説】

当館では行政文書を二段階で選別しており⁶、最初の選別から再選別までの間に文書を保存しておく施設を「中間書庫」と称し、観音書庫と白木書庫の2か所を館外に確保している。

このうち、観音書庫については、年2回程度の定期的な清掃を実施した。また、移動式書架の増設や文書の再配置により、あと3～4年程度の文書の受入れが可能になったが、一部の部屋に雨漏りが発生するなど、老朽化が顕著になっている。白木書庫については、3階の部屋で雨漏りが発生するなど、環境の悪化によって文書の搬入が出来ない状態になっており、このことを踏まえて達成度を「△」とした。

行政文書庫（第5書庫）については、平成28年にカビが発生したが、その後の保存環境改善の取組により、カビの再発を抑止している⁷ので、達成度を「○」とした。

現方針では、記述の順序を入れ替え、行政文書庫（第5書庫）を館外の観音書庫・白木書庫よりも先に記した。第5書庫については、保存環境の維持・改善の取組を継続する必要がある⁸ので、現方針にも同じ内容を記載した。また、観音書庫の老朽化が著しく、白木書庫も使用できない状況にあることから、喫緊の課題として、新しい書庫の整備を検討することを明記した。

2-2-5 全般（調査・研究）

前 方 針	<p>全般（調査・研究）</p> <p>可能な範囲で各課の業務調査を行い、重要文書の特定を進める。</p> <p style="text-align: right;">【達成度×】</p>
現 方 針	<p>全般（調査・研究）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で各課の業務調査を行い、重要文書の特定を進める。 ・広島県立文書館行政文書等取扱要綱の選別に関する規定を再検討し、必要に応じて改正する。

⁶ 荒木清二. 広島県立文書館における歴史公文書の再選別について. 広島県立文書館紀要. 第15号, 2020, p125-145. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_15araki.pdf. (参照：2024-1-8).

⁷ 令和5年3月に実施した書庫等の浮遊菌調査では、前回の平成30年度の調査と比較して浮遊菌数が大幅に減少し、書庫環境が改善していることが裏付けられた〔『広島県立文書館事業年報』第34号（令和4年度分），2023, p21-22.〕。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/nenpou/r4nenpou.pdf. (参照：2024-1-8).

【解説】

平成20～21年度に実施した各課の業務調査と重要文書の特定作業は、その後全く進んでいないので、達成度を「×」とした。近い将来本県でも公文書管理条例が制定され、レコードスケジュール制度が導入された場合は、各課の業務調査は必須の作業となるので、新方針にも引き続き記載した。

また、広島県立文書館行政文書等取扱要綱の行政文書の選別に関する規定を再検討する必要があると考えているので、項目を新たに追加した。

2-3 第2章「行政資料（行政刊行物）の収集・整理・公開」

2-3-1 収集・整理

前 方 針	収集・整理 ・広島県が発行した行政資料は、従来と同様、総務課情報公開グループを通じた方法を中心に継続的に収集する。【達成度○】
	・また、総務課情報公開グループや県立図書館と連携し、電子媒体の行政資料についても着実に収集する。【達成度△】
	・広島県以外が発行した行政資料についても従来の方針を継続する。【達成度○】
	・県報の目録作成を引き続き進め、できるだけ早くホームページに掲載する。また、県報の収蔵場所をできるだけまとめ、出納の効率化を図る。【達成度○】
	・ポスター・チラシを含む行政資料の整理を進め、目録を定期的に更新する。【達成度△】
現 方 針	収集・整理 ・広島県が発行した行政資料は、従来と同様、総務課情報公開グループを通じた方法を中心として継続的に収集する。
	・また、総務課（情報公開グループ）や県立図書館と連携し、電子媒体の行政資料についても着実に収集する。
	・広島県以外が発行した行政資料については、広島県に関係があるものを収集する。
	・県報は、引き続き昭和初期以降の目録の作成を進める。
	・県民文化センターから移管されたポスター・チラシを整理し、目録を作成する。 ・過年度収集分も含めて、行政資料の整理を着実に進める。

【解説】

行政資料については、広島県が発行したものを中心に、従来と同様の方法で収集した結果、令和4年度末現在の総点数は約112,000冊となった（達成度○）。しかし、近年は電子媒体の行政資料が増加し、悉皆収集が困難になっている（達成度△）。そこで、令和4年3月には、約10年ぶりに、総務課（情報公開グループ）から庁内各課に対して、行政資料（紙・電子）の提供を文書で呼びかけた。今後も総務課・県立図書館と連携して、このような取組を継続する必要がある。

県報については、昭和2年以前の目録を作成した。収蔵場所をまとめる作業は実施していないが、閲覧室に配架場所を明示した目録を配置した（達成度○）。現方針には、引き続き昭和初期以降の目録を作成することを記載した。

また、広島県民文化センターから、県内の文化事業（美術展やコンサート等）に関するポスターやチラシを定期的に受け入れているが、これらの資料を含む行政資料の整理が十分に進んでいないので（達成度△）、着実に整理を進めていくことを現方針に記した。

2-3-2 目録の公開

前 方 針	<p>目録と画像データの公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県発行分については、閲覧室で公開している目録をWebでも公開できるように整備する。 【達成度○】
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に受入・収集し、整理が完了した広島県発行分については、年に一度増加分の目録を公開し、およそ5年ごとに目録全体の改訂を行う。 【達成度△】
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、広報課より引渡しを受けた広島県広報写真のデジタル画像から、100～200点程度を選び、Web上で誰でも見られるように、文書館のサイトで公開する。 【達成度△】
現 方 針	<p>目録の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政資料の目録は、整理ができたものから順次「広島県立文書館データベースシステム」で公開する。

【解説】

広島県発行分を含む行政資料の目録（令和2年度以前受入れ分）をデータベースシステムで公開したが（達成度○）、その後の更新はできていない（達成度△）。今後は、整理が終わったものから順次データベースシステムで目録を公開することとし、現方針にその旨を記載した。

広報写真のデジタル画像もデータベースシステムで公開することにした
が、まだ77点しか掲載していないので、達成度を「△」とした。なお、前述
のように、現方針ではこの項目を第1章第3節に移動した。

2-4 第3章「古文書の収集・調査・整理・保存」

2-4-1 収集

前 方 針	収集 ・文書等の寄贈・寄託の申出があれば、資料の性格等を考慮し、原則と して、現地（地域の保存施設等）で保存できないか協議し、困難な場合 は寄贈・寄託の申出を受け入れる。購入は行わないものとする。 【達成度○】
現 方 針	収集 ・文書等の寄贈・寄託の申出があれば、資料の性格等を考慮し、原則と して、現地（地域の保存施設等）で保存できないか協議し、困難な場合 は寄贈・寄託の申出を受け入れる。購入は行わないものとする。

【解説】

古文書の寄贈・寄託の申し出があった場合は、可能な限り地元市町に相談
して受け入れてもらうように勧めたが、やむを得ないものについて受け入れ
た。受け入れ可能な市町が少なく、結果的に毎年2,000～4,000点程度の寄贈・
寄託を受けることになった。古文書庫（第4書庫）も収納スペースが少なく
なってきたが、従来の固定書架を段階的に集密書架に入れ替えており、当面
は受け入れスペースを確保できる見込みである。以上のことから、達成度を
「○」とし、現方針にも同じ内容を記載した。

2-4-2 調査

前 方 針	調査 ・県内に10数名の文書調査員を引き続き委嘱する。調査員を通じて、県 史編さん室その他の機関が以前に調査した文書群の現状確認を行い、及 び当館が把握していなかった文書群についての情報があれば収集し蓄積 する。 ・長期的な文書調査（県史の所在情報の追跡調査を含む）のスケジュー ルを作成し、計画的に実施する。 【達成度○】
	・文書調査員活動の意義について、市町へ説明し、ホームページや文書 館だより、同好会などを通じて、PRする。 【達成度△】
	・また、必要に応じ、所蔵者に対し保存等についての啓発も行う。 【達成度△】

現 方 針	調査 ・文書調査員による調査制度は当面継続し、所在情報データの更新を行う。また、自治体史編さんや文化財保存活用地域計画策定などの機会を通じて、各市町との所在情報の共有化を進め、そのための所在情報の整備も進める。
	・文書調査員活動の意義について、市町へ説明し、文書館Webサイトや文書館だよりなどを通じてPRする。 ・また、必要に応じ、所蔵者に対し保存等についての啓発も行う。

【解説】

文書調査員は12名体制で活動し、過去に県史編さん室等が調査した文書群を中心に、毎年平均60件の現状確認を行った（達成度○）。ただし、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によって活動を制限したため、平均35件に減少した。近年は、所蔵者が文書の受け入れ先を探していることが多く、調査を機に当館へ寄贈を申し込むケースが増加している。また、世代交代が顕著に進んでおり、家人が文書の所蔵を把握していないことや、文書を廃棄してしまう事例が増えている。

また、文書調査員の活動については、ホームページに掲載して紹介しているが、コロナ禍で全体として十分な活動ができなかった（達成度△）。所蔵者に対しては、文書調査員を通じて当館のリーフレット（「文書（紙資料）の保存について」など⁸⁾）を渡し、啓発を進めているが、文書の所在が確認できないケースが増えているので、達成度を「△」とした。

現方針では、文書調査員の活動を当面継続するとともに、自治体史の編さんや市町の文化財保存活用地域計画策定などの機会を通じて、各市町との所在情報の共有化を進めることにした。このような取組により、災害発生時には、迅速かつ効率的な資料レスキューが可能になると考えられる。

2-4-3 整理

前 方 針	整理 ・整理手順等については、従来の方法を継続し、概要付きの仮目録を作成したあと、Webサイトでの公開を進める。これに加えて、既刊の収蔵文書目録に掲載された文書目録も順次Web目録化する。平均月1文書群程度の新規Web公開を目標とする。データベースへの新規入力は、年平均5,000点を目標とする。 【達成度○】
-------------	--

⁸⁾ 広島県立文書館. 各種手引き・リーフレット等. <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/leaflet.html>, (参照：2024-1-8).

現 方 針	整理 ・「 <u>広島県立文書館データベースシステム</u> 」への新規整理分の登録・更新を進めるとともに、従来からの仮目録の作成・Web公開も継続する。 ・ <u>月1文書群程度の新規Web公開を目標とする</u> 。データベースへの新規入力は、年平均5,000点を目標とする。
-------------	---

【解説】

前方針の実施期間中、年平均5,179点（件数では5,940件）の古文書を整理し、15文書群の仮目録を新たに当館Webサイトに掲載した⁹。整理した文書群は、収蔵資料データベース（館内用Accessデータベース）に登録し、令和3年3月以降はデータベースシステムでの公開を進めている（達成度○）。

現方針では、古文書整理の数値目標は従来通りとした。また、データベースシステムへの新規整理分の登録・更新を進めるとともに、従来からの仮目録の作成と当館Webサイトでの公開も継続することにした。

2-4-4 保存

前 方 針	保存 ・受入時に虫損やカビについて確認し、必要であれば、二酸化炭素又はエキヒュームSによる燻蒸など個別に対処する。【達成度○】 ・防虫・防カビのため、定期的な書庫清掃と温湿度計測、虫トラップによる文化財害虫の調査など、書庫のモニタリングを続ける。【達成度○】 ・第4書庫の密集書架設置を計画的に進めるとともに、古文書資料の収納状態を見直し、収納装備のあり方に改善すべき資料があれば、逐次処理を行う。【達成度○】
現 方 針	保存 ・ <u>文書の燻蒸については、大型冷凍庫による冷凍燻蒸を行った上で、文書の状態を見つ、必要な場合にはガス燻蒸も行うこととする</u> 。 ・防虫・防カビのため、定期的な書庫清掃と温湿度計測、虫トラップによる文化財害虫の調査など、書庫のモニタリングを続ける。 ・ <u>今後も第4書庫の密集書架を計画的に増設し、書庫の収納状態の見直しを進める</u> 。収納装備のあり方を改善すべき資料があれば、逐次処理を行う。

【解説】

受入時に文書の状態を確認し、必要に応じて冷凍燻蒸やエキヒュームSに

⁹ 『広島県立文書館事業年報』第30号（平成30年度分）～第34号（令和4年度分）に、古文書の整理点数等を記載。https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub34.html。（参照：2024-1-8）。

よるガス燻蒸を行った（達成度○）。冷凍燻蒸はこの期間中に新たに始めた取組で、西日本豪雨後の令和元年に購入した大型冷凍庫を利用している。大型冷凍庫は、災害発生時には水損資料の凍結処理に活用することもできる。また、定期的な書庫清掃や温湿度計測等のIPMの取組は継続して実施した（達成度○）。

第4書庫（古文書庫）については、書架の集密化を段階的に進め、新設した書架へ文書を配架した。また、書庫の収納状態を改善し、配架スペースを確保するため、第1書庫（古文書庫）で保管していた行政文書を第5書庫（行政文書庫）へ移動させた上で、第4書庫の山野村役場文書を第1書庫へ移動し、第4書庫の配架スペースを確保した。この他、第2書庫（複製資料庫）や旧消毒室も含めた配架移動を行い、書庫の収納状態を改善した（達成度○）。

現方針では、このような取組を継続して実施することにしたが、現状に合わせて一部の記述を修正した。

2-5 第4章「複製資料の作成・整理・公開」

2-5-1 作成

前 方 針	<p>作成</p> <p>・職員が、スキャナーを使用し、収蔵資料のうち、利用頻度が高く、かつ、劣化のおそれがあるなど、原本利用が困難な資料、あるいは、絵葉書・写真・展示資料など、Web上での公開に適した資料を選び、順次、デジタル画像化を進める（年間目標200点）。【達成度△】</p>
	<p>・職員が、フィルムスキャナーを使用し、収蔵フィルムのうち、劣化のおそれがあるものから、順次、デジタル画像化を進める（年間目標を12,000コマとする。）。【達成度○】</p>
	<p>・古い複製資料のうち、特に湿式コピーなどから、状態不良のものを選び、可能な範囲で媒体変換を進める（年間目標を600コマとする。）。【達成度△】</p>
現 方 針	<p>作成</p> <p>・収蔵資料のうち、利用頻度が高く、かつ劣化のおそれがあるなど、原本利用が困難な資料、あるいは絵葉書・<u>絵図</u>・<u>写真</u>・<u>映像資料</u>や過去の展示資料など、Web上での公開に適した資料を選び、順次デジタル化を進める（年間目標200点）。（※前方針の冒頭部分を削除）</p>
	<p>・職員が、フィルムスキャナーを使用し、収蔵フィルムのうち、劣化のおそれがあるものから、順次デジタル画像化を進める（年間目標を12,000コマとする。）。</p>
	<p>・古い複製資料のうち、特に湿式コピーなどから状態不良のものを選び、可能な範囲で媒体変換を進める。（※前方針の年間目標を削除）</p>

【解説】

職員ではなく、業者委託により、新聞資料や絵図資料、換地図面（広島復興事務所行政文書）など、利用頻度が高く劣化の恐れがある資料のデジタル化を行ったが、年間目標には達していない（達成度△）。また、職員による収蔵フィルムのデジタル化については、コロナ禍によってペースダウンしたものの、年間目標をほぼ達成した（達成度○）。湿式コピーなどの複製資料のデジタル化も進めたが、令和3年度以降は中断している（達成度△）。

このような資料のデジタル化の取組は、現方針でも継続することとし、前方針に記載していなかった絵図と映像資料も対象として追加した。今後は、業者委託の拡大を検討し、デジタル化したデータをデータベースシステムで順次公開していきたいと考えている。

2-5-2 整理

前方針	整理 ・『広島県戦災史』、『広島県移住史』の複製資料目録を（平成30年度に）Web上で公開し、（平成31年度までに）文書館開館後に作成した複製文書群についての基礎的データを整備する。（平成35年度までに）『広島県史』の未整理複製資料について整理を終える。 【達成度△】
現方針	整理 ・『広島県史』、『広島県戦災史』、『広島県移住史』の編さんに伴って作成した複製資料の整理を進め、目録を作成する。 ・また、文書館開館後に作成した複製資料の基礎的データを整備する。

【解説】

『広島県戦災史』、『広島県移住史』の未整理複製資料の整理を進めたが、『広島県史』の未整理複製資料については未着手である。また、文書館開館後に作成した複製文書群の基礎的データの整備に着手したが、まだ完了していない。以上のことから達成度を「△」とし、現方針でも引き続き取り組むことにした。

2-5-3 公開

前方針	公開 ・デジタル画像化した資料を公開するためのWebページを作成し、順次、文書館のサイトにデータを掲載していく（写真・絵葉書・絵図類）。 【達成度○】
現方針	公開 ・デジタル化した資料（絵葉書・絵図・写真等）を順次「広島県立文書館データベースシステム」で公開する。

【解説】

文書館Webサイトでは、絵葉書等の画像データを主題別に整理して掲載した。また、令和3年3月から、データベースシステムで広報写真や絵葉書、絵図類の公開を始めた（達成度○）。今後は、デジタル化した資料を順次データベースシステムで公開することとし、現方針にその旨を明記した。

2-6 第5章「歴史公文書等の閲覧利用」

前方針	歴史公文書の閲覧利用に当たっては、従来と同様、利用申請があった時点で審査する方式によるが、その際に関連する文書の審査を併せて行うなどの方法により、審査の効率化を図る。また、作業を分担して行い、審査のスピードアップを図る。 利用の制限が必要と思われるものについては、平成22年度に改定した「行政文書等利用除外基準」により、公開・非公開の実例の積み重ねを行う。それによって、今後の判断基準を具体化するための基礎データとする。また、国立公文書館等の他館の事例も併せて研究し、「行政文書等利用除外基準」の見直しを検討する。 【達成度△】
現方針	・歴史公文書の閲覧利用に当たっては、従来と同様、利用申請があった時点で審査する方式によるが、その際に関連する文書の審査を併せて行うなどの方法により、審査の効率化を図る。また、作業を分担して行い、審査のスピードアップを図る。 ・ <u>審査の実例を積み重ねるとともに、国立公文書館等の他館の事例も研究し、審査基準の見直しや判断基準の具体化について検討する。</u> ・古文書や複製資料の閲覧利用に当たっても、必要に応じて審査を行う。

【解説】

データベースシステムの公開以後、歴史公文書等の閲覧申請が増加し、審査業務の負担が大きくなっている。令和2年度には、一部の文書の事前審査をまとめて行ったが、その後はあまり進んでいない。また、審査の実例の積み重ねは着実に進んでいるが、「行政文書等利用除外基準」の見直しの検討

は行っていない。以上のことから、達成度を「△」とし、古文書や複製資料の閲覧利用に当たっても必要に応じて審査を行うことを明記した。

2-7 第6章「専門的人材の育成とボランティア制度の導入」

前方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や、教育委員会等との人事交流を推進し、専門知識を持つ職員の育成に努める。 ・職員が計画的に館外の研修に参加するとともに、研修内容を職員間で共有できるよう報告会を行うなど、研修内容の共有化に努める。 <p style="text-align: right;">【達成度○】</p>
針	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館業務を補助するため、ボランティアのあり方を検討する（平成30年度に他館へ視察、平成31年度から試行）。また、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。 <p style="text-align: right;">【達成度○】</p>
現方針	<ul style="list-style-type: none"> ・選考採用や人事交流により、専門知識を持つ職員を確保する。 ・職員が計画的に館外の研修に参加するとともに、報告会を行うなどの方法で、研修内容の共有化に努める。 <p>・令和5（2023）年度からボランティア制度を導入し、古文書の整理等の業務を進める。また、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。</p>

【解説】

近年は、専門職員の異動や退職の際には、教育委員会（県立学校等）との人事交流によって職員を確保していたが、令和2年度には20年ぶりに選考採用試験を実施し、3年度に研究員1名を採用した。また、国立公文書館や国文学研究資料館、文化財虫歯菌研究所等の研修に、職員（会計年度任用職員を含む）が計画的に参加した。以上のことから、達成度を「○」とした。

ボランティア制度の導入については、コロナ禍で検討を中断していたが、令和4年度に制度設計を行い、5年度からの導入を決定した（達成度○）。

現方針には、選考採用や人事交流によって専門職員を確保することと、令和5年度からボランティア制度を導入して古文書の整理等の業務を進めることを明記し、本章の名称も「専門的人材の育成」から「専門的人材の育成とボランティア制度の導入」に変更した。

2-8 第7章「普及啓発事業」

2-8-1 行政文書・古文書保存管理講習会

前 方 針	<p>保存管理講習会 従来に引き続き、広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）と協力して、地方公共団体における歴史公文書をはじめとする公文書の管理・選別・整理・保存・利用、及び古文書等の地域資料の保存・整理・活用などを主題に、市町の関係職員を対象にした年1回の行政文書・古文書保存管理講習会を行う。できるだけ市町の要望を把握するように努め、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。 【達成度△】</p>
現 方 針	<p>行政文書・古文書保存管理講習会 従来に引き続き、広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）と協力して、地方公共団体における歴史公文書をはじめとする公文書の管理・選別・整理・保存・利用、及び古文書等の地域資料の保存・整理・活用などを主題に、市町の関係職員を対象にした年1回の講習会を行う。できるだけ市町の要望を把握するように努め、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。</p>

【解説】

コロナ禍によって中止した令和3年度を除き、毎年度開催した。しかし、近年は参加者が特定の市町に偏っており、市町のニーズに十分対応することができていないと思われるので、達成度を「△」とした。市町の担当職員が短期間で異動することもあるため、継続的な取組を行うことが難しいが、今後も毎年開催したいと考えている。

2-8-2 各種講座・展示

前 方 針	<p>各種講座・展示 講座・展示については、下記のとおり、可能な限り従来と同様に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古文書解読入門講座：10回完結年1回 ・続古文書解読入門講座：7回完結年1回 ・収蔵文書展・文書館講演会：原則として年1回行う。 ・常設展示・収蔵文書紹介：年3回開催し、うち夏季の1回はパネル展示とする。また、過去に開催したりバイバル展の実施を検討する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、秋季に収蔵文書展を開催することを検討する。 ・収蔵文書展に関連した文書館講演会のほか、県立図書館や広島大学・県立大学などと連携し、外部講師の講演会を開催する（平成30年度の開館30周年事業を含む。） 【達成度△】
-------------	--

現 方 針	<p>各種講座・展示</p> <p>・講座・展示については、次記のとおり、可能な限り従来と同様に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古文書解読入門講座：8回完結年1回 ・続古文書解読入門講座：6回完結年1回 ・収蔵文書展・文書館講演会：原則として年1回行う。 ・常設展示・収蔵文書紹介：年3回開催し、うち夏季の1回はパネル展示とする。また、過去に開催した展示のリバイバル展の実施を検討する。 ・収蔵文書展に関連した文書館講演会のほか、<u>県立図書館</u>や<u>県立広島大学</u>などと連携し、<u>外部講師</u>による講演会を開催する。 <p>(※前方針の「年度末の繁忙期を避けるため、秋季に収蔵文書展を開催することを検討する。」の項目と、最後の項目の開館30周年事業に関する記述を削除)</p>
-------------	---

【解説】

令和3年度から古文書解読入門講座を年8回、続古文書解読入門講座を年6回に縮小した。展示や講演会については、令和元～3年度はコロナ禍により、開催中止や会期変更を余儀なくされた。また、県立広島大学・県立図書館との連携講座は、令和2年度以外は毎年開催したが、広島大学との連携講座は令和2年度から中止した。以上のことから、達成度を「△」とした。

収蔵文書展の開催時期については、当面の間変更しないこととし、現方針では該当の記述を削除したが、今後も検討が必要である。また、令和3年度から、展示や講演会等の年間開催日程を年度初めに当館Webサイトに掲載し、周知を図ることにした。なお、現方針には、令和4年度現在の講座・展示等の開催状況を反映させたが、今後の当館の人員体制によっては、回数等を変更する可能性もある。

2-8-3 文書館だより

前 方 針	<p>文書館だより</p> <p>年1回発行を継続し、紙の印刷物のほか、Web上にPDFファイルとしても公開する。内容は、文書館収蔵資料の紹介、文書館の業務紹介、利用者の寄稿などとする。 【達成度○】</p>
現 方 針	<p>文書館だより</p> <p>・年1回発行を継続し、紙の印刷物のほか、<u>当館Webサイト</u>にPDFファイルとしても公開する。内容は、文書館収蔵資料の紹介、文書館の業務紹介、利用者の寄稿などとする。</p>

【解説】

予定どおり、年1回、年度末に発行した（第43～47号）。今後も年1回の

発行を継続する予定である。

2-8-4 紀要／資料集

前 方 針	<p>紀要／資料集 業務の成果を公表する場として、紀要を隔年で発行し、紙の印刷物のほか、Web上にPDFファイルとしても公開する。 翻刻すべき資料を選び、隔年で資料集を発行する。その際、古文書同好会の協力等を適宜仰ぐことを検討する。 いずれも委託組版となるため、準備期間を早めに設定する。 【達成度○】</p>
現 方 針	<p>紀要／資料集 ・業務の成果を公表する場として、紀要を隔年で発行する。 ・翻刻すべき資料を選び、資料集を発行する。その際、古文書解説同好会等の協力を適宜仰ぐことを検討する。 (※前方針の紀要の発行媒体に関する記述と、最後の段落を削除)</p>

【解説】

紀要第14～16号と資料集10～12集を刊行したが（達成度○）、組版に時間を要する関係で、近年はPDFファイルを先に公開し、印刷は次年度に回すようになっている。現方針でも、紀要と資料集の刊行を継続することにしたが、資料集については従来の内容を見直す可能性もある。

2-8-5 大学等学外実習

前 方 針	<p>大学学外実習（インターンシップを含む） 依頼があれば受け入れることとし、文書館制度や文書館の業務についての紹介・実習・講義・見学等を行う。 【達成度△】</p>
現 方 針	<p>大学等学外実習 ・依頼があれば受け入れることとし、文書館制度や当館の業務についての紹介・実習・講義・見学等を行う。</p>

【解説】

コロナ禍で一部の実習が中止・変更になったが、毎年、安田女子大学、県立広島大学、比治山大学等の実習を受け入れ、当館の業務内容に関する講義や館内見学、文書の保存・補修の実習を行った¹⁰。近年は、インターンシッ

¹⁰ 下向井祐子. 学生と取り組む文書の保存と補修の実習－大学学外実習・インターンシップの受け入れを例として－. 広島県立文書館紀要, 第16号, 2022, p21-64. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_16shimomukai.pdf. (参照：2024-1-8).

プの受け入れを行っていないので達成度を「△」とし、本節の名称を変更した。

2-9 第8章「利用」

2-9-1 各種情報の Web 提供

前 方 針	<p>各種情報のWeb提供 収蔵資料の目録・デジタル画像、各種お知らせ等の他に、利用者には有用なデータを作成し、文書館Webサイトで公開する。 ・レファレンス記録：利用者からの各種問合せに対する当館の回答を、レファレンス記録として整備し、従来と同様、年度ごとに公開する。 【達成度△】</p>
	<p>・インターネット古文書講座：収蔵資料の中から、適切な古文書を選び、写真に解説・解説文を付したミニ講座を当館Webサイトに、順次追加する。 【達成度△】</p>
	<p>・県報目録（明治～昭和）、過去の資料集PDF、広島県勸業年報などから、データを作成してWebで公開する。 【達成度△】</p>
現 方 針	<p>各種情報のWeb提供 ・収蔵資料の目録・デジタル画像、各種お知らせ等の他に、利用者には有用なデータを作成し、<u>当館Webサイトで公開する。</u> ・レファレンス記録：利用者からの各種問合せに対する当館の回答を、レファレンス記録として整備し、<u>適宜公開する。</u> ・インターネット古文書講座：収蔵資料の中から、適切な古文書を選び、写真に解説・解説文を付したミニ講座を当館Webサイトに、順次追加する。 ・<u>保存管理講座：災害時における被災資料の保全方法等、資料の保存に関する有用な情報を掲載する。</u> ・<u>過去の紀要や資料集などのうち、当館Webサイトで公開していないものについては、順次PDFファイルを作成して公開する。</u></p>

【解説】

平成30～令和3年度はレファレンス記録を作成したが、主題別の分類ができておらず、当館Webサイトには掲載していない（達成度△）。「インターネット古文書講座」は、従来の12項目から追加していないが、「保存管理講座」として、「西日本豪雨災害における被災文書の保全活動」ポスターと「水害などで被災した文書への応急処置(対処の手引き)」のリーフレットを作成し、掲載した（達成度△）。また、県報目録の一部はデータベースシステムで公開したが、過去の資料集のPDFファイルや広島県勸業年報などはまだ公開することができていない（達成度△）。

現方針の記述に際しては、県報目録の公開は第2章の行政資料の収集・整理・公開に記載があるので、本章では削除した。また、広島県勧業年報の記述も削除したが、内容的には第4章第3節の複製資料の公開の項目に含まれ、今後も公開に向けた作業を進める予定である。

2-9-2 利用者の閲覧室での目録検索等

前 方 針	<p>利用者の閲覧室での検索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者用パソコンを導入し、当館で閲覧可能な収蔵資料目録を入れることにより、利用者の検索の便宜を図る。 <p style="text-align: right;">【達成度○】</p>
現 方 針	<p>利用者の閲覧室での目録検索等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧室の利用者用パソコンを有効に活用し、「<u>広島県立文書館データベースシステム</u>」による目録検索のほか、<u>画像資料の閲覧などもできるようにする。</u> ・<u>電子申請システム等の活用により、利用者の利用手続等の利便性の向上を図る。</u>

【解説】

令和4年3月に閲覧室に利用者用パソコンを設置し、同年4月から利用者自身による収蔵資料の検索が可能になった（達成度○）。今後は、目録の検索だけでなく、利用頻度が高く劣化の恐れがある資料（広島復興事務所行政文書の換地図面等）についても、その複製画像を利用者用パソコンで閲覧できるようにしたい。

また、電子申請システム等の活用の項目は、近年の取組を踏まえて新たに追加した。従来、広島県電子申請システムには「出版物等掲載許可申請書」のみを登録していたが、令和3年度に「利用券交付申請書」「閲覧申請書」「複写申請書」を新たに登録し、来館前に電子申請システムで手続きを行うことが可能になった。

2-10 第9章「災害対策」

前 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害（地震・水害等）への危機管理マニュアルを策定し、収蔵資料の配架の見直しについて検討する。 ・広島大学文書館との協定（「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」）を生かしつつ、外部関係者との連携を維持発展させる。 <p style="text-align: right;">【達成度○】</p>
現 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における収蔵資料のレスキューの手順等を具体的に検討し、マニュアルを作成する。 ・収蔵資料の被災の危険性をふまえて、配架の見直しを引き続き行う。 ・広島大学文書館との協定（「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」）を生かしつつ、外部関係者との連携を維持発展させる。 ・災害時には、<u>広文協で構築した「被災（水損）文書のレスキュー体制」</u>を活用し、各市町や関係機関と連携して対処する。

【解説】

広島県の各機関が策定している「大規模地震時の業務継続マニュアル」を毎年更新しているが、収蔵資料のレスキューの手順等を具体的に定めている訳ではない。具体的な取組としては、地下2階の旧消毒室や地下1階の第4書庫（古文書庫）、第5書庫（行政文書庫）等について、被災の危険性をふまえて、配架の見直しを実施した。また、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の被災資料レスキューに際しては、平成23年に広島大学文書館との間で締結した「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」¹¹が有効に機能した。以上のことから、達成度を「○」とした。

また、令和2年度には、広文協で「被災（水損）文書のレスキュー体制」を整備し、各市町の「被災文書対応窓口」を定めたので、災害時にはこの体制を活用し、各市町や関係機関と連携して対処することを現方針に記載した。

¹¹ 当館Webサイトに掲載。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/riyou/kyotei.pdf。（参照：2024-1-8）。協定締結の経緯と内容については、次の論文を参照。石田雅春。「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」の締結について〈記録〉。広島大学文書館紀要。第14号，2012，p63-70。 <https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/journals/JHUA/i/14/item/32920>。（参照：2024-1-8）。

2-11 第10章「外部関係」

2-11-1 広文協

前方針	<p>広文協</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町職員を対象にした講習会・研修会を行い、公文書その他歴史資料についての啓発・情報交換を、従来に引き続いて行う。保存管理講習会と同様に、できるだけ市町の要望を把握するように努め、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。 ・その成果を会報「広文協通信」として、会員に配付し、Webで公開する（年2号発行予定）。 <p style="text-align: right;">【達成度△】</p>
現方針	<p>広文協</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町職員を対象にした講習会・研修会を開催し、公文書その他歴史資料についての啓発・情報交換を、従来に引き続いて行う。保存管理講習会と同様に、できるだけ市町の要望を把握するように努め、専門的な知識を持ったOB職員等を活用する。 ・その成果を会報「広文協通信」として、会員に配付し、Webで公開する。 <p style="text-align: right;">（※前方針に記載の年間発行回数を削除）</p>

【解説】

広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）の活動については、令和2、3年度は、コロナ禍の影響で、総会や一部の研修会を中止した。会報『広文協通信』も、令和2～4年度は年1回の発行となった。また、令和2年度からは研修会の開催を年1回に縮小し、当館を会場とする研修会と現地研修会を隔年で実施することにした。なお、広文協設立20周年記念誌の発行を企画したが、発行は令和5年度に持ち越しとなった。以上のことから達成度を「△」とし、現方針でも従来の活動に引き続き取り組むことにした。

2-11-2 全史料協

前方針	<p>全史料協</p> <p>平成31～32年度に、全国的な情報収集を図るため、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の広報・広聴委員会事務局を担当する。</p> <p style="text-align: right;">【達成度○】</p>
現方針	<p>全史料協</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関会員として、総会、大会、研修会等に参加する。

【解説】

平成31年～令和2年度に全史料協広報・広聴委員会事務局を担当し、無事任務を果たすことができたので、達成度を「○」とした。現在は委員会事務

局を担当していないが、機関会員として毎年度、総会、大会、研修会等に職員を派遣している。

2-12 第11章「その他」

前方針	収蔵資料データベース管理を容易にするための方法について検討し、平成32年度までに基本方針を決め、平成35年度までに運用可能なプランを作成する。 【達成度○】
現方針	(※削除)

【解説】

令和3年3月に広島県立文書館データベースシステムを導入し、インターネットに公開したので、達成度を「○」とし、現方針ではこの章を削除した。

おわりに

以上、現方針の策定過程と内容について、前方針と対比させながら解説してきた。現方針は、前方針の基本的な構成を受け継ぎつつ、前文を全面的に書き換えるとともに、前方針の実施期間中（平成30年度～令和4年度）の成果と課題を踏まえて、本文の内容を時点修正した。

前方針の実施期間中における成果としては、令和3年3月のデータベースシステム導入や閲覧室への利用者用パソコンの設置による利用者サービスの向上等が挙げられるが、行政文書の選別収集（庁舎移転対応等¹²）や古文書の受入れ¹³も着実に進めることができた。また、第5書庫（行政文書庫）のカビ被害（平成28年12月）への対応はこの期間も継続し、書庫の保存環境の改善を図るとともに、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）被災資料のレスキューと保全活動にも取り組んだ¹⁴。令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感

¹² 新原淳弘. 行政文書の評価選別・再考－文書管理, 庁舎移転とコロナ対応をめぐって－. 広島県立文書館紀要, 第16号, 2022, p1-20. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_16nihara.pdf. (参照: 2024-1-8).

¹³ 前掲注9『広島県立文書館事業年報』第30号（平成30年度分）～第34号（令和4年度分）に、受入れた文書群と点数、内容を記載。

¹⁴ 西向宏介・下向井祐子. 広島県立文書館における「平成30年7月豪雨」被災文書のレスキューと保全活動. 広島県立文書館紀要, 第15号, 2020, p27-124. https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_15nishikumai-shimomukai.pdf. (参照: 2024-1-8).

感染症の拡大によって再三の臨時休館を余儀なくされ、事業の中止や延期、資料整理の遅れなどが生じたことは遺憾であった。

現方針の実施期間がスタートした令和5年度は、ようやくコロナ禍が落ち着き、当館も通常の業務活動に戻ることができた。今年度から導入したボランティア制度については、週2回の活動によって、古文書の整理が着実に進んでいる¹⁵。行政文書については、長年の懸案であった昭和54年度以降の長期保存文書の移管が一部実現した。また、職員が収蔵資料の管理に利用している収蔵資料データベース（館内用Accessデータベース）については、公開用のデータベースシステムへのデータ移行・登録が円滑に進むように改良した。

このように、現方針に記載した目標を着実に実践すべく努めているが、専門知識を有する職員の確保・育成や、書庫の整備など、引き続き取り組むべき重要な課題は多い。また、収蔵資料を有効に活用するための取組（学校との連携など）や普及啓発活動の見直しなど、現方針には明記していない課題もある。いずれの課題も中長期的な取組が必要であるが、出来ることから少しずつでも実践していきたいと考えている。

（あらき せいじ 総括研究員）

¹⁵ 本紀要掲載の西向宏介・下向井祐子論文参照。

近世近代広島の水害と歴史資料

西 向 宏 介

【要旨】本稿は、広島城下町及び近隣地域を中心とする近世から近代（明治・大正・昭和期終戦前後）にかけての広島県内における水害事例について、当館取蔵文書をもとに考察するものである。広島の水害史研究は未だその蓄積は十分でなく、自治体史の記述に依拠した成果や個別地域の災害事例研究に留まっている。本稿も必ずしもその域を出るものではないが、極力一次史料を用いながら、広域的かつ長期にわたる広島の水害史の動向を明らかにしつつ、災害研究における歴史資料の意義を提示したい。

はじめに

- 1 近世広島城下・近隣村落の水害と対策
 - 1-1 広島城下の水害対策
 - 1-2 近隣村落の水害対策
 - 1-3 八木・緑井の水害・土砂崩れ
 - 1-3-1 八木用水の開削
 - 1-3-2 洪水被害の多発と再生
 - 1-3-3 土砂崩れ（「山抜」）の記録
 - 1-3-4 災害と伝承—大蛇にまつわる伝承をめぐって—
- 2 明治期の豪雨災害
 - 2-1 明治7年8月暴風雨被害
 - 2-2 明治17年8月台風・高潮被害
 - 2-3 明治33年8月台風被害
- 3 大正期の豪雨災害
 - 3-1 三次駅設置と三次の水害
 - 3-2 大正8年7月の豪雨被害
 - 3-3 大正15年9月豪雨被害
 - 3-4 大正15年9月豪雨と安芸中野特急列車事故
- 4 昭和期の水害と太田川改修
 - 4-1 昭和3年6月安村水害
 - 4-2 終戦前後における広島のとんぼ台風被害と太田川改修
 - 4-2-1 昭和18年台風と枕崎台風の被害
 - 4-2-2 台風被害と太田川改修—太田川治水期成同盟会の活動—
おわりに

はじめに

本稿は、広島市域を中心とする広島県内諸地域の近世・近代における水害史について、広島県立文書館が収蔵する記録史料をもとに考察し、災害史研究の一助となることを目指すものである。

災害史研究については、阪神・淡路大震災以降、各地で相次いだ大規模災害の発生を機に過去の災害を検証しようと数多くの成果が生み出されている¹。しかし、広島県域に関する災害史研究は、自治体史における災害関係の記述を除いては未だ少ない。

かつて『広島県史』では、「災害と農民闘争」という章で近世の災害を扱っていたが、当時は歴史における災害といえば、まず旱魃とそれに伴う飢饉の発生であり、その結果発生する百姓一揆や騒動に関心の目が向いていたからだと考えられる。しかし、大震災や大規模な台風・豪雨災害が頻発するようになった今日、近世近代の災害についても、災害そのものの規模や被害の実態について、より一層掘り下げて考えていく必要がある。

本稿で対象とする水害関係の研究に限って見てみると、平成30年（2018）の西日本豪雨災害以前に芸備地方史研究会が発行した大会「芸備の災害史」特集号²のほか、西日本豪雨災害を踏まえた中山富広氏の論考³が見られる程

¹ 本稿と同じく平成30年の西日本豪雨で被災した地域での水害史に関する近年の研究成果としては、大本敬久「愛媛県における災害の歴史と伝承—地震・津波・水害—」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第21号、2016）、同「愛媛の水害史—昭和18・20年水害での被災状況—」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第25号、2020）、畑和良「真備地域における江戸時代～明治初年の水害治水史」（『倉敷の歴史』第30号、2020）、倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」（同）、山下洋「明治一三年の高梁川水害について」（同）久野洋「明治期の水害対応に関する基礎的考察—明治二十五年水害を通して—」（『岡山県立記録資料館紀要』第18号、2023）などがある。このほか、最近の水害史研究の成果として、渡辺浩一『近世都市〈江戸〉の水害 災害史から環境史へ』（吉川弘文館、2022）があり、そこでは、江戸を対象としつつ、自然（人為的自然）と人間の相互関係史として災害を捉える新たな視点から、災害史へのアプローチがなされている。

² 広島大学図書館所蔵の加計隔屋文庫所収の「大洪水一件」をもとに寛政8年の加計村での水害と復興の取り組みに焦点を当てた笠井今日子「寛政八年水害と加計村—「大洪水一件」を読み解く—」、明治40年7月に発生した坂村での土砂災害の実態と新聞報道及び行政の対応を紹介した落合功「明治期における安芸郡坂村の土砂災害」、大正8年7月に発生した芦田川洪水の被災と復興過程について福山義倉の救済活動をもとに考察した平下義記「大正期の芦田川洪水と福山義倉の救済」の3報告を収録している（いずれも『芸備地方史研究』第301・302号、2016）。

³ 中山富広「近世広島の水害と社会的応答」（『内海文化研究紀要』第48号、2020）。

度である。とくに、自治体史で明らかにされている史実以外に原文書の発掘による災害史研究が思いのほか少ない点が大きな課題と言える。

他方、アーカイブズ分野では、自治体の行政課題である防災対策に資するためにもアーカイブズが積極的に役割を果たすべきだという平井義人氏の指摘があり、災害史検証に必要な史料は現存する記録史料の総体であること、さらには、防災対策に資するという観点から古文書の所在調査を古代にまで遡って全時代的に行うべきであることを提唱している⁴。

本稿は、こうした指摘にも学びながら、アーカイブズ機関の一つの責務として、災害史を記した一次史料を紹介しつつ、広島の水害史の一端を明らかにしようとするものである。

尤も広島県の場合、他県と異なり、明治9年（1876）の県庁火災と昭和20年（1945）8月6日の原爆の惨禍により、近代の防災対策を考える上で不可欠な骨格となるべき県行政文書の大半を失っているため、災害史及び災害対策史の研究を行う上で大きな制約があることは否めない。

また、地震や水害・土砂災害、雪害、干害、飢饉など全ての災害を網羅することも困難であり、また全時代的に検討することも直ちには困難である。そこで、本稿では、とくに近年多発する水害に焦点を絞り、当館収蔵文書の中から近世近代における水害事例を現時点において可能な限り抽出し、考察していくことにする。もちろん、水害は毎年のように発生しており、その全てを網羅することはとてもできないが、広島県立文書館における過去2回の収蔵文書展⁵を通じて紹介した主な水害事例に着目し、改めて考察することで、広島の水害史研究に資することを目的としたい⁶。

⁴ 平井義人「防災対策と民間資料の所在調査」（『全史料協会報』No97、2015）、同「地域災害史の検証と必要となる史料の姿」（国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』勉誠出版、2017）。

⁵ 広島県立文書館での過去2回の収蔵文書展に関する図録として『災害を語る歴史資料』（2019）、『災害を語る歴史資料Ⅱ』（2023）を刊行している。

⁶ なお、広島県立文書館での過去2回の収蔵文書展では、地震災害（震災）に関する史料も展示紹介したが、震災については未だ十分な資料発掘ができていないこと、また南海トラフ地震のように百年・二百年周期で発生する大地震の比較研究も必要であることから、本稿では考察の対象外とした。また、高潮や津波被害に関する研究も、本来は地震による地盤沈降や隆起現象との因果関係も踏まえる必要があるが、本稿ではそこまでの考察には至っていない。この点については、前掲の大本敬久「愛媛県における災害の歴史と伝承—地震・津波・水害—」（注1）での考察を参照。

1 近世広島城下・近隣村落の水害と対策

1-1 広島城下の水害対策

広島は、太田川の水流によって運ばれた土砂が堆積してできた三角州の上に城が築かれ、町が形成された。そのため、城下町の成立以来、豪雨時には何度も洪水が発生し、そのたびに大きな被害が発生してきた。広島城下町と水害は、まさに隣り合わせの関係にあったと言える。

佐伯郡草津村の外科医で広島藩医を務めた小川清介が記した回想録「老のくりこと（おいのくりごと）」には、近世期における広島城下町での洪水被害の様子が記されている⁷。

文久元年（1861）8月4日、広島藩領を台風が襲い、藩領西部の佐伯郡や広島城下を中心に暴風・高潮による大きな被害が発生した。「老のくりこと」によると、藩医の小川清介は、当時広島城下東引御堂町（現広島市中区胡町・銀山町・堀川町一帯）に住んでいたが、鐘・太鼓を鳴らす音を聞き、何ごとかと思っているうちに高潮が竹屋新開の堤防を越えて浸水し、広島城下を襲った。清介が住む流川方面へも潮が溢れ込んできて、家中屋敷一帯も「股ヲ没スル位」まで浸水したという⁸。

広島城下町での洪水による浸水被害は、現在では想像しにくい光景であるが、近世はもとより、明治・大正・昭和戦前期までは決して珍しくない光景であった。

ところで、近世における広島城下町の洪水対策は、何よりも城や城下の武家町を守ることが優先された。その際、城や武家町側の堤を高くし、対岸の堤を低くする「水越」が構築されたのである⁹。

⁷ 安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5。「老のくりこと」は、広島藩医小川清介（1838-1905）が、幕末・明治期の激動期に自ら体験した思い出を記した記録であり、60歳を過ぎた明治33年（1900）から書き始め、同37年（1904）までに5冊を書き残している。なお、第壹号・第三号については、『日本都市生活史料集成』四城下町篇Ⅱ（学習研究社、1976）174～237頁に翻刻収録されている。

⁸ 「文久元年八月四日、大風ニテ雨交リナリ、昼前裏ノ町ノ方ニアタリテ東引御堂町ノ鐘太鼓音スル故、何事ヤラント思フ程ニ大潮ニ成テ竹屋新開ノ堤防ヲ打越田畠大損シナリ、夫故鳴物ニテ人ヲ招キ集ルナリトノ事ナリ、此咄ノ内ニ流レ川ヘ潮溢レ込、下流川辺ノ御家中屋敷敷モ股ヲ没スル位故（後略）」（「おいのくりこと」第三号（前掲注7））。

⁹ 広島城下をはじめとする太田川水系での「水越」の構築については、『新修広島市史』第2巻（広島市役所、1958）、『祇園町史』（広島県安佐郡祇園町、1970）、『三篠町史』（広島市三篠地区社会福祉協議会、1970）などで取り上げられている。

広島城における「水越」の構築は、すでに福島正則の時代（元和4年（1618）以前）に行われていたことが「芸陽記」¹⁰の記述から伺える。この中で正則は、太田川という「大河」のもとにある広島城を敵が攻めようとする場合、土手を築いて川を堰き止め、降雨で増水した後に堤を切り落とせばたちまち「城地は水底となりて過半は破損」すると心配し、対策について家臣に意見を求めている。その際、末席にいた小姓組の二宮平八が、川向かいの土手と城側の土手の高さが同じであることを指摘し、「川向城外の土手上を

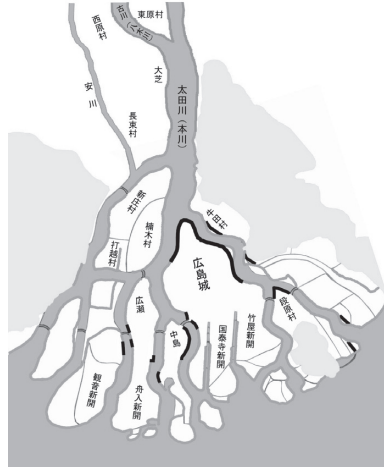


図1 承応2年広島城下堤防修築関係図
太線部分が堤を高く修築した箇所。

三尺（90cm）切て、此方（城側）の土居を三尺高く築上」げることがを申し述べ、喜んだ正則が平八を土居の惣奉行に任命し、進言通り土居を修築したと記している。

後年に作成された史料ではあるが、広島城の洪水対策である「水越」の構築が福島時代にはすでに構築されていたことが分かる。

この「水越」の構築については、承応2年（1653）8月の大洪水発生後に行われた堤防修築が知られている（図1）。「承応二年御城下洪水以後所々堤高下出来絵図」（広島市立中央図書館浅野文庫蔵）には、この時の堤防修築で城側の堤を対岸より高くした様子が細かく絵図に描かれている¹¹。

この年の洪水被害では、広島城において大天守の西方下段の石垣をはじめ計63ヶ所の被害があり、櫓・門が4ヶ所、石垣・土台塀・土手塀など総計1,093間（1,967m余）が破損するといった被害が生じている。当館の収蔵文書の

¹⁰ 「芸陽記」（広島市立中央図書館蔵）は、福島正則が芸備両国を支配した慶長5年（1600）から元和4年（1618）までの事蹟とその後の改易について記した記録。広島県立文書館では、文章表現がやや異なるがこれとほぼ同内容の文書を所蔵している（広島県立図書館移管文書200811-73）。

¹¹ 『新修広島市史』第2巻（前掲注9）166～167頁・312頁、『広島の災害の歴史—自然の猛威と先人の知恵—』（広島市郷土資料館特別展図録、2020）。

中にも、承応の大洪水に関する記録を見ることができる。

広島藩士川上家文書の中にある記録¹²によると、広島城北西にある材木場の堤が決壊して城下へ水が溢れ込み、勘定所にあった古い帖面が多数水濡れしたと記している。また、北東の三軒紺屋の堤も決壊し、二重櫓と平櫓の各1棟が流失したとも記している¹³。

こうした大規模洪水による被災を受けて、広島城をめぐる「水越」の構築がなされたのであるが、このような堤防改修の方法は、近世封建社会に特有な「水防」の事例であり、権力的な力関係を前提に、武家町を守ることを最優先として対岸の町や村に犠牲を強いるものであった。近代以降における技術発展と大局的観点に立った「治水」とは異なる考え方に基づく水害対策であったと言えるが、近世期の技術的限界に照らしてみれば、対岸の堤防を低くして氾濫・遊水させる遊水池を設けることで、破堤・決壊による大規模な被災を防ぐという、当時においては“合理的”に考案された水防法としての側面も有していたのである。

従って、同様の水防法は、広島のみならず近世社会においては広く各地に見られ¹⁴、当然のことながら近世の太田川水系に面した村々においても、同様の考え方に基づく洪水対策が採られていた。また、堤の構築をめぐるのは村落間で争論も発生していたのである。

1-2 近隣村落の水害対策

では次に、広島城下の近隣村落における水防をめぐる争論の事例として、高宮郡古市村と沼田郡西原村との間で起きた洪水対策をめぐる争論を紹介しておきたい¹⁵。

¹² 「元和寛永年間の御記録ニ而後來何その見合ニも可相成哉_ト見候之事跡書抜并愚註（安芸国広島浅野家中川上家文書199807-19）。

¹³ 「此洪水ニ御材木場四角堀之堤切レ、御城下へ水溢入、今以御勘定所之古御帖水入之物数々相残り有之、亦三軒紺屋之堤切レ、二重櫓一つ、平櫓一ツ流失、其跡台計、今ニ現在京口御門之門柱ニ扉ヲ附ながら流失之趣なと此時之記録ニ相見」（前掲注12）。

¹⁴ 例えば、木曾三川と呼ばれていた木曾川・長良川・揖斐川について、徳川幕府は尾張平野を洪水から守るため、最も東側を流れる木曾川の左岸堤を「御囲堤」と称して強固に高く築造し、右岸堤はそれより約1m低くするよう定めていた（大熊孝『増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から変容へ』平凡社ライブラリー 611、平凡社、2017、20頁）。

¹⁵ この争論については、横山雅昭『相田地区の郷土史メモ（広島市安佐南区）』（1994）でも紹介されている。

古市村と西原村はともに広島平野を南北に流れる太田川水系の古川（旧太田川）と安川の間であり、上流側の古市村と下流側の西原村とに隣接し合っていた（図2）。

19世紀初頭に記された広島藩の地方書「芸備郡要集」¹⁶には、次の記述がある。

「沼田郡西原村之川成堤、水越之積
 二て土手調有之由、丁場之上出水
 なれハ、右西原村之堤を越し候故、
 御城下へ水たゝ、へ町方溢候程ニハ
 ならぬ積之よし、夫故西原村之左
 右にて、三ヶ所ハ水越之場所故、免もひきく候由」

つまり、西原村の川堤は、洪水の発生を想定した「水越」として予め低く造られており、丁場（武士に割り当てられた治水警戒場所）で出水があれば、水越の堤防を越えて氾濫するようにしているという。これにより、広島城下や町方への氾濫を少しでも防ぐようにしており、それゆえ西原村の左右3ヶ所にある「水越」の場所では年貢も低くしてあるという。

このように、広島城下の近隣村落にも「水越」が存在していたのであるが、沼田郡の割庄屋を務めた横山家文書には、西原村の村民が洪水時の堤防工事をめぐって古市村を訴えた沼田郡役所あての書状が残っている¹⁷。

天保2年（1831）6月5日、大雨による洪水で、西原村の西方に位置する「伊予屋（よい）原」（「芸藩通志」の絵図では「イヨヤ原と記載」）において安川堤防が決壊した。水はほどなく引いたため、次に村人たちは村の東方を流れる古川筋の防護に向かった。古市村との村境にある「古川」という場所の堤防が手薄であったため、庄屋・組頭はじめ人夫20人ばかりで古市村との

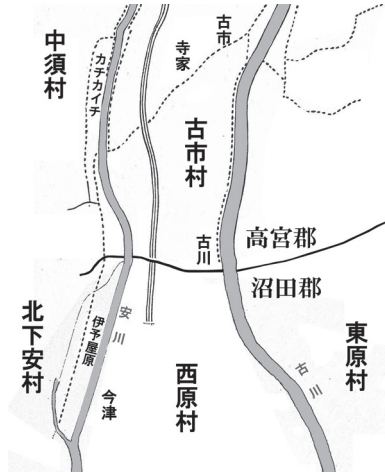


図2 西原村と古市村の争論関係図

¹⁶ 『廿日市町史』資料編Ⅱ（廿日市町、1975）47～103頁。広島県立文書館収蔵（寄託）の安芸国沼田郡相田村横山家文書に含まれる「理勢志」（198828-箱9-20〈仮番号〉）もこれと同内容の文書である。

¹⁷ 天保2年、「沼田郡西原村洪水ニ付異変之儀御注進書付写」（安芸国沼田郡相田村横山家文書198828）。

境に杭打ちなどを行い、古川の水が溢れて西原村へ流れ込まないように、村境の堤の補強を行った。ところが、夜中に古市村の百姓100人ばかりが村境に押し寄せ、鉞や杭木をもぎ取って打擲に及ぶなどの暴力に及び騒動となった。その結果、村境の堤が古市村百姓によって崩されてしまい、古川からの越水が西原村へ溢れ込んできたため、西原村では多くの家屋が浸水・倒壊し、田畑も損壊する被害を受けたという。

西原村の村民としては、自分の村を守るために村境の堤を補強しようとしたのであるが、古市村側から見れば、村境の堤が補強されると、古川の水が溢れた際に西原村へ流れ出ずに古市村に滞留することになるため、村内の浸水被害が大きくなる。そのため、両村間で争論となってしまったのである。

このように、城下だけでなく周辺村落でも「水越」が存在した。これは、第一義的には広島城下へ水が溢れ込まないようにするための対策であるが、同時に近隣村落内においても、洪水被害を軽減し、地域を守るための方法として、河川の対岸や川下にあたる部分の堤を手薄していたのである。そして、古市・西原両村の争論はこのような水防法を背景として不可避免的に起きた争論であり、近世における水害対策の限界を象徴する争論でもあった。

一方、近世の水害対策としては、「水越」のように一方を犠牲にするような手法だけでなく、有名な大和川付け替え工事に象徴されるような河川の流路を変更する大規模な改修工事も技術的には可能であった。

さきの横山家文書には、近世における安川の浚渫に関する次のような願書が残っている¹⁸。

「当郡中須村之内、小瀬_与申所より直ニ大川筋_江御掘り抜き被為遣候ハ、安川筋之砂_茂流路以前之通り川筋田地麦符地ニ罷成可申と奉存候」

近世から安川はたびたび氾濫し、兩岸の田家が土砂で埋まる被害が続いていた。そこで、安川を沼田郡中須村の「小瀬」から「大川筋」（古川）へまっすぐに掘り抜いて接続することで、安川周辺の浸水被害をなくすよう出願しているのである。

実際に安川が小瀬付近から古川へ流路の付け替え工事が行われたのは昭和25年（1950）のことであり、30年に完成し、現在の流路となった（写真1・2）。

¹⁸ 年不詳「覚（沼田郡安川筋の儀につき掘抜き願）」（安芸国沼田郡相田村横山家文書198828-箱7-20〈仮番号〉）。

しかし、この史料は、年代や出願者は不明ではあるものの、安川の付け替え工事がすでに近世期に考案されていたことを裏付けているのである。

なお、近世の水害対策としては、上述のような流路の付け替えにまでは至らなくとも、土砂で埋まった河川の掘り浚え自体は各地で盛んに行われていた。その場合、現地の村だけでなく、関係する周辺村々からも人夫が徴発されたため、災害時には大きな負担となった。

天保13年（1842）正月、高宮郡中島村では、洪水によって川底が埋まった「可部町裏川」（根谷川）の掘り浚えが進んでいないことについて、庄屋・組頭が根谷川の掘り浚えに関する歎願を行っている¹⁹。

可部町付近の合流地点では、根谷川が運ぶ土砂が堆積して川底が埋まっていくため、台風や豪雨があると合流地点から水が堤を越えて下流の中島村方面へ溢れ出ることが懸念されていた（図3）。川の掘り浚え普請は、関係する町村から人夫が徴発されることになっており、根谷川の掘り浚えが必要な場所は「可部町裏川」の地点と下流の太田川（新川）との合流地点の2ヶ所があった。このうち、下流側の合流地点は、可部町民にとって根谷川の舟運が使えなくなると死活問題となるため、町民らが直ちに掘り浚え普請を行って通航できるようにしていたが、上流側の「可部町裏川」合流地点については、可部町民がなかなか掘り浚えを行わなかった。中島村百姓にとっては、その地点の掘り浚えができていないと豪雨時に洪水が中島村方面へ氾濫して被災する恐れがあるため、掘り浚えを何度も要求していたが、可部町



写真1 現在の安川

直進する流路の先は古川へ注いでいる。かつては右側の木立が見える方向へ曲って流れていた。



写真2 安川緑道

流路付け替えにより廃川敷となった旧安川を公園化したもの。

¹⁹ 天保13年「村用諸扣」（高宮郡中島村田中家文書201601-4）。

では掘り浚えが行われなかったという。

そして、昨夏（天保12年〈1841〉）には実際に洪水が発生し、堤が切れて中島村の窪地へ水が溢れ、大きな被害を蒙ったのである。これを受けて「可部町裏川」でも堤防普請が行われることになったのであるが、その際、藩からは中島村に対しても御用負担が命じられた。これを不服として中島村百姓らが反対の歎願を行ったのである。

近世芸備地方の水害や河川改修などをめぐる庶民の様々なせめぎ合いについては、従来必ずしも明らかにされていない。安川や根谷川など太田川水系の流域村々では、河川氾濫の危険性が常に存在し、掘り浚えや修繕・流路変更等の土木工事が繰り返されており、それをめぐる村落間での争論も頻発していた。こうした事例研究を重ねていくことは、近世期におけるこの地方の水防の実態を明らかにする上で重要である。

1-3 八木・緑井の水害・土砂崩れ

ところで、広島の水害を考える上で、とくに留意が必要なのは、まだ記憶に新しい平成26年（2014）8月の「広島土砂災害」である。発生当時、よく指摘されていたのが、崩落しやすい「真砂土」という地質上の問題と宅地開発の問題であり、同時に、この地域に古くから残る言い伝えなどをもとに、過去の災害に目を向ける必要があることも指摘された。

そこで、土砂災害の中心的被災地となった八木・緑井地区の災害史について、当館の収蔵文書をもとに考察しておくことにしたい。

当館では、近世の阿武山を描いた絵図をいくつか収蔵している²⁰。いずれ

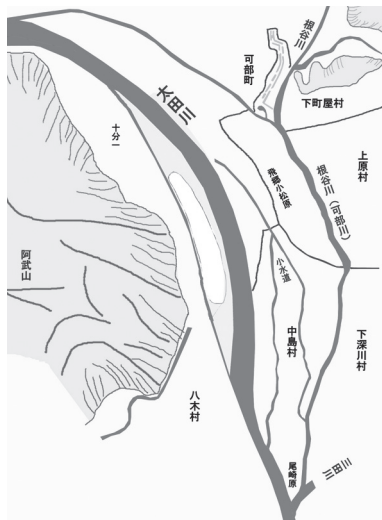


図3 中島村周辺図

²⁰ 年不詳「阿生山図」、寛政4年「沼田郡八木村阿ふ山絵図」（安芸国高宮郡中島村田中家文書201601-64、201601-70）。

も太田川を挟んだ対岸の玖村（現広島市安佐北区落合）方面から見た山容を描いているが、いずれも急峻な山に幾筋もの谷が走っているように描かれているのが分かる（写真3・4）。

往古よりたびたび土砂崩れが発生した結果、このような山容が形成されたことは明らかであるが、しかし、結論を先取りしておく、実際に土砂崩れが発生したことを記した歴史資料は極めて少ない。

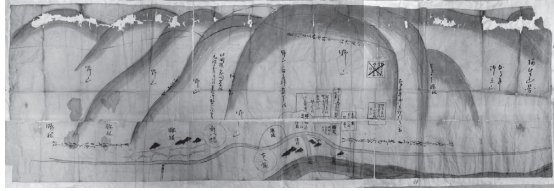


写真3 近世の阿武山絵図（「阿生山図」）



写真4 現在の阿武山（玖村方面から見た山容）
左端に、2014年の「広島土砂災害」後に建設された堰堤が見える。

1-3-1 八木用水の開削

この八木・緑井地区の歴史を語るうえで欠かせないのが八木用水である。

八木用水は、近世期には「定用水」と称し、太田川西岸に位置する沼田・高宮両郡の9ヶ村にわたる地域を灌漑した農業用水路である。地元の大工で広島藩の郡中御普請御用聞大工を務めた卯之助の指揮のもと開削され、明和5年（1768）4月28日に完成した。その後、息子の桑原巳之助が用水路の諸普請を引き受け、以後桑原家が代々にわたって八木用水の管理・修繕に携わった²¹。

当館所蔵の桑原家文書には、八木用水開削の経緯を記した「沼田郡定用水筋発起由来伝承書附」²²がある。この文書は、卯之助のあとを継いで定用水

²¹ 八木用水については、『八木用水』（広島市郷土資料館調査報告書 第17集、2004）に詳しい。

²² 年不詳「沼田郡定用水筋発起由来伝承書附」（安芸国沼田郡祇園町桑原家文書 200001-68）。

御引受御扶持人大工となった息子の桑原巳之助が父の卯之助から聞き取った内容を書き記したもので、親の功績を詳細に記した書付である。この中で、卯之助は大工の専門知識を活かして現地調査を重ね、現地を見分した代官の沖団五郎に随行し、八木用水の開削を訴えて許可を得たとされる。卯之助が陣笠に火事羽織姿で陣頭指揮をとりながら工事を進めたことや、完成した用水路に水を流した際、実地見分に来ていた代官の沖が喜んで用水路に飛び込んだ様子などが生き活きと描かれている。この卯之助の功績は、『芸備孝義伝拾遺』²³にも挿絵入りで紹介されている(写真5)。また、卯之助の八木用水開削の功績を顕彰した石碑「定用水碑」が、細野神社(現広島市安佐南区八木町)下の



写真5 八木用水開削の図
(『芸備孝義伝拾遺』上巻)

県道177号線脇に設置されている(写真6)。この石碑は、八木用水を開削した卯之助の息子である桑原巳之助が、父卯之助の功績を顕彰するべく文化14年(1817)に建立したもので、碑文の原板となる文書も桑原家文書の中に残っている²⁴(写真7)。



写真6・7「定用水碑」(左)と桑原家文書の
定用水碑文(右)

²³ 『芸備孝義伝拾遺』上巻「南下安村卯之助同子巳之助」(広島県安芸郡海田町中本佳春氏収集文書200712-12)。

²⁴ 文化14年、「定用水碑(碑文)」(安芸国沼田郡祇園町桑原家文書200001-4)。この石碑は、平成26年8月の「広島土砂災害」の際に起きた土石流により流失したが、その後、県道177号線を越えて太田川河川敷へ流れ込んだ土砂の下に埋もれているのが発見され、元の場所に再設置された。現在の石碑は、被災の影響で角がやや欠けており、碑文が彫られた表面にも傷が残っている。

1-3-2 洪水被害の多発と再生

こうして灌漑用水を確保することができた八木・緑井地区であるが、実は太田川の氾濫による大規模な洪水被害が近世期にたびたび発生していた。そのことを示すのが、「八木村旧記諸控帖」²⁵である。

この史料は、八木村の村政全般にわたる様々な事案の書付をまとめた記録であるが、この中には八木村で起きた洪水についての記載がある。それによると、近世後期には、寛政8年（1796）と文政11年（1828）・同12年（1829）、さらには嘉永3年（1850）と計4度の台風・豪雨による大きな被害を受けたことが伺える。

「三十一 洪水扣左之通

一寛政八辰夏洪水之節ハ一番樋切流候ニ付、二番樋_正打抜ニ切流、其外城山上ミ下モ之村内大損也

一文政十一子八月大風_正転木_著勿論転家損家等数々大損也

一同十二丑五月洪水之節ハ向井代越切_正二番樋切流、城山より上ミ大損也

一嘉永三戌六月朔日洪水之節ハ向井代石堤切流、二番樋_正左右切流、城山より上ミ村内大損也

一同八月四日洪水ニ付、向井代平打堤余程築上ケ候処、根足堀流川平大半ずり損、尤多人数罷出相働、漸防留メ切流ハ不仕候事」

ただし、ここでも土砂崩れによる被害が発生したことは記されていない。

一方、洪水被害を受けた耕作地再生に向けた取り組みについては史料が残っている。天保3年（1832）「八木村御山所臨時控帖」²⁶はその一例である。これによると、寛政の大洪水以来、洪水被害が相次いだ八木村の田畑を再生させるため、木材に適していない山林を伐採して薪に使用し、その灰を肥料として利用することを同村の庄屋らが出願している。

²⁵ 天保3年「八木村旧記諸控帖」（安佐郡村役場文書198829-1）。八木村の役場文書は広島市に合併した際、大部分は同市へ引き継がれたが、一部が散逸し、古書店へ流出したものを広島県が昭和49年（1974）に買い取り、現在当館が所蔵している。また、旧記控帖の内容を抜粋してまとめた「八木村旧記諸控帳抜萃」（広島市植田静人氏収集文書198910-305）もあり、天保3年（1832）・元治元年（1864）の2冊分が合冊されている。

²⁶ 天保3年「八木村御山所臨時控帖」（安佐郡村役場文書198829-19）。八木村にある御建山（藩有林）などの用益・払下げに関する願書類をまとめたもの。

八木用水の開削による18世紀後半以降の農業生産の発展を背景に、洪水発生時には、通常の草肥などによる施肥ではなく、御建山の山林を伐採して作った灰を大量に投入する方法で、耕作地の復興に向けた取り組みがなされていたのである。

ところで、近世広島藩の山林は、約一割を占める御建山（藩有林）が松を中心とする立木であるのに対し、全体の八割強を占める村共有の野山はいずれも芝草山や草山であり、村民所有の腰林も立木はまばらであった。当時の林野は田畑の肥料や牛馬の飼料などに用いられていたため、こうした植生になっていたのであるが²⁷、阿武山はその大部分が野山であり、しかも、御建山部分の立木も、洪水時には肥料として伐採されていたのである。

従って、真砂土の地盤に植生も貧弱な状態にあっては、阿武山で土砂崩れが発生する危険性は近世期のほうが高かったと考えられる。

1-3-3 土砂崩れ（「山抜」）の記録

しかし、これまでのところ、管見の限り、八木・緑井地区において近世期に土砂崩れが発生した事例は殆ど見ることができない。その中で、唯一確認できるのが文化元年（1804）の事例である。

桑原家文書の中にある「定用水筋細見絵図」²⁸は、卯之助の息子である桑原巳之助の勤功を賞するため、巳之助に扶持（褒賞）を与えるよう、用水筋の割庄屋らが沼田郡役所へ出願した文書である。この史料には、八木用水の絵図に続いて桑原家の土工事蹟取調書があり、この中に、緑井村植竹で文化元年（1804）に発生した土砂崩れに関する記載がある。

「既ニ当夏洪水之節、緑井村植竹山抜下りニ付、定用水溝筋長九町計之間一円ニ大造石砂埋りニ相成（中略）、巳之助儀洪水当日より同所_ニ詰詰、早速手配り仕、工夫宜早々ニ掘揚仕候故、少_茂用水之懈怠無御座」

この年、広島では大規模な洪水が発生しており、その際、植竹で「山抜」（土砂崩れ）が発生し、土石流が八木用水を9町（約1km）にわたって埋め尽くしたという。この史料では、巳之助が災害当日から陣頭指揮をとって用水路の復旧に尽力したことが功績として記されているのであるが、この地域で起

²⁷ 佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』（吉川弘文館、2012）序章・第一章。

²⁸ 年不詳「定用水筋細見絵図」（安芸国沼田郡祇園町桑原家文書200001-68）。『八木用水』（前掲注21）にも同種の絵図が収録されている。

きた過去の土砂崩れを記した数少ない貴重な記録である。また、「村上家乗」にも「同五月十三日洪水、沼田郡あぶ山つへ出、八木辺地損多し」との記述があり²⁹、間違いなくこの年に土砂崩れが発生したことが確認できる。

ただし、ここで留意すべき点は、麓の八木用水が広範囲に埋まるほどの大規模な土砂崩れが発生したにもかかわらず、人的被害があったことは全く記されていない点である。つまり、土砂崩れは発生しても“土砂災害”にはならなかったことを暗に示しているのである。

1-3-4 災害と伝承—大蛇にまつわる伝承をめぐって—

ここで想起しておきたいのが、この地区に残る大蛇退治の伝承である。平成26年（2014）8月の広島土砂災害発生の際、八木地区に伝わる大蛇退治の伝承が過去に発生した土砂崩れを伝承化したものとされ、かつて「蛇落地悪谷」という地名が存在し、それが上楽寺（上楽地）に変わったことも紹介された³⁰。また、当館にもこの地名を裏付ける史料の有無について問合せがあった。

現在までのところ、当館の収蔵文書の中からこの地名を記した史料を見出すことはできていないが、関係史料として唯一見出せたのが、昭和28年（1953）5月に辻治光氏が作成した『実伝蛇王池物語』³¹という作品の中の記述である。

八木の蛇退治の伝承は、天文元年（1532）の八木城主香川氏の家臣香川勝雄による大蛇退治の話として戦国期の軍記物語『陰徳太平記』に記されているが、この『陰徳太平記』をもとに辻氏が自身の考えを挿入する形でまとめたのが『実伝蛇王池物語』である。その中で辻氏は、香川勝雄によって退治された大蛇の首が落ちた辺りを「蛇落地と称してゐましたが、後に語路によつて上楽地と書き改められました」と記している³²。

²⁹ 中山富広前掲注3。

³⁰ 磯田道史『天災から日本史を読みなおす』（中公新書2295、2014）92～94頁。また、この地の観音堂に「蛇落地観世音像」が祀られていたことが『佐東町史』（広島市役所、1980）に記されている。

³¹ 辻治光『実伝蛇王池物語』（広島市植田静人氏収集文書198910-1509）。植田静人氏は、戦前に教員として安佐郡の尋常高等小学校長などを務め、戦後は安佐町史の編さんなどにも携わった郷土史家。安佐郡の郷土史に関する膨大な手書き資料を作成した。この『実伝蛇王池物語』には、植田氏による添削が書き込まれている。

³² この大蛇の首が落ちたという場所は、かつては沼地だったとされ、その場所には昭和27年（1952）に辻治光氏らが建立した石の供養塔（元は木の供養塔だった）が建っている。

このように、洪水や土石流を大蛇あるいは龍の仕業とする伝承は、この地に限らず各地に存在し³³、広島市内でも、例えば「沼田郡長東山略図」³⁴という近世（年代不明）の絵図を見ると、長東（現広島市安佐南区）の宗箇山が描かれた左端に「ジャヌケ（蛇抜け）」という地名が確認できる（写真8）。

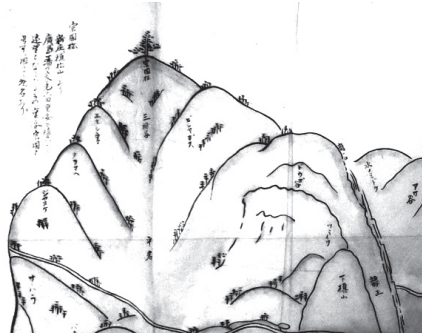


写真8「沼田郡長東山略図」
左端に「ジャヌケ」が見える。

近世期には洪水や土石流が農民生活に組み込まれており、予めそのような場所には人家を建てなかつたとされるが³⁵、もし、実際に大規模な人的被害が生じた場合には、より直接的に被害を伝える伝承として残るはずである。こうした伝承や地名の存在は、その地が危険な場所であることを暗に知らせることで、居住させない意図があったと思われるが、災害を直接的に警告するものではなかつたために、やがてその記憶が失われ、近年の大規模災害をもたらす遠因にもなっていると思われる³⁶。

³³ 大本敬久前掲注1参照。

³⁴ 「沼田郡長東山略図」（広島市植田静人氏収集文書198910-1911）、『災害を語る歴史資料』（広島県立文書館収蔵文書展図録、2020）。

³⁵ 『芸備地方史研究』第301・302号（前掲注2）68頁。

³⁶ この点で想起されるのが、阪神・淡路大震災が発生する前年に起きていた「猪名川群発地震」と「多田院鳴動」伝説との関係である。「多田院鳴動」伝説とは、清和天皇の曾孫である源満仲を祀る多田神社（兵庫県川西市）に伝わる伝説である。長徳3年（997）に多田神社の前身「多田院」で満仲が没する直前に、事変の急を廟所の鳴動によって知らせると遺言し、以後室町時代に計8回の鳴動が発生したというが、この鳴動は「御佳例」（めでたいことの前兆）と言い伝えられてきた。「猪名川群発地震」が頻繁に発生していた当時、この伝説がテレビなどでも紹介されたが、「御佳例」であることから危機感を持って伝えられてはいなかった。当時においては甚大な人的被害を発生させていなかったことが、こうした伝説を生む背景にあったのではないかと推察される。逆に、このような伝承がある所で現在住宅地となっている地域では災害への注意が必要と言えよう。

なお、「老のくりこと」第巻号（安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5-1、前掲注7）には、佐伯郡黒川村（現・大竹市）の人からの書簡（天保9年〈1838〉6月カ）を引用する形で大蛇にまつわる騒動が紹介されているが、そこでは、大蛇が洪水と密接に関連づけて語られている。

黒川村の山奥に往古より「巨蟒（うわばみ）」が抜け出た跡だと言い伝えのある

2 明治期の豪雨災害

次に、近代以降の水害について検討する。明治以降になると、地域史料（古文書等）はもとより、役場文書や行政文書・新聞・写真など、水害に関する史料も多様化する。しかし、明治20年代頃までは被災の全体像を把握できる情報が少なく、統計資料も不十分である。とくに、戦前の公文書の大半が失われている広島県では、公文書をもとに戦前の災害の実態を知ることが困難であるため、県全体での被災の実態については、各地に残る文書や記録を丹念に調べる必要がある。

その意味では、はじめに紹介した佐伯郡草津村の医師小川清介が記した回想録「老のくりこと」のように、災害を実地に見聞した人物の記録は貴重である。このほか、私的な書簡などの中にも、災害関係の貴重な情報を記している場合がある。

以下では、明治期の主な水害について、当館の収蔵文書をもとに具体的に見ていくことにする。

2-1 明治7年8月暴風雨被害

明治初期の水害としては、明治7年（1874）8月に発生した水害がとくに大規模であった。広島藩の水主方に属する藩士であった桑原家の日記には、この時の様子が記されている。

同家の日記は文政期以降のものが断続的に残っているが、このうち、明治7年（1874）に書かれた「日用諸事扣并晴雨風誌帖」³⁷によると、明治7年（1874）8月21日（旧暦7月10日）、広島県内では暴風雨による洪水・高潮により101人が亡くなったという。この時の広島市中での被害を次のように記す。

穴が2ヶ所あり、そこで放牧していた牛3疋がいなくなり、村人が探していると、穴の中いっばいに大蛇が渦巻いていたという。獵師に鉄砲で撃ってもらったが一向に動かず、もし大雨による洪水で這い出てきたら人々に危害が及ぶのではないかと心配だと記している。村の古老の話によると、三次辺りでも、大洪水が発生した際に地中から丈20間余（35m余）の「巨蟒」が抜け出て周囲の民家などを壊していったという。

このように、大蛇の伝承が洪水による被害と結びつけて語られる場合もあり、そこには洪水・土砂崩れによる人的被害の大きさが関係していると推察される。

³⁷ 明治7年「日用諸事扣并晴雨風誌帖」（安芸国広島浅野家家中桑原家文書199304-24）。

「真に急水大水_二流レ、もの・人も流候由、丁丈午前、本川仍橋落チ流
ル、龍川亦切レ損し後追々吉嶋新開中土手切レ損シ水這入、当所下モ丁
迄ふちトなり、真ニ古今希なる次第也」

本川橋が落橋し、本川河口の龍川も決壊し、吉島新開の土手も決壊して水
が入り込んだと記している。

また、佐伯郡地御前村の砂吉屋兵三郎が幕末～明治期の世情を記した記録
「正集記」³⁸にも、この時の豪雨被害の記述がある。地御前村では死者5名、
破船9艘の被害があり、また、旧広島藩内全域での死者は1,373名にのぼっ
たとも記している。

2-2 明治17年8月台風・高潮被害

明治17年（1884）8月に発生した台風は、瀬戸内海全体で高潮の発生によ
り甚大な被害をもたらした台風であり、8月25日の暴風雨では、広島区や佐
伯郡を中心に甚大な被害が発生した。県内では126人が亡くなり、倒壊家屋
3,659戸、流失家屋1,112戸にのぼった。

この台風被害では、とくに廿日市方面で大型の高潮が発生している点が
注目される。「老のくりこと」第壱号³⁹に、この時の被災が記されているが、
それによると、8月25日の午の刻（11～13時）過ぎに暴風雨が発生したが、
その夜10時過ぎには「大潮」が襲来した。当時の被害の様子を次のように記す。

「学校ヨリ六七間（約10～12m）下ノ方ヲ打越シ、御番所新開・榎田新開（現・
広島市西区草津東1～3丁目）ノ内へ瀬枕打テ流レ入様イト物スゴク」
と記している。潮が床上まで満ち上がり、「老ヲ扶ケ幼ヲ負テ高キ方へ
トタドリ、或ハ小舟ヲ浮ヘテ各々ノ調度ヲ流サシト搔乗スルモアリ、是
等カ互ニ叫ビ罵ル声イト哀レニテ心細ク、目モ当テラレヌ有様ナリ」

この惨状は「三百年来聞モ及ハヌコトニテ、世ニ海嘯ト云物ノ類ヒナラン
カ」とあり、「海嘯」（津波）ではないかと伝えている。尤も、台風被害であ
るため、いわゆる津波ではなく高潮被害であったと考えられるが、かなり激
しい高潮であった様子が伺える。

³⁸ 「正集記」（広島県佐伯郡地御前村濱田家文書201914）。「明治七年旧七月十日大風、
此時地御前村之はせん（破船）九はい（中略）、此時廣島國中死人千三百七十三人
といへり」。

³⁹ 「老のくりこと」第壱号（前掲注36）。

この台風被害については、他に安芸郡村々での被害状況をまとめた史料が残っている。安芸郡坂村・矢野村の戸長を務めた兒玉家の文書には、この時の台風被害を調査した上申書類⁴⁰があり、安芸郡一帯での被害の概況がまとめられている（表1）。それによれば、安芸郡坂村・矢野村をはじめ、倉橋島や蒲刈島、宮原（呉）・江田島・仁保といった島嶼部や海に面した村々の広範囲にわたって家屋の倒壊や土地の損亡が見られ、被害の激しさが伺える。

なお、明治期前半までは、このようにある程度地域的にまとまった範囲の被害状況を統計的に把握できる事例は少ない。そのため、各地に残る古文書等を調査しなければ、被害の全容をつかむのが困難である。戦前までの行政文書の残存数が極めて少ない広島県では、とくにこの点の留意が必要である⁴¹。

2-3 明治33年8月台風被害

これに対し、明治期後半以降になると、新聞報道の充実により、ある程度詳細な被災状況が把握できるようになる。また、交通機関の発達に伴い、とりわけ鉄道の被災に関する報道が目立つようになるのも、この時期以降の水害被災の一つの特徴である。

明治33年（1900）8月19日、甚大な台風被害が発生した。この日、台風は瀬戸内海西部を北上し、広島県の西部を中心に暴風雨・高潮が発生した。明治21年（1888）創刊の『芸備日日新聞』では、2日後の8月21日の新聞で、この時の台風被害について一面半の頁を割いて報じている。そこでは、広島測候所にて取材した話として次のように報じている。

「（8月19日午後）三時に及びては一秒時間四十六米の颶風となり、墻壁其他風害尠からず、而して近傍の海水は満潮に達し、国泰寺新開（太田川筋）西部の堤防約三十間決潰し、見る見る畑地一面濁水の没す処となり、氾濫して所内に浸入し、地上の水深さ約二尺となり、門前の道路は浸水、深き所殆んど四尺余に達したれば、近傍の住民は老幼男女を問は

⁴⁰ 明治17年8月「〔台風高潮損害関係書類綴〕」（安芸国安芸郡坂村兒玉家文書201003-360）。

⁴¹ 当館の収蔵文書のうち、近世～明治前期までの災害関係史料で最も多いのは「夫積帳」と称する帳簿である。これは、災害によって損壊被災した堤や橋梁、耕宅地などを修繕するために雇う人夫の見積帳である。しかし、災害全体の状況を理解するための史料としては、個人の日記類や手紙などが有効であり、それらは通常、表題のみから探し当てるのが困難である。

表1 広島市内における明治33年8月台風の被害状況

《広島警察署管内》

《京橋分署内》

被災事項	町村名	件数	被災事項	町村名	件数
家屋流失【7】	舟入村	1	蟹屋村建家半壊		1
	江波村	5	塙壁倒		1
	観音村	1	尾長村建物破壊		1
暴風のため家屋崩壊【10】	江波村	6	潰家		1
	国泰寺村	2	荒神町諸建物崩潰		1
	吉島村	2	大須賀村諸建物崩潰		1
暴風のため家屋半壊【1】	江波村	1	白鳥九軒町建物半潰		1
満潮堤防決壊のため家屋破損【47】	観音村	7	白鳥東中町建物半潰		1
	国泰寺村	40	西白鳥町建物半潰		1
人家床上浸水【576】	舟入村	3	東白鳥町建家半潰		1
(堤防決壊、溢潮のため)	江波村	50	三川町人家浸水床上に上りたるもの		2
	観音村	5	人家浸水したるもの		146
	国泰寺村	307	堀川町浸水床上に上りたるもの		48
	吉島村	10	竹屋町同		63
	新川場町	90	竹屋村同		24
	小町	92	三川町人家浸水座上に至らざるもの		79
	大手町七丁目	19	堀川町同		74
人家床下浸水【207】	国泰寺村	100	胡子町同		22
(堤防決壊、諸川溢潮のため)	新川場町	50	竹屋町同		112
	小町	55	竹屋村同		167
	吉島村	2	八丁堀同		2
畑荒蒸	国泰寺村	2丁歩	鉄炮町同		4
(元安川決壊、表土流失のため)			塙壁破壊せし者【8】	三川町	1
畑潮水侵入	国泰寺村	90丁歩		松川町	1
(元安川堤防決壊のため)				段原村	2
出潮侵入	舟入村	1丁3反歩		鉄砲町	1
(本川堤防破壊のため)				橋本町	1
宅地流失	江波村	2反歩		幟町	1
(本川堤防破壊のため)				上流川町	1
暴風のため諸建物崩壊【18】	江波村	6			
	国泰寺村	10			
	吉島村	2			
塙壁破壊【8】	国泰寺村	4			
	吉島村	2			
	新川場町	1			
	小町	1			
元安川満潮堤防決壊のため溺死【1】	国泰寺村	1			
船舶破損【12】	国泰寺村	6			
	国泰寺村	6			
船舶流失【1】	江波村	1			
電信柱転倒【3】	江波村	2			
	塚本町	1			
電信線切断【2】	国泰寺村	2			
堤防決壊【50間】	国泰寺村	1ヶ所	延長50間		
堤防破壊【335間】	吉島村		延長180間		
	国泰寺村	30ヶ所	延長50間		
	大手町七丁目	2ヶ所	45間		
	観音村	3ヶ所	60間		
道路破損(二等里道)【274間】	国泰寺村	2ヶ所	4間		
	舟入村	12ヶ所	270間		
橋梁流失(国道)	国泰寺村	1ヶ所	2間		

典拠：『芸備日日新聞』明治33年8月21日。

ず同所に集まり、
所内一時混雑を
極め」

市街地が浸水被害を受けたことが分かるが、その詳細について、例えば広島警察署管内の被災状況として、家屋の流失・全半壊・破損が65件、床上浸水が576件、床

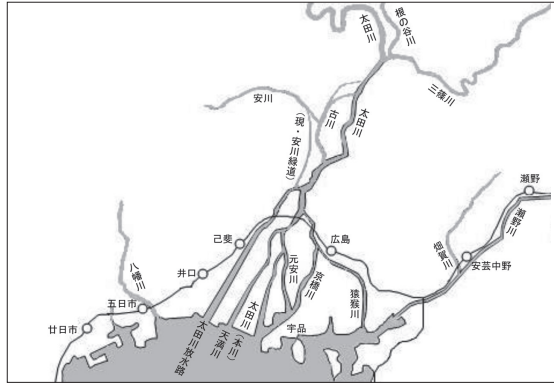


図4 広島市周辺関係図

下浸水が207件、暴風による建物崩壊が18件、牆壁破壊が8件、また本川や元安川などの堤防決壊・破壊が385間、道路の破損が274間と報告されている。とくに海に近い国泰寺村の被災が大きく、他に舟入・江波・観音・吉島の各村や小町・新川場町も浸水被害を受けた。また、京橋分署管内でも同様に、海に近い竹屋村のほか、三川町・堀川町・胡町などで700件以上の浸水被害が発生している。

同紙では、「一昨日に於ける暴風雨は実に近来稀に見る所のもの」としているが、はじめに「老のくりこと」の記事で紹介したような広島城下町での浸水被害と同様の被害が発生したことが伺える。当時は、国泰寺村や吉島村が海に面した位置にあり、また、本川・元安川・京橋川といった現在ある河川だけでなく、国泰寺村の東西に竹屋川と西堂川という2つの河川が南北に流れていた。そのため、暴風雨による高潮が発生すると、海水がこれらの河川を遡上して溢れたため、現在の市街中心部にあたる八丁堀付近でもすぐに浸水被害が起こりえたことが、こうした被災状況から伺える。

また、当時軍港であった宇品については、軍用地の被災状況としてとくに詳細に報道している。

宇品線の鉄道線路が数百間（1 km程度）崩壊し、軍用栈橋では橋材が吹き流され、また水上警察署の東側海岸では石垣が崩壊して、海水が非常な勢いで漲溢して河川のごとく流れ込んできたという。水上警察署自体は存立していたが、前面の石垣は破壊され、警察署西側より広島栈橋会社の東側に至る50～60間（約100m）は海岸の波除及び石垣が崩壊したため、その辺から奥

へ200間（約360m）は海水の浸水により水没するなど、甚大な被害が発生している。

郡部ではとくに佐伯郡方面での被災が大きかった。同紙では「山陽線路と暴風雨」との小見出しを付け、午後4時17分広島駅発の下り列車が己斐から五海市（五日市）駅に至ろうとした際、怒濤が線路に浸入してきたため運転を中止し、己斐駅へ引き返した様子が報じられている。

佐伯郡では、山陽鉄道の線路破壊による不通のほか、廿日市では住吉堤防が3ヶ所破壊され、新開地数町歩と家屋50～60戸が浸水した。地御前村でも新開堤防が破壊され、家屋200戸が浸水被害を受けた。同郡でとくに被害が甚大であったのは井口村から草津村に至る間の沿岸であり、「井の口阿瀬場より草津迄は惨状殊に甚だし」「阿瀬場にては天井迄浸水したる家あり倒家あり」「草津村にても座上四尺位（約120m）浸水せし家屋多し（（カッコ内筆写注）」と報じている。

また、「老のくりこと」⁴²にもこの時の被害の様子が記されている。

廿日市では住吉社付近の堤防が切れ、高燈籠が破壊され、新開地の一面に海水が浸水した。大小の船が市街地へ流されてきて通行の障害となり、牡蠣の養殖法を記念して建てられた「養蛎碑」も転倒したという⁴³。

このように、明治期後半以降の水害は、新聞報道による被災情報の精緻化と共に、交通機関の発達に伴う鉄道被災の情報が増加する点が特徴である。逆に、この時期の被災状況から近世期の水害被災の実情を推測することも可能であり、断片的に史料発掘される近世期の水害の実態を明らかにする手がかりにもなる。

⁴² 「老のくり言」二（安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5-2）。

⁴³ 「八月十九日ハ昨夜ヨリノ雨猶不歇、初メハ東風ニシテ午後一時頃迄モ未タ暴風ト成ヘシトモ思ハサリシニ、追々風力加ハリテ二時過ヨリ東南風ニ移リ、暴風怒濤ヲ捲テ押来リ、住吉堤防及ヒ住吉社前ノ堤防ヲモ打切、神社并ニ高燈籠ヲ吹散ラシ、新地ハ一面潮水ニ浸サレ、壁土モ四尺位ヨリ以下洗ヒ落サレ、床上床下浸水ヲ被リテ家屋傾キ、殊ニ甚シキハ大雁木ノ井久田善三郎ノ宅ナリ、是ハ全然破壊セラレテ地震ニテ倒レシモ斯ヤト思フハカリ、其続キノ海ニ面セシ家屋ニシテ、完全ナル物ナク、石灰小屋、蠣番小屋等ハ引去ハレテ、更ニ其跡ヲ留メス、大小船市中ニ浮ヒ来リテ往来ノ障碍ヲナス物多ク、大雁木ノ上置ノ角石モ廿間余ノ他方ニ持行レ、又養蛎碑モ転倒セリ、一方川筋ノ堤防ニ在テハ学校前ヨリ下ハ土豚ヲ築キテ浸水ヲ防キ、庚午新開ノ救急ニハ数十百枚ノ畳ヲ以テ之ヲ防ク等種々手ヲ尽シテ遂ニ被害ヲ免レタリ」

3 大正期の豪雨災害

大正期になると、新聞報道の情報量がさらに増加する。写真入りで各地の被害状況を被災した個人の状況にまで踏み込んで詳しく報じるようになり、災害の全容が各段に把握しやすくなっていく。また、この時代には絵葉書が一種のブームとなる。観光土産としてだけでなく、報道媒体として、災害や事故の様子を写した絵葉書が多数流通するようになっていくが、それらは当時の被災の瞬間を写した貴重な歴史資料である。

また、大正期になると、交通機関とりわけ鉄道のさらなる発達を背景として、災害による鉄道被災の事例も増加し、また詳細に報じられるようになる。

ただし、戦前までの県行政文書の大半が失われている広島県では、大正期においても地域史料のもつ意義は極めて大きい。新聞報道などでも報じられない災害史の重要な史実が旧家の古文書等から発掘される場合もある。

3-1 三次駅設置と三次の水害

その好例が、芸備鉄道（現・JR芸備線）三次駅設置と水害との関係を記した書簡である。広島から三次方面へ北上する芸備線は、その全路線が大正・昭和戦前期に敷設されたため、県の行政文書には路線建設に関する文書が残っておらず、個々の駅の設置に関する事情についても不明なことが多い。

その中で、佐伯郡玖島村八田家文書に含まれている三次駅設置に関する事情を記した書簡は、この地の水害との関連で注目すべき史料である。

三次駅は大正4年（1915）6月に芸備鉄道の終点駅として設置された。もともと三次町内の五日市に設置する計画であったが、鉄橋建設などの経費の都合により、対岸の原村字下原（現・西三次駅）に設置するよう計画が変更されたのである。

しかし、この場所は、付近では有名な洪水被害地であったため、当初は反対の声が上がっていた。大正元年（1912）12月9日に三次町の資産家島津需吉が当時貴族院議員であった佐伯郡玖島村の八田徳三郎に宛てて送った書簡⁴⁴によると、芸備鉄道の三次駅（現・西三次駅）が洪水被害地に設置される

⁴⁴ 大正元年12月9日「〔書簡〕（三次町へ停車場設置の件聴許願う）」（安芸国佐伯郡玖島村八田家文書198807-1363-1）。

ことを指摘し、三次町の中心部へ線路を延伸してそこに駅を設置するよう訴えている。芸備鉄道の社長は衆議院議員の和田彦次郎であり、同じ広島県選出の国会議員である八田徳三郎に説得を求めたものと思われる。

また、この書簡には、三次町長から芸備鉄道社長に宛てた請願書及び理由書⁴⁵も添付されている。それによると、

駐車場の敷地である「下原」や「京蘭寺」は、原村の中で最も低地であり、そこを貫流する北溝川や江の川の氾濫で毎年のように浸水被害を受けていたという（図5）。そのため、市街地に近い三次町内の五日市に停車場を設置するほうが、三次町の発展に資すると訴えたのである。

しかし、芸備鉄道としては、三次町内に駅を設置しようとすれば、江の川に鉄橋を架橋しなければならず、予算的に厳しかったため、原村からの用地提供の申し出を受けてこの地に駅を設置することにしたのである。

その後、路線の延伸により、最終的には昭和5年（1930）1月1日に、五日市ではなく、対岸の十日市側に備後十日市駅（のちに現・三次駅）が設置された。三次駅の設置には、洪水被害を背景とする経緯が存在したことが、地域に残されてきた旧家の古文書から判明するのである。

3-2 大正8年7月の豪雨被害

大正期には、広島県内全体に甚大な被害をもたらす豪雨災害がたびたび発生している。その一つが大正8年（1919）7月の豪雨災害である。

連日の豪雨により、7月4日午後から太田川の水量が急増して洪水が発生し、広島市街地では、横川橋や三篠橋・相生橋・元安橋といった橋梁が次々



図5 三次付近関係図

⁴⁵ 大正元年12月「〔請願書〕（芸備鉄道停車場を三次町に設置の請願）」（安芸国佐伯郡玖島村八田家文書198807-1363-2）。

に流失する大災害となった。当時の『中国新聞』は次のように報じている⁴⁶。

「連日の豪雨は全市を貫流せる各河川の増水となり、堂々たる濁流は全市民を脅し刻々不安を増しつゝ、ありしが果然四日夜に入りて太田川上流より流下し来る巨大の木材は鉄脚の堅牢を誇る元安橋を始め数箇の橋梁を遂に流失せしめたり、更に氾濫せる濁流は各河の沿岸を洗ひ或は堤防の決壊となり、下水道の噴出するありて、幾百幾千の家屋を浸水せしめ、広島市未曾有の大洪水を現出せり」

また、「元安川筋殆ど全滅」との見出しにて次のように記している。

「四日午後に至り太田川の水量頓に増加し水深九尺（約270m）に達し、先づ市内北町橋、洞春橋を屠りたる後、水量水勢益々激増し、折柄の差潮に水深は一丈二尺（約360m）と注され、午後五時半

◇横川橋 東半分陥没し直ちに交通を遮断したるが、（中略）終に午後七時二十分に至り火薬の大爆発に似たる大音響と共に墜落流失し直に同下流の電鉄鉄橋を破壊したり（カッコ内筆写注）」

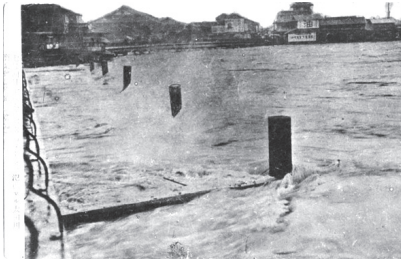


写真9 濁流に襲われる相生橋

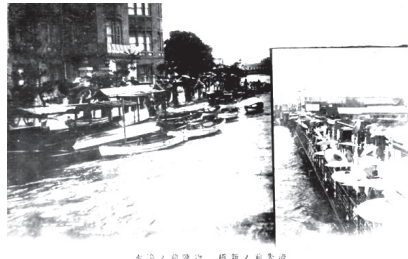


写真10 濁流に襲われる広島県物産陳列館（現・原爆ドーム）と元安橋

また、福山市では芦田川の堤防が決壊し、市内で大水害が発生した。溺死者17人、流失家屋101戸、全壊24戸、半壊98戸、床上浸水3,423戸という大災害となった。芦田川は9月14日も豪雨で氾濫し、備南地方は再び大水害に見舞われた。

この時の豪雨災害の状況については、被災の様子を写した絵葉書⁴⁷が残っ

⁴⁶ 『中国新聞』大正8年7月6日。

⁴⁷ 「〔絵葉書〕（福山城ノ周邊一面ノ海卜化ス）」、「〔絵葉書〕（福山市霞町ノ浸水）」（備後国芦田郡府中市村延藤家文書199110-630-12、199110-643-10）など。『災害を語る歴史資料』（広島県立文書館収蔵文書展図録、2020）参照。



写真11 福山城周辺の水害被災状況



写真12 福山市霞町の水害被災状況

ている。福山城の周囲一面が海と化したような福山市内の浸水被害の様子や、芦田川の堤防決壊により市街地の中を船で人々を救出する様子など、被害の大きさを物語っている（写真11・12）。

また、広島市街地での洪水被害の状況も絵葉書⁴⁸を通じて知ることができる。濁流に襲われ崩落・流失した相生橋の状況や、広島県物産陳列館（現・原爆ドーム）横の元安川が濁流で氾濫寸前となっている状況（写真9・10）、京橋川に架かる神田橋が流失していく様子など、当時の広島市街地がいかに台風・豪雨による氾濫・洪水被害と隣り合わせであったかを如実に知ることができる。

このほか、沼田郡緑井村の村長を務めていた吉本家の文書には、洪水被害のあった大正8年（1919）7月4日に炊き出し米や酒の提供を行った人々を記載した名簿⁴⁹がある。

この中には、4日から5日にかけての豪雨により、緑井村では古川（旧太田川）の堤防が計107間（約195m）にわたって決壊し、家屋4軒が流失、110軒が浸水、約19町歩（19ha）の田畑が被災したと記している。広島市街地の北方でも相当の被災があったことが伺える。

3-3 大正15年9月豪雨被害

大正期の豪雨災害でもう一つ特記すべき被害が発生したのが大正15年（1926）9月である。この時には、9月11日と23日未明の2回、広島測候所で観測史上最大雨量となる集中豪雨が発生した⁵⁰。

⁴⁸ 「絵葉書帖」（安芸国山県郡有田村児玉家文書201713-241）。

⁴⁹ 「洪水之時寄附者人名帖」（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

⁵⁰ 『大正十五年広島県気象年報』（広島県広島測候所、1927、国立国会図書館デジタルコレクション）1～2頁。

この時の豪雨災害に関する当館収蔵の史料としては、古江・草津一帯での被災状況と復旧作業の様子を写した14枚の実況写真⁵¹や、旧安佐郡の災害史について調べた植田静人氏作成の資料「安佐郡災害史」⁵²などがあり、大規模災害への関心が史料からも伺える。



写真13 畑賀村の水害被災家屋

この豪雨災害での被害は主に11日に発生したが、広島市域一帯のかなり狭い範囲で集中的に発生した点が特徴的で⁵³、瀬野川支流の畑賀川や太田川支流の山本川の流域を中心に、河川の氾濫だけでなく土砂災害も各地で発生し、甚大な被害をもたらしている。

安芸郡畑賀村での災害については、当時の被災状況を写した絵葉書⁵⁴が残っている（写真13）。この時発生した集中豪雨では土砂崩れが発生し、36名が亡くなっている。

また、当館が「平成30年7月豪雨」災害の際に救出した安芸郡下瀬野村の村長榎林家の文書からは、大正15年（1926）の豪雨災害を受けて10月に執り行われた畑賀村村葬で村長榎林孫一が読んだ弔辞が見つかった⁵⁵。「九月十一日夜来の降雨未明に到り益々其の猛威を加へ平和なりし畑賀村を一瞬時ノ後山鳴り地響き山林家屋美田の流出無慮加ふるに参拾有余の生靈其の靈明を異にするの惨状を呈せんとは」と記し、大規模な土砂崩れによる犠牲者を弔っている。

なお現地には、水害の記憶を後世に伝えるべく建立された水害伝承碑（石

⁵¹ 「大水害 古田町内ノ実況写真」（広島市土井氏収集文書198815-231）。古田町は現・広島市西区古江。

⁵² 「安佐郡災害史」（広島市植田静人氏収集文書198910-580）。新聞記事の切り抜きを多数貼り付けながら書き記しており、大正15年（1926）9月の水害・土砂崩れについても「山津浪の惨状」と題して記述している。

⁵³ 『大正十五年広島県気象年報』（前掲注50）4頁。

⁵⁴ 「〔絵葉書〕（大正十五年九月十一日弘暁広島県安芸郡畑賀村附近水害ノ実況）」（広島市長船友則氏収集資料200407-1517）。

⁵⁵ 安芸国安芸郡下瀬野村榎林家文書201820。収蔵文書展を分担した下向井祐子氏の御教示による。

碑)も残っている⁵⁶(写真14)。災害の記憶は、歴史資料としての文書だけでなく、こうした災害伝承碑からも知ることができる。ただし、こうした石碑の存在は時の経過とともに忘れ去られがちであるため、災害伝承碑の所在調査は重要である⁵⁷。



写真14 大正15年水害の水害記念碑
(広島市安芸区中野一丁目)

3-4 大正15年9月豪雨と安芸中野特急列車事故

ところで、この大正15年(1926)9月の豪雨でとくに大きく報道されたのは、畑賀川の氾濫が原因となって起きた安芸中野駅付近での特急列車脱線転覆事故である。

先述したように、11日の豪雨災害では畑賀川の堤防が決壊して36名が亡くなったが、その後22日夜から翌未明にかけて再び豪雨が発生し、畑賀川の水が溢れて山陽本線の築堤の一部が崩れる被害が発生していた。

そこへ、翌9月23日、東京発下関行きの特急急行第一列車(のちに「富士」と改名)が安芸中野駅を通過した。見回りをしていた消防団員が、築堤が崩れて線路が浮き上がっているのを発見し、踏切番に通報したが間に合わず、11両の客車を牽引した特急列車が現場に差し掛かって脱線・転覆・大破

⁵⁶ 畑賀川を渡る山陽本線の畑賀川鉄橋のすぐそばに大きな水害記念碑が建立されており、また上流方面にある畑賀小学校の校庭にも、この時の水害を記憶するための「畑賀川水害碑」がある。

⁵⁷ 藤本理志・小山耕平・熊原康博「広島県内における水害碑の碑文資料」『広島大学総合博物館研究報告』第8号、2016、熊原康博・弘胤佑・小山耕平・岩佐佳哉「広島県内の水害碑に関する追加資料と歴史の変遷」『同』第9号、2017、小山耕平・熊原康博・藤本理志「広島県内の洪水・土砂災害に関する石碑の特徴と防災上の意義」『地理科学』72-1、2017。これらによると、広島県内では現在50基の水害碑の存在が確認されている。また、これらの成果をもとに、広島市がリーフレット「水害碑が伝えるひろしまの記憶」(広島市危機管理室、2021)を作成している。

し、36名が亡くなる大事故となったのである。この特急列車は、下関駅から関釜連絡線に接続する、当時日本最高級の国際連絡輸送列車であった。犠牲者の中には、当時の鹿児島市長をはじめとする様々な要人のほか、外国人も2名含まれていた。



写真15 安芸中野付近特急列車脱線転覆事故の現場状況

安芸中野駅近くにある浄土宗寺院専念寺（広島市安芸区中野三丁目）

では、列車事故で亡くなった遺体が安置されたが、同寺の入口には、のちに鉄道遭難者追弔塔が設置された。

安芸中野の特急列車脱線転覆事故は、日本の鉄道事故史の中でも特筆すべき大事故であり、当時の新聞でも大々的に報じられているが、いわゆる一次史料として当館が所蔵するものとしては、大正15年9月22日「山陽線特急列車転覆事件」と表記した裁判記録（広島区裁判所あての公判請求書）がある⁵⁸。

この事故をめぐるのは、広島保線区の主任事務取扱者と保線助手、及び保線助手のもとで実際の保線業務を担当した線路工手の3名が罪に問われた。裁判の内容も当時の新聞で大きく報じられているが、この資料は現在残る数少ない事故当時の生の記録である⁵⁹。

また、この列車事故については、事故現場の様子を写した絵葉書⁶⁰が発行されている（写真15）。列車が大破した事故現場の惨状を写真絵葉書にして

⁵⁸ 大正15年9月22日「山陽線特急列車転覆事件」（広島市長船友則氏収集資料200407-2343）。古書店からの購入史料と推測される。

⁵⁹ 「起訴事実」には、水害後の現地の状況も詳しく記されている。9月11日の水害の際、畑賀川があふれて堤防が決壊し、山陽本線の鉄橋が傾斜したほか、川の東側の線路が120間（約220m）にわたって被災したという。しかし、当時は畑賀川の堤防や線路の応急工事が行われたのみであった。川底に土砂が堆積したままであり、わずかな増水でも直ちに氾濫し、線路流失の恐れがあったにもかかわらず、責任者が迅速な対応を怠ったと指摘している。また、事故直前に現場を巡視していた線路工手も、崩壊した築堤より鉄橋のほうに危険性があると誤認した、などと記している。

⁶⁰ 「大正十五年九月二十三日顛覆地広島県安芸中野駅附近」（絵葉書8枚・鉄道遭難者追弔塔設立趣旨）（広島市長船友則氏収集資料200407-5225）。この絵葉書は、専念寺に追弔塔を建立するための資金調達を目的に発行されたもので、1組金20銭で計10万組発行された（追弔塔の建立費は5,500円であり、絵葉書2万7,500組分の費用）。

おり、中には遺体を収容する場面や棺が並ぶ写真の絵葉書などもあり、用途など今の絵葉書の感覚とはかなり異なる。当時の絵葉書は一種のメディアの役割を果たしていたのであり、こうした絵葉書を用いて事故の様子を他者に伝える用途があったものと思われる。カメラが一般に普及していない時代においては貴重な媒体であった。



写真16 安芸中野駅付近の避溢橋

なお、安芸中野駅付近の列車事故現場には、その後^{ひいつ}避溢橋が設置された。避溢橋とは、鉄道と河川が交差する地点において、河川が氾濫した際にあふれた水が滞留しないよう、盛土の一部を橋梁しておくものである。川が流れていない所に鉄橋を設けておき、もし畑賀川が溢れた際には、この避溢橋の下を水が通り抜けられるようにしているのである。

当館所蔵の昭和4年「線路一覧略図」⁶¹を見ると、山陽本線安芸中野駅付近に「畑賀川（避）」の記載があり、事故から数年以内に避溢橋が設置されていたことが分かる。また同略図を見ると、同じような避溢橋が広島～横川間にも設けられていたことが確認できる。この区間は、太田川放水路の建設に伴って高架化されたため、現在は無くなっているが、こうした避溢橋の存在は、そこが河川氾濫の危険地域であることを示している。

鉄道の発達とともに、自然災害による列車事故は明らかに増加し、多数報道されるようになっていく。こうした鉄道事故は、まさに近代以降に特有の災害の姿を示すものであり、安芸中野の列車事故のような大事故以外にも、数多く発生している。

大正13年（1924）9月の豪雨災害では、山陽本線の五日市～己斐（現・西広島）間で土砂崩れが発生し、急行列車が脱線転覆する事故が発生している⁶²。

同月12日の未明、台風による豪雨発生により、草津梅山上部の溜池が決壊し、土砂崩れが発生した（現在の広島電鉄「南草津」駅付近）。山陽本線の

⁶¹ 昭和4年「線路一覧略図」（広島市長船友則氏収集資料200407-2131）。

⁶² この列車事故については、中田裕一氏より提供を受けた資料（中田裕一「大正13年9月12日山陽本線己斐五日市間における特急列車脱線転覆事故について～忘れ去られた事故から学ぶために～」）も参照した。

線路上に土砂が流れ込んだところを、下関発東京行き三等特急列車（のちの特急「さくら」）が乗り上げ、牽引機関車と荷物車が転覆大破し、郵便係員・車掌ら10名が亡くなっている。

なお、この列車事故を報じた『大阪朝日新聞』の記事⁶³には、次のように過去の災害・事故にも触れている。

「山陽本線己斐、五日市間における列車転覆事故の現状は二十三年前一度豪雨のため線路上の用水池の堤防が崩壊して機関車が埋没し乗務員二名の犠牲者を出した場所で鉄道当局ではそれ以来保線工事に努めた結果全く安全地帯となつてゐたのであるが今日の豪雨のため再び大惨事を繰り返したもので」

つまり、23年前（明治34年（1901））にも同じ場所で同様の土砂崩れと列車転覆事故が発生していたのであるが、この事故については、当時の新聞記事にも国鉄の運転事故記録⁶⁴にも記載が見られない。

同じ場所で同じ災害・事故を繰り返していながら、過去の記憶が次第に風化し、忘れ去られていく1つの事例と言えよう。その意味でも、やはり歴史資料の掘り起こしが重要である。

4 昭和期の水害と太田川改修

次に、昭和期における水害とその史料について、限られた事例ではあるが触れておきたい。

時代とともに災害に関する報道は詳細になり、実態を把握しやすくなると

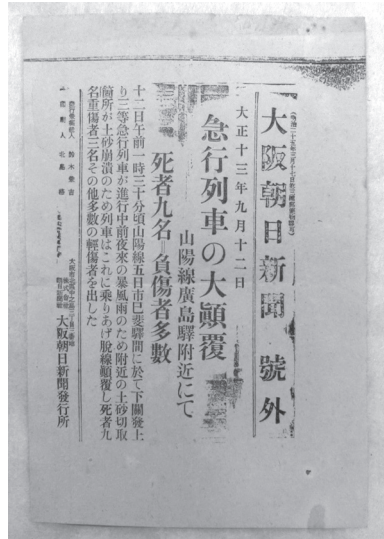


写真17 大正13年9月列車事故の『大阪朝日新聞』号外

⁶³ 『大阪朝日新聞』大正13年9月14日。

⁶⁴ 運輸局保安課『国有鉄道重大運転事故記録 自明治五年至昭和三十五年度』（長船友則氏収集資料200407-3563）。

思いがちであるが、戦前までの行政文書の残存が極めて少ない広島県の場合、必ずしもそうとは言えない。むしろ、昭和18年（1943）7月・9月の台風や20年（1945）9月の枕崎台風のような終戦前後に相次いだ災害は、被災の規模の大きさに反して残存する史料が少ないのが実情である。

4-1 昭和3年6月安村水害

昭和の水害でよく知られているのが、昭和3年（1928）6月24日の豪雨水害であり、県西部を中心に発生した豪雨で8名が亡くなった⁶⁵。広島市街地でも栄橋や常盤橋などが流失した。豪雨は24日以降も続き、各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生して甚大な被害となった。

この水害では、安佐郡・佐伯郡の被害が最も大きかった。中でも、安川で起きた氾濫については、安村役場が発行した絵葉書⁶⁶が残っており（写真18・19）、新聞報道も詳しい。



写真18 水害による安村役場・駐在所付近流失の状況



写真19 長楽寺・伴安地区の「山海嘯」（土石流）による被災状況

安村では、前夜からの大雨で安川兩岸の2ヶ所で堤防が決壊した。二手に分かれた濁流は、一方は上安公会堂の堤防を決壊させ、もう一方は安村役場と駐在所を呑み込んだ⁶⁷。役場にあった諸帳簿・地図・重要書類など一切が失われたほか、安村全体では、浸水家屋255戸（内流失9戸、全壊5戸）、宅地流失1,050坪、山林崩壊256ヶ所、堤防破壊40ヶ所、橋梁流失18ヶ所にも及んだ⁶⁸。

⁶⁵ 『広島県災異史』（広島県農業協同組合中央会、1983）。

⁶⁶ 安芸国沼田郡上安村原田家文書199206-34～38。

⁶⁷ 横山雅昭『相田地区の郷土史メモ（広島市安佐南区）』（前掲注13）。

⁶⁸ 『安古市町誌』（安古市町役場、1970）。

絵葉書には、相田堤防（現・広島市安佐南区）が決壊して役場・駐在所などが流失した現場の状況や、仮役場として移転利用することになった上安公会堂前の復旧作業の様子、さらには長楽寺・伴安地区（現・広島市安佐南区）で発生した「山海嘯」（山津波＝土石流）の状況などが鮮明に写されている。

この安川流域には、災害伝承碑もいくつか建立されている。昭和3年（1928）の水害については、伴安災害復興碑（広島市安佐南区長楽寺二丁目）があり、その上手にある恵毘須神社（広島市安佐南区高取南）には災害復旧記念の鳥居が建立されている。

また、相田の旧安村役場跡地には「水害之碑」（広島市安佐南区相田二丁目）が設置されているが、これは大正5年（1916）9月6日の水害を伝承するための石碑である。同年の水害でも安村役場が流失しており、その後この水害碑が設置されたのであるが、昭和3年（1928）の水害で



写真20 安村役場跡に建つ「水害之碑」

はこの水害碑も流されてしまった。その後石碑は救出され、同じ場所において被災した安村忠魂碑と共に、再び同地に設置されたものである。つまり、この安川水害も、同じ場所で同じ災害が発生していたことが分かる⁶⁹。

⁶⁹ なお、大正5年（1916）9月の安川水害については、安村2代目村長で「安の目薬」の製造販売で知られる原田台造の息子2代目原田台造が、アメリカ在住の弟千里に宛てて送った手紙「安村水害記」（安郷土史懇話会所蔵、立川元英氏より文書の複製提供）に詳しい。同史料によると、9月6日夜半大雷激雨の中を就寝したところ、同家に止宿していた植木職人が大水になったことを注意してくれたという。しかし台造は、「父の曰く、余家ハ町内中尤モ高き故、他ノ家の延ニ水がはいるとも余家の家にハマダ寸余も間あり、（中略）其の内に減水する者にして、旧より往來に満る丈きの出水なれば何れか下流薄弱の堤塘が切れる者なればとの言を信じ居りて」植木職人の言うことを聞かなかったという。ところが午前3時半には水が道路を越え、やがて膝を没するほどに増水し、裏道路も10間以上（約200m）破損して電灯も消えたため、やむなく避難したが、やがて各所の土手が決壊したという。

4-2 終戦前後における広島の台風被害と太田川改修

4-2-1 昭和18年台風と枕崎台風の被害

昭和期の水害で最も大きな被害をもたらしたのは終戦前後の台風被害であろう。具体的には、昭和18年（1943）7月21日から25日にかけての台風による豪雨被害と同年9月20日の台風による豪雨被害、さらに昭和20年（1945）9月17日の枕崎台風による被害である。

昭和18年（1943）に起きた2度の台風被害については、7月台風では死者46名、家屋の全半壊等347戸、床上浸水1,846戸、流失埋没田畑185町歩、冠水6,192町歩の甚大な被害が発生し、9月台風でも死者・行方不明者47名、家屋全半壊等1,225戸、床上浸水1万6,128戸、流失埋没田畑737町歩、冠水3万2,811町歩という、さらなる大災害をもたらした⁷⁰。そして、原爆被害の翌月にあたる昭和20年（1945）の枕崎台風では、死者・行方不明者2,012名、家屋全半壊6,832戸という激甚なる被害が発生した⁷¹。太田川流域での罹災者数は3万8,500人余とされ、これは原爆による被災で半減してしまった広島市の人口の4割近くにも達する。まさに、原爆で壊滅的な打撃を受けた広島市民に台風の暴風雨が追い打ちをかけた結果としての大災害であった。そして、これら終戦前後の水害が、その後の太田川治水期成同盟会や治水対策委員会による活動、さらには太田川放水路建設へと進む一つのきっかけになったのである。

4-2-2 台風被害と太田川改修—太田川治水期成同盟会の活動—⁷²

広島は、もともと太田川の流れが生み出した三角州に形成された町であり、城下町の形成当初から明治・大正・昭和戦前期にかけて、洪水被害が絶えなかったのは先述のとおりである。

この長年の洪水被害を食い止めるべく、太田川の改修工事が本格的に始まったのは昭和7年（1932）のことであり、国直轄の河川改修事業として始

⁷⁰ 『広島県災異史』（前掲注65）。

⁷¹ 『広島県災異史』（前掲注65）。

⁷² 太田川治水期成同盟会の活動については、「太田川治水期成同盟会の文書」（『広島県立文書館だより』第47号、2023、西向宏介執筆）も参照。

表2 太田川流域における枕崎台風の被害状況

死亡者		11人
負傷者		30人
行方不明者		1人
罹災者世帯		8,804世帯 「全世帯20,564の4割3分に相当す」
罹災人員数		38,521人 「全人口102,378の3割8分に相当す」
道路の破壊		165ヶ所
橋梁流失（含破壊）		154ヶ所
山崩		351ヶ所
堤防の決潰		1,499ヶ所
家屋	全壊又は流失	615軒
	半壊	3,102軒
	床上浸水	7,282軒
	床下浸水	1,508軒
水稻	流失又は埋没	319町8反歩
	冠水	1612町歩
	被害額	30,600石
甘藷	流失	93町歩
	冠水	93町歩
	減収高	380,000貫
蔬菜	流失	181町歩
	冠水	245町歩
管理米流失及浸水高		7,752石
管理麦流失及浸水高		14,488石

典拠「昭和二十年九月十八日大洪水に依る被害状況調」
（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）

まった。しかし、日中戦争の勃発さらには太平洋戦争への突入により予算が大幅削減され、19年（1944）6月に工事は一旦中止となった。

そして、広島における水害との闘いを大きく変える太田川放水路の建設へと動き出したのは、戦後すぐのことであった。

太田川放水路の建設を進める役割を果たしたのは、太田川治水期成同盟会の結成である。安佐郡緑井村の元村長で同盟会の一員であった吉本家の文書に含まれる「参考書綴」⁷³には、同盟会結成の趣意書や懇談会の記録、陳情団の上京記録・陳情書などが綴られている。

この同盟会結成への直接のきっかけとなったのは、昭和20年（1945）9月の枕崎台風による被害であった。「参考書綴」には、同盟会が枕崎台風による太田川全流域の被害状況をまとめた「被害状況調」が含まれている（表2）。

⁷³ 「参考書綴」（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

これによると、154ヶ所の橋梁が流失し、1,499ヶ所の堤防が決壊、罹災者は8,804世帯3万8,521人で、流域人口の4割前後を占めていたことが明記されている⁷⁴。同盟会はこのような惨状を受けて結成されたのである。

「参考書類」によると、同年10月1日、高野源進広島県知事が枕崎台風の被災地を視察に訪れた際、安佐郡地方の各町村長らが知事と懇談会を開いており、そこで町村長らが太田川の護岸・堤防工事の根本的な見直しを強く求めていたことが分かる。原爆で夫人を亡くした高野知事は、この時任期満了の直前であったが、安佐郡地方の重なる水害に同情の言葉を述べ、全力を挙げて復旧工事に邁進したいと挨拶した。これに対し、同席した八木村の佐々木虎雄村長は、枕崎台風で決壊した堤防の全てが一昨年の台風被害を受けて完成した新堤防であったことに触れ、「復旧ではなく復興でなければ」と力説し、護岸・堤防工事を根本的に研究し直して着工するよう熱望している。

そして、翌月の11月17日には、安佐郡可部町で太田川治水期成同盟会の発会式が行われ、安佐郡の各町村長らが発起人に名を連ねた。

この時作成された同盟会趣意書には、当時の状況を次のように記している。「今や我が日本は空襲の焼け跡より立ち上り、こゝを最後の線として再出発する運命に直面せり、斯かる重大事に於て太田川沿岸町村は不運にして再度水の災禍に晒され、一朝にして生活を根底より覆へざるの悲境に遭遇す、斯くして住民は前途を憂へて施す術なく、たゞ茫然自失の虚脱状態に在り、(中略)ここに、『国を治むるは水を治むるに如かず』の古語に倣ひ、太田川並各支流治水工事の成否は此の地の興亡に関する刻下の急務たるを痛感す、(中略)水害復興に対する切々たる輿論の先駆として、水難の依って来る所以を根底に遡って考究し、勇気ある実践により、災害除去の大計に艇身すべく、茲に発起して民間同志の血盟を結成せんとす(読点補足)」

官側では広島県、警察及び関係町村長らを委員とする太田川治水対策委員会が先に結成されていたが、太田川治水期成同盟会はこれに対して民間代表として結成され、治水対策委員会への「強力なる外廓線を形成し総力を挙げて相共に本運動の達成を期せんとす」るものであった。

⁷⁴ なお、死者数は11名と記しているが、『広島県史』をはじめ各書の典拠になっている『太田川改修三十年史』(建設省太田川工々事務所、1963)では13名とされている。

同盟会では早速陳情団を結成した。第1回陳情団は昭和20年（1945）11月23日、太田川治水対策委員会と太田川治水期成同盟会の両団体の代表者で結成され、元緑井村長吉本修三のほか、祇園町長・古市町長ら計6名が上京した。一行は、内務省国土局長に面会し、堀切善次郎内務大臣宛の陳情書⁷⁵を提出した。

この陳情書では、冒頭に当時の広島での被災状況を記している。昭和18年（1943）9月の大洪水に続き、20年（1945）9月の枕崎台風で再び水の災禍に晒され、交通機関はもとより電信・電話、その他文化的施設が全て機能を失ったとする。また、昭和18年（1943）の水害に対する復旧事業は戦争中であつたため、「巧遅ヨリモ拙速ヲ」との方針のもとで施工されたため、昭和20年（1945）の枕崎台風では18年の水害と同じ場所で堤防決壊が起きたことを遺憾とし、「臨時的施工」ではなく「恒久的改修工事」の実現を強く求めている。

一行は、その後大蔵省第二課（主計局）に赴き、渋沢敬三大蔵大臣及び主計局長宛の陳情書を提出して、太田川改修工事の予算獲得のため懇願している。さらに一行は警視庁も訪れ、警視總監に転任したばかりの高野源進元知事に面会し、太田川改修工事の促進を重ねて依頼した⁷⁶。

なお、「参考書綴」には第2回陳情団上京打合会までの記録が綴られており、次の上京を翌年1月6日頃とすることが決められている。その後の記録

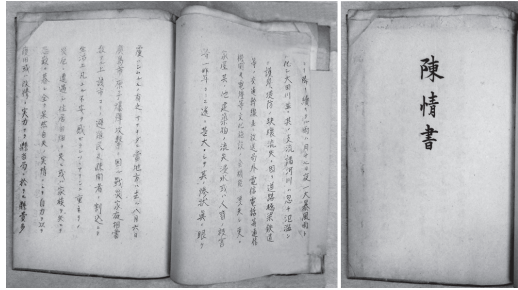


写真21 太田川治水期成同盟会・治水対策委員会等による内務大臣あて陳情（昭和20年11月）



写真22 太田川放水路

⁷⁵ 「参考書類」（昭和20年11月「陳情書」、広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

⁷⁶ 高野元知事は、陰に陽に運動して工事の達成に邁進すると約束したが、翌年（昭和21年）1月に公職追放により辞職した。

は残っていないが、戦後の太田川改修工事は、この年から再開されることになったのである。

戦後の太田川放水路計画は、付近の町村民の反対運動によって当初から難航した。山手川を利用する放水路建設工事が本格的に着手されたのは昭和26年（1951）からであるが、太田川放水路建設に関する広島県行政文書⁷⁷を見ると、その後も反対運動や関係地区の用地問題、漁業補償問題などが度重なり、県もその対応に追われて建設工事が滞りがちであった様子が伺える。それらが最終的に解決したのは昭和30年（1955）であり、そこからさらに10年を経て、40年（1965）5月14日に太田川放水路の通水式が行われた。着工以来33年を費やしての完成であった。

完成から現在に至るまで、広島の市街地が洪水による浸水被害を受けるような大規模災害が一度も発生していないことを考えると、太田川放水路の完成は広島の水害史を大きく画するものになったと言えよう。

おわりに

以上、近世から明治・大正・昭和（終戦前後）にかけての主な水害事例について、当館の収蔵文書をもとに考察してきた。

本稿では、広島県内のうち、とくに広島市街地及び近隣地域の事例を中心に挙げたため、各災害における他の地域・地方での被災状況に詳しく立ち入って考察することができなかった。また、本来災害史研究は、過去の災害事例をもとに今後の防災対策に活かすことを大きな目的とするものであるが、本稿ではその前段階としての個々の災害の事実経緯を考察するにとどまっている。

しかし、本稿で触れた事例からでも分かるように、台風・豪雨による大規模な洪水・土砂崩れは、歴史的に見ると同じような場所でたびたび発生してきたという事実を確認することができる。最近の気象予報では「これまでに経験したことのないような」という文言を聞く機会が増え、その要因を地球温暖化との関係で説かれることが多い。しかし、気温・降水量等といった気候現象の比較ではなく、被害の甚大さで比較してみると、壊滅的な被害をもたらした災害事例は過去にも多く発生しており、そのたびに災害復旧工事を

⁷⁷ 昭和23年8月～26年8月「公益損害補償一件／太田川改修」（広島県行政文書102765）。

行い、災害を後世に伝えるための災害伝承碑を建立するなど、復興への営みがなされてきたのである。

こうした過去の災害の記憶や教訓から遠ざかっていくことへの危うさを災害史から学ぶことが必要ではないかと思われる。頻繁に河川が氾濫し、橋梁が流失し、市街地が冠水していた時代の広島市民は、太田川放水路の完成によってそうした災害からある意味“無縁”となった現在の私たちよりも、はるかに水害への意識が強かったはずである。近代の水害対策によって、私たちはかつての大規模災害から守られている側面も間違いなくあるが、「水越」のような現在では考えにくい水防法を前提に暮らしていた人々は、住民自身が権力や行政に依存するよりも地域ぐるみで災害に対処しようとしていた。そうした先人の災害に対する姿勢を知ることは、恐らく今後の災害対策にも資するのではないかと思われる⁷⁸。

また、本稿で取り上げた水害を含め、広く災害事例研究にとって歴史資料としての文書の存在意義が極めて大きいことも、改めて確認できよう。防災対策のための災害史検証にアーカイブズが積極的役割を果たし得ることは明らかである。

本稿では、当館収蔵文書をもとに各水害事例の概要を述べたにとどまるが、今後は、さらに個別地域に立ち入って、各災害の実態や発災の要因を考察することが、具体的な防災対策への道となるであろう。

なお本稿は、過去2回の収蔵文書展の内容をもとにまとめたものであり、本稿で触れた史料のいくつかは展示図録に掲載している。本稿と併せて参照していただければ幸いである⁷⁹。

（にしむかい こうすけ 主任研究員）

⁷⁸ 大熊孝『増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から変容へ』（前掲注4）では、国や行政による水害対策はダム建設や河道改修によって洪水をねじ伏せる方策がとられてきたため、人々は水との関わりや、水との関わりの中に生きる人間関係を失ってきたと指摘している。そして、水害を「完全になくす」ことができない以上、ある程度水害と共存する方向に向かわざるを得ないとし、現代における究極の治水とは、「越流しても破堤しない堤防」であるとしている。ただし、現代の国民感覚では平等意識が強いため、手段的には可能でも、思想的に実行しうる技術段階にはない、と述べている。

もっとも、近世期における治水が当時の技術水準に照らして全て合理的であったわけではなく、自然への人為的介入が逆に水害の発生に関係する側面も有していたことは留意すべきである（渡辺浩一『近世都市（江戸）の水害 災害史から環境史へ』（前掲注1））。

⁷⁹ なお、当館の収蔵文書展「災害を語る歴史資料」を開催した際、『中国新聞』文化欄「緑地帯」（令和3年（2021）4月20日～29日）に「広島の水害と歴史資料」（①～⑧）と題して連載記事を執筆している。併せて参照していただければ幸いである。

広島県立文書館における県議会資料に関する考察 —行政資料に登録される議案を中心として—

武田 千明

【要旨】 本論では現在整理を行っている昭和20～50年代の県議会に関する資料について、その中から主に執行機関である知事が作成した議案が記載される冊子について所蔵状況を示すとともに、形式的な変化とそれに対する若干の考察を述べる。

はじめに

- 1 長及び議会の権限・役割
 - 1-1 議決権、提案権と議案及び会議録
 - 1-2-1 議決権
 - 1-2-2 提案権と議案
 - 1-2-3 会議録
 - 2 議案書の変化と報告事項の作成
 - 2-1 議案書の特徴と変化
 - 2-1-1 議案書から報告(地方自治法180条に基づく専決処分)の分離
 - 2-2 条例を根拠とする報告
 - 2-3 条例の整備と地方自治法の改正
 - 2-3-1 条例の整備
 - 2-3-2 地方自治法の改正

おわりに

はじめに

広島県立文書館では広島県等が作成する行政資料の収集及び登録を行っている。行政資料は主に県の行政情報コーナーから毎月送られてきており、その中には広島県議会(以下、「県議会」という)に関する資料等も含まれている。

県議会の資料とは、県議会に提出される議案等の各種資料のことであり、地方自治体の議会の会議である定例会及び臨時会ごとに作成される。例えば、知事説明要旨、議案書¹、予算説明書、議案説明書、報告事項、請願の処理及び結果報告等である。また決算関係の資料や常任委員会及び特別委員会の資料、県議会が作成する会議録なども含まれている。

¹ 表紙には「昭和〇年広島県定例議会議案」等と表記されるが、案件そのものを意味する議案と区別するため、本論では議案が記載される冊子のことを「議案書」という。

当館では受け入れた行政資料を登録する際、一部例外もあるが、基本的には下記の通り資料毎に個別の番号を付与している。

- 0060-2019-78 知事説明要旨（令和元年広島県議会5月臨時会）
- 0060-2019-79 令和元年広島県議会5月臨時会議案（その1）
- 0060-2019-80 令和元年広島県議会5月臨時会報告事項
- 0060-2019-81 令和元年広島県議会5月臨時会議案（その2）

この冒頭の数字の並びは当館の行政資料に付与される登録番号であり、分類番号、登録年、通し番号から構成されている。分類番号の「0060」は「議会」を意味する。上記の例は行政資料中の県議会に関する資料のみを抜粋したものだが、受け入れがあれば順次通し番号を付与していくため、県議会以外の資料も含まれる。また「0060」は議会に関する資料ではあるものの、中には広報資料など会議には直接関係しないものも含まれる。

このような登録の方法は、個々の資料を特定する上では適してはいるものの、県議会のように会議の単位ごとに複数の資料が作成されるような場合には、全体の所蔵状況や資料間の関係がわかりにくくなる。例えば、議案書のように執行機関である知事が提案するものもあれば、会議録のように県議会の議長が作成させる資料もある。作成主体は異なるものの、両者は県議会で行われる議案の審議等の内容を検証する上では必要不可欠なものである。

そこで、本論ではまず地方自治法（昭和22年法律第67号）²（以下「自治法」という）に規定される執行機関である知事と議事機関である議会との基本的な役割を確認しながら、主に議案書とその他の資料の関係について整理していく。

次に、行政資料における昭和20～50年代の所蔵状況を示すととも昭和23（1948）～40（1965）年頃までに見られる形式的な変化について述べる³。現在筆者は令和2（2020）年に広島県立図書館より受け入れた県議会の資料

² 本論では法令の改正の確認に際しては小西敦『地方自治法改正史』（信山社、2014年）、『日本法令索引』（<https://hourei.ndl.go.jp/#/>）、そして名古屋大学大学院法学研究科が提供する「法令データベース」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/>）等を活用した。

³ 明治期から昭和22年までの資料については、県議会事務局より寄託されている県議会文書（S03-93-）の整理の際に目録が作成されているため参照されたい（『広島県立文書館収蔵文書目録 第2集』（広島県立文書館、1994年、125-139頁））。

を行政資料として登録するべく整理を行っている。これを契機として、現在整理中の資料と既に行政資料として登録されている資料の所蔵確認を行った。ただし、時間の制約から、行政資料以外の文書等に含まれる上記の期間の県議会の資料については確認を行っておらず、また取り上げる資料についても一部にとどまった。

そして最後に、議案書に記載される案件の中から報告に着目することで、この時期の議案書に見られる特徴について言及していきたい。

1 長及び議会の権限・役割

県議会の資料は、主に執行機関である知事が作成したものと議事機関である議会が作成したものとに分けることができる。この長及び議会の権限や役割を規定するのは昭和22（1947）年に制定された自治法であり、同法は憲法附属の法典として、地方自治の本旨に基づき地方公共団体の組織や運営、国との基本的関係について定めている。

戦後、日本では憲法改正の検討とともに地方制度に対しても民主化がすすめられ、昭和21（1946）年9月に東京都制、府県制、市制、町村制の改正が行われた（昭和21年法律第26号、27号、28号、29号）。この第一次地方制度改正によって府県知事及び市町村長は直接公選によって選出されるとともに、その身分を官吏とするのは改正憲法施行の日までとされた。その後、同年11月3日に公布された日本国憲法には第8章に地方自治の章が設けられ、そのうち93条において地方公共団体の長とその議会の議員の直接選挙について規定された。翌年4月5日には第二次地方制度改革の結果結実する自治法の公布（同年4月17日）と憲法及び同法の施行（同年5月3日）に先立ち、第1回統一地方選挙が実施され、広島県では楠瀬常猪が初代公選知事として選出される。

このような経緯から、日本の地方公共団体の体制は「憲法93条に基づく二元代表制を主軸とする首長制」から成り立っている。二元代表制とは「議事機関たる議会と執行機関たる長との機関分立を前提に、両機関の選出を住民の直接公選にかからしめ、両機関の相互の抑制と均衡がなされることによって権力の集中による弊害を防ぎ適切な自治運営を目指すもの」とされる⁴。この執行機関である長と議事機関である地方議会はそれぞれ独立した組織で

⁴ 駒林良則『地方自治法組織法制の変容と地方議会』（法律文化社、2021年、8、18頁）

あり、その役割及び権限に応じて資料が作成されてきた。

1-1 議決権、提案権と議案及び会議録

1-2-1 議決権

議会の権限の1つであり、その中心をなすものとして議決権がある。自治法96条1項1～15号に列挙されるが、これは議決すべき事項の例示ではなく、法令に規定されている事項のみ議決権が認められる制限列挙主義が採用されている。これに対比する概念として概括例示主義がある。これは「議決事項として法に掲げられたものは、そのうち主要な事項を例示したに過ぎず、当該団体の意思はすべて議会が決定するという建て前をとっていた」とされる⁵。明治21(1888)年に制定された市制町村制(明治21年4月25日法律第1号)でこの方式が採られていたが、昭和18(1943)年の改正により市町村会の権限が縮小され重要事項に限り議決事項とすることとなる⁶。

その一方で、自治法96条2項において、前項に列挙した事項以外の事件でも、条例で議会が議決すべきものを定めることができるとしている。これは先の第一次地方制度改正時に加えられたものであり、府県制ではその41条に「前項ニ規定スルモノノ外府県ハ府県条例ヲ以テ府県ニ関スル事件ニ付府県会ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得」の1項が加えられた。

また自治法96条以外の条項やその他の法律で議会による議決を定めているものもある。例えば、昭和40年版の『広島県議会提要』にはその様な議決事項が104件あり、昭和56年版では122件記載されている⁷。

1-2-2 提案権と議案

長については、自治法149条に規定される担任する事務の中に「普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること」と明文が置かれている。尚、長の議案提出について法令中に文書による等との記述

⁵ 千葉恒三郎『地方議会議案のつくり方・見方 一文例・書式と審議の着眼点一』（学陽書房、1967年、5頁）

⁶ 小早川光郎他編『史料日本の地方自治第2巻 現代地方自治制度の確立』（学陽書房、1999年、20頁）

⁷ 0060-1799『広島県議会提要 昭和40年版』（広島県議会事務局、1965年、59-75頁）及び0060-90-23『広島県議会提要 昭和56年』（広島県議会事務局、1981年、57-75頁）

はないものの、昭和22（1947）年に内務省から各都道府県総務部長宛に送付された都道府県会議規則準則ではその申し添えて、従来の都道府県の議会の会議規則に比して新しく規定された事項の1つに、「議員の発議案、知事の提出議案及び修正案並びに議事日程等はすべて印刷して議員に配布することとした。（七条2、八条、三一条3、三九条2、六八条2）」とある⁸。

議案はその議決効果により①地方公共団体の意思の決定を求める議案（条例の制定・改廃、予算の決定など自治法96条1項に列挙される事件）、②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（同法99条の意見書の提出、同法120条の議会規則の制定など）、そして③長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案などと分類されるが⁹、このうち長が提案する議案は①と③になる。

議案書の内容は、先に述べた議決事項に対応する議案名、根拠法令、内容、提案理由等から構成されており、とても簡潔である。例として現在整理している資料の中から昭和35（1960）年12月定例会の議案書に掲載される議案の記載事項を列挙した（表1）。

議案の提出は議員についても認められており、自治法112条に議案提出権について規定されているが、本論で取り上げる議案書は執行機関である知事が提案したものであるため、その中に議員が提案する議案や意見書については記載されない。また議案は、その名が示すように審議される以前のものである。そのため議決の結果については会議録等を確認する必要がある¹⁰。

1-2-3 会議録

ここでは会議録の性格と議案について述べていく。

自治法は議長が事務局長又は書記長に会議録を作成させること、また会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならないとしている（自治法123条1項及び4項）。先に述べた通り、執行機関である知事が提案する議

⁸ このうち知事の提出議案の配布については8条に記載されている。（「都道府県会議規則準則」鈴木俊一『新地方議会の運営—都道府県市町村議会—』（時事通信社、1948年、257-260頁））

⁹ 「議案」（地方議会運営研究会『地方議会運営事典—第2次改訂版—』（ぎょうせい、2014年、116-117頁））

¹⁰ 議員が提案する意見書や決議については『広島県議会意見書・決議集（昭和22年5月～平成3年2月）』（広島県議会事務局、1991年）が刊行されている。

案が記載される議案書には議員提案の議案や意見書の内容は記載されない。その一方で、議長が作成させる会議録には議員が提案した議案等の内容は記載されるものの、知事が提案する議案については議案番号と件名のみで全文は掲載されていない。

そもそも会議録は、帝国議会から国会へと移行するに際して、「議事の内容を速記法によって記録するとともに、議事日程、諸報告、議案等会議に関するすべての事項を総合、網羅的に掲載する建て前になった」とされる¹¹。この会議録の記載事項については議会が定める会議規則に規定がある。昭和31（1956）年9月8日、全国都道府県議会議長会は標準都道府県議会会議規則（以下、「標準会議規則」という）を制定する¹²。この規則の中で会議録の記載事項の1つとして「議案の提出、撤回及び訂正に関する事項」（標準会議規則117条11項）と定めており、これについては以下の通り説明されている。

会議録に議案の全文を載せることは、さきに述べた会議録の性格からいっても当然である。ただ、事務処理の都合、経費等の関係から議案は議会に提出のものをそのまま利用することとし、印刷する会議録には改めて挿入しない方法も可能ではあるが、これはあくまでもその別冊の議案と一体をなして会議録原本となる点留意を要する¹³。

また広島県においては昭和22（1947）年6月2日県会において広島県議会会議規則が定められ¹⁴、その後数回の改正を経て昭和34（1959）年5月臨時県議会で広島県議会会議規則（県会第2号議案）が議決される¹⁵。この昭和34年の規則の会議録の記載事項については先の標準会議規則と類似の規定が置かれるが、既に述べた通り、会議録には議案の全文は掲載されていない。このような資料の特徴から、知事が提案する議案が記載される議案書と議長が

¹¹ 千葉恒三郎『地方議会会議規則〈その解釈と運用〉』（学陽書房、1962年、440頁）

¹² 標準都道府県議会委員会条例；標準都道府県議会会議規則：全国都道府県議会議長会決定（昭和三十一年九月八日）（国立国会図書館所蔵、請求記号CZ-392-J1）

¹³ 千葉・前掲注11、445頁

¹⁴ 広島県議会議事務局編『広島県議会史 第五巻』（広島県議会、1964年、110-117頁）

¹⁵ 広島県議会議事務局編『広島県議会史 第六巻』（広島県議会、1965年、1528-1534頁）。尚、会議規則本文は79-96頁に掲載されている。

作成させる会議録は互いに一体を為すものであり、議会の審議の内容を検証する上でこの2つは不可欠なものである¹⁶。

尚、広島県では明治32（1899）年10月の臨時県会で広島県会会議規則を定めその55条で会議録について、58～60条において議事日誌について規定していた¹⁷。先に述べた昭和22（1947）年の会議規則においても、会議録の記載事項の他に「第37条 議長は、速記録を調整せねばならない。速記録は、速記の方法により議事の顛末を記載し、その議事を開いた日より五日以内に整理しなければならない」とある¹⁸。また同規則の39条には「議事日誌」についても出てくる。ここから昭和22（1947）年以降も会議録の他に速記録や議事日誌が作成されていたことが伺われる。ただし行政資料には当該年以降の議事日誌は残されておらず、速記録に関しては現在整理中の資料と合わせても数点しか保存されていない。

この規則中の速記録等に関する記述は、昭和30（1955）年10月定例県議会に提案された規則の改正により削除される。当該議会で原案可決された広島県会会議規則の一部を改正する規則（県会第2号議案）は、その改正の要点の1つに会議録の整備があり、速記録と会議録とを一本にまとめた。速記録について定めていた37条は「会議録は、速記法により議事の顛末を記載し、会議終了後速やかに調整しなければならない。」に、39条中の「議事日誌」は「会議録」に改められたことで、速記録及び議事日誌の記載はなくなる¹⁹。更に、先に述べた昭和34（1959）年に議決された会議規則によって昭和22（1947）年の規則は全部改正される。以降、会議規則は改正を重ね現在に至っている。

ここまで会議録について述べてきたが、議決の結果を確認できるものとしては、会議録の他に議決録も行政資料に登録されている。議決録は、会議録とは異なり、会議の概要（会期や出席議員数、議決件数等）の他に議決結果

¹⁶ 広島県議会のHPでは平成3年以降の議事録などを閲覧できるようになっている。
<http://www.pref.hiroshima.dbsr.jp/index.php/> また広島県行政情報提供システム
 （行政資料検索）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1169009123127.html>
 では令和4（2022）年6月定例会から一部の資料を電子データで公開している。地方
 議会の議会資料の電子化は国立国会図書館でも進められている（「日本一地方議会」
https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/Japan_gikai_local）

¹⁷ 前掲注3、7-8頁

¹⁸ 前掲注14、114頁

¹⁹ 前掲注15、1177-1183頁

として議決された事件の本文が1件ずつ掲載される。県議会議長より知事宛に作成されるものであり、知事提案の議案の他、議員が提案した議案や意見書、委員会の要望事項なども記載される。ただし、巻末の所蔵一覧（表2）からも分かるように議決録が保存されている期間は限られている。

また、議決を経た条例の制定及び改廃については長に公布権がある（自治法16条2項）。公布に関し必要な事項は条例で定めるとされており、広島県では広島県公告式条例（昭和25年広島県条例第46号）に基づき広島県報に登載されるため、当館に所蔵されている広島県報からも確認することができる²⁰。

2 議案書の変化と報告事項の作成

ここからは議案書の形式的な変化について述べていくが、必要に応じて巻末の所蔵一覧（表2）²¹を参照されたい。一覧はこれまで行政資料に登録されてきた県議会の資料と現在整理中の各資料の所蔵状況を、過去の定例会及び臨時会毎にまとめたものである。この一覧に掲載した資料の他、整理しているものの中には知事説明要旨や予算説明書、また決算に関する資料なども含まれてはいるものの、時間の制約から所蔵が確認できた資料は一部にとどまっている。また表から分かるように昭和20（1945）～22（1947）年頃までの議案書はほとんど残されていない。そのため、ここで述べる議案書に見られる変化とは昭和23（1948）年以降のものとなる。

また一覧の定例会の招集回数には変化が見られるが、これは過去の法改正によるものである。自治法制定当初は毎年6回以上招集しなければならないとされていたものが、昭和27（1952）年の改正で毎年4回、昭和31（1956）年の改正で毎年4回以内において条例で定める回数招集すべきこととされた²²。広島

²⁰ 広島県報の詳細については、日高愛「広島県立文書館における「広島県報」の所蔵と変遷について」（『広島県立文書館紀要』第13号、2015年、163-192頁）を参照されたい。

²¹ この一覧表では各年の議会の種類毎に所蔵が確認できた資料で表紙に巻次の記載のないものには「○」印をつけている。ただし、追加議案書等については議案番号を確認する限り欠番がある。1冊でも残されている場合には印をつけているが、その会議に提出された全ての資料が残されている訳ではない。

²² 松本英昭『要説 地方自治法〔第十次改訂版〕—新地方自治制度の全容—』（ぎょうせい、2018年、406-407頁）

県ではこの法改正を受けて広島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和31年広島県条例第51号）を制定している。

2-1 議案書の特徴と変化

昭和23（1948）～33（1958）年頃まで議案書は基本的には、定例会及び臨時会毎に1冊作成されていた。議案は主に予算、条例の制定・改廃案、それ以外の議決を要する事件、そして報告という順序で記載されている。会期中に追加の議案がある場合は追加議案書が提出される。そのため追加議案書については同じ会議であっても複数冊存在する場合がある。ただし、この時期の議案書及び追加議案書の表紙には巻次の記載がない。そのため、冊子の順序を確認するためには下記の議案番号を確認する必要がある。

1年の会議を通して各議案には1件毎に通しの議案番号が付与される。知事が提出した議案のうち、定例会で提出された議案については「県第〇号議案」、臨時会で提出された議案には「臨第〇号議案」、そして追加で提出された議案には「追県第〇号議案」と区別される。このように議案番号は先に述べた議案の種類からではなく、提出された会議の種類によって区別されている。

その一方で、報告は「報第〇号」と他の議決を要する事件とは区別され、議会の種類を問わず掲載される。報告についても1年の会議を通して通し番号が付与されている²³。この報告に分類されるものには後述する自治法179条及び180条の専決処分等に基づくものと、継続費繰越計算書等がある。

尚、議決録等を確認すると議員が提出した議案については「県会第〇号議案」、「発議第〇号議案」などと議案番号が記載されている。「発議」は意見書に付与される番号であり、昭和22（1947）～24（1949）年までは単に「意見書」とのみ記載されていたが、昭和25（1950）年以降「発議」という議案番号が付与されている。また昭和36（1961）年以降、上述した「県会」という議案番号は「県議」へと変わっていく²⁴。

²³ また数件ではあるが「県諮」という議案番号もみられる。例えば、昭和23（1948）年3月16日の議案書には旧道路法（大正8年4月10日法律第58号）11条に基づく府県道の認定について、昭和29（1954）年3月の追加議案書には自治法8条に基づく市と村の合併について、この番号が付与されている。

²⁴ 『広島県議会史』では、昭和34（1959）年まで「県会」という議案番号が確認され、昭和35（1960）年には該当の案件が記載されておらず、昭和36（1961）年9月定例会より「県議」という議案番号を確認することができる（広島県議会史編さん委員会編『広島県議会史 統編第一巻』（広島県議会、1980年、621頁）。

昭和34（1959）年以降、議案書は分冊して作成されるようになる。予算の議案がある場合は1冊目に、それ以外の議案は2冊目以降に記載されていく。また議案書及び追加議案書等の表紙には巻次が表記されるようになる。この他の形式的変化としては、予算以外の議案書が上綴じ・横書きから右綴じ・縦書きへと変更されるとともに²⁵、本文中に議案の提案理由が掲載されるようになる点を挙げることができる。そして報告事項の冊子が登場するものこの昭和34（1959）年からである。

2-1-1 議案書から報告（地方自治法180条に基づく専決処分）の分離

前節で述べた昭和34（1959）年以降残されている報告事項とは、自治法180条に規定される専決処分に基づく報告を記載した冊子である。

専決処分とは議会が議決すべき事件について、長が議会に代わってこれを処分することであり、「法律の規定による専決処分」（自治法179条）と「議会の委任による専決処分」（同法180条）とに分けられる。前者に基づいて専決処分を行った場合、長は議会に報告しその承認を求めるのに対し、後者は報告のみの規定となっている。承認を求めるのは、議会の委任による場合と異なり「あらかじめ議会の正式の了解を得て行われるものではないため、議会に報告するにとどまらず、あらためて、その処分についての適否の判断を議会にさせようとするものである」とされる²⁶。

この専決処分は旧地方制度において「市町村行政に支障がでないようにするために認められたもの」²⁷であったが、先の第一次及び第二次地方制度改

²⁵ 昭和39（1964）年6月定例会以降、予算以外の議案書は上綴じ・縦書きへと変更される。

²⁶ 前掲注9、「専決処分」、394頁

²⁷ 駒林・前掲注4、21頁。市制町村制（明治21年4月25日法律第1号）にはその68条で、「急施ヲ要スル場合ニ於テ市参事会ヲ召集スルノ暇ナキトキハ市長ハ市参事会ノ事務ヲ専決処分シ次回ノ会議ニ於テ其処分ヲ報告ス可シ」と規定されていた。一方、明治政府によって公布された「地方三新法」の1つである府県会規則（明治11年7月22日太政官布告第18号）と、その後改正された規則（明治13年4月太政官布告第15号）には専決処分の用語は見られない。明治23（1890）年に制定された府県制（明治23年5月17日法律第35号）では、51条に専決処分が規定されている。また86条において府県会が招集に応じない等の場合には府県知事は内務大臣の指揮を請い処分することができるとしていた。その後、明治32（1899）年の改正（明治32年3月15日法律第64号）では、府県知事が内務大臣の指揮を請い府県会或いは府県参事会の議決すべき事件を処分できる場合を85条に整理すると同時に、86条では府県参事会の権限に属する事件で急施を要する場合は府県知事が専決処分すること、87条では府県参事会の権限に属する事件を議決により府県知事が専決処分できる規定を設けた。その後も昭和4（1929）年の改正（昭和4年4月15日法律第55号）でこれらの条項は更に整理されている。

正を経て自治法へと継承される²⁸。尚、自治法179条及び同法180条は共に専決処分として説明がなされているが²⁹、条文中「専決処分」と明記されるのは後者であり、前者は「(前略) 当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」となっている。府県制の85条では府県参事会が成立しない又は招集に応じない等の場合に「府県知事ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ処分スルコトヲ得」としていた。自治法の政府原案でも都道府県は内務大臣に、市町村は都道府県知事に指揮を請いその議決すべき事件を処分できるとされていたものが、衆議院の修正で指揮を請う部分が削除される。それにより「(前略) 成立しない場合には、長が自ら適当に処理して行く、専決処分をする、こういう風に致したのであります」とある³⁰。

冊子の報告事項が作成される前は、規定の違いに拠らず「専決処分報告」という件名で議案書及び追加議案書に記載されていた。それが昭和34(1959)年以降、基本的には議会の承認を要する報告については議案書に記載され、承認を要しない報告については冊子が分けられた。冊子が分けられた後も両者は同じ「報」の議案番号が付与され、通し番号となっている。

冊子を分けることとなった理由や規定等は今回確認できなかったものの、この時期の会議録(昭和35年2月定例会)を確認すると、2月29日に報告(報第1～8号)を含む63件の各案が議事日程に記載され一括上程されている。このことから、議会への提出に際し報告は他の議案と区別されていないことが分かる。その一方で、会議録の「議会に提出された議案及びその結果」一覧には自治法179条を根拠とする報告(報第1～3号)については他の議案とともに委員会に付託され、その結果は「承認することに可決」等と記載されている。しかし、自治法180条を根拠とする報告(報第4～8号)についてはその一覧に件名自体が記載されていない³¹。

²⁸ 地方自治法が制定される過程で専決処分制度がどのように取り上げられたかについては、浦東久男「地方自治法の立法経緯における専決処分と地方税条例」(『税法学』519号、1994年、1-18頁)、『戦後自治史Ⅱ(昭和二十一年の地方制度の改正)』(自治大学校、1961年)、また『戦後自治史Ⅴ(地方自治法の制定)』(自治大学校、1963年)等を参照されたい。

²⁹ 例えば、宇賀克也『地方自治法概説【第9版】』(有斐閣、2021年、323-325頁)や松本・前掲注22、497-500頁等。

³⁰ 前掲注28のうち『戦後自治史Ⅴ(地方自治法の制定)』(自治大学校、1963年、250-251頁)

³¹ 『昭和35年 広島県議会2月定例会会議録』(広島県議会、1960年、73-81、484-489頁)(広島県立図書館所蔵、請求記号H31 / H734-2 / 35-2)

ここで議決という用語についても確認しておきたい。議決とは表決の結果得られる議会の意思決定のことであり、議決事件によって可決や否決など様々に呼称される³²。承認もその1つであり、先に「適否の判断を議会にさせようとする」と述べたように、承認とは議会の意思決定を求めることである。承認という議会の意思決定を求める規定と報告のみとする規定による会議での取り扱われ方の違いは、冊子を分ける要因になったのではないだろうか。

最後に、議案説明書について言及しておきたい。これは昭和39（1964）年以降より確認することができる資料であり、予算以外の議案と報告の内容が1冊にまとめられたものである。基本的な記載内容は議案書と変わりはないものの、提案の要旨又は専決処分の理由が冒頭に記載されるなどの若干の違いがあり、議案書よりも理解しやすい形式になっている。

これまで述べてきたようにこの時期既に報告事項が議案書と分けて作成されている。議決を経るための案件を記載する議案書には表決の有無により冊子を分ける一方で、説明書には報告を含め議会に提出された案件を一括して記載することは議会運営に際して合理的な方法であったのではないだろうか。

2-2 条例を根拠とする報告

前節では議案書の形式的な変化をたどる中で、議案書と報告事項が分かれて作成されるようになったことを述べた。その直接的な理由は今回の整理では明らかにはできなかったものの、本節ではこの報告事項が現れる時期に見られる特徴を挙げていきたい。

この時期の特徴の1つ目として報告件数の増加を挙げることができる。巻末の表3は議案書及び報告事項に記載される報告の件数とその内訳を一覧にしたものだが、昭和23（1948）年以降報告に分類される議案は一年間の会議を通して1桁台で推移していたが、昭和30（1955）年頃から少しずつ増え、昭和35（1960）年からは30件前後となっている（表3）。またその内訳から

³² 前掲注9、155-156頁。また承認については、「(前略) 専決処分した事件について、議会の承認を得られない場合には、処分の効力そのものには影響しない(行実昭21.12. 27、昭22. 11. 29)が、処分に伴う政治的責任は長に残る」ものとされる(前掲注9、344-345頁)。

は先の自治法180条が適用される案件が増えていることが分かる³³。

二つ目の特徴としては、議案書に「報」の番号が付与される案件として、昭和33（1968）年以降、自治法以外の条例を根拠とするものが記載されている点を挙げることができる。それが「工事請負契約の締結について」及び「県営林の立木売買契約について」という件名の報告である。前者は県有財産、营造物及び契約に関する条例（昭和33年広島県条例第45号）（以下「県有財産に関する条例」という）の32条1項及び2項³⁴を、後者は県営林条例（昭和32年広島県条例第19号）12条1項及び2項³⁵を根拠としている。この2つの条例のうち前者について以下述べていく。

県有財産に関する条例は①県有財産の取得、管理、処分、②营造物の設置、管理、処分、そして③県が締結する契約について定めていた。この条例の契約に関する条文には、当時の自治法96条1項9号を根拠とする普通議決を要する場合と同法243条2項を根拠とする特別議決を要する場合等があり、それぞれに内容と価格についての細かい規定がなされている。この特別議決の根拠となる自治法243条2項は、当時「財産の売却、譲渡及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する普通地方公共団体の議会の議決

³³ 「専決処分報告」という件名ではあるものの、その中に複数の案件が含まれているものがある。例えば、昭和28年6月24日定例議案の「報1 専決処分報告」には、「1 昭和27年度広島県立病院費歳入歳出予算追加（別紙1）、2 昭和28年度広島（県）立医科大学歳入歳出予算追加（別紙2）、3 広島県起債並びに其の方法利息の定率及び償還方法中更正（別紙3）、4 広島県議会の議員の各選挙区において選挙すべき数を定める条例の一部改正条例の改正条例（別紙4）、5 広島県税条例の一部改正条例（別紙5）」という5件の案件が含まれている。このような事例は見られるものの、表の作成にあたっては議案番号から件数を出している。

³⁴ 県有財産、营造物及び契約に関する条例（昭和33年広島県条例第45号）より以下抜粋（契約締結の特例）

第三十二条 知事は、第二十七条及び第二十八条に掲げる契約で急施を要するものがあると認める場合においては、法第七十九条の規定により処分することができるのほか、第二十七条、第二十八条及び前条の規定にかかわらず、議会の議決を経ないでこれを締結することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を締結したときは、次の議会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

³⁵ 県営林条例（昭和32年広島県条例第19号）より以下抜粋

第十二条 知事は、前条第一号により、予定価格が七百万円をこえる県営林の木竹を売却する場合には、直ちに売買契約を締結しないことが県にとって不利と認められるときに限り、議会の議決を経ずに、契約を締結することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を締結した場合には、当該契約について、当該契約を締結した後最初に開かれる議会に報告し、その承認を求めなければならない。

で条例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。」と規定されていた。

そして普通議決を要する契約で急施を要するものは議会の議決を得ないで締結することができるという例外、つまり契約の特例（上述の32条）についての定めがあり、その場合には議会への報告と承認を行うこと規定している。これにより条例を根拠とする報告がなされている。

本条例の前身は広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和27年広島県条例第24号）であり、その条文を確認すると、契約の特例の範囲が単純議決だけでなく特別議決にも及んでいたという違いはあるものの、特例自体は県有財産に関する条例で新設されたものではないことがわかる³⁶。ただし、今回確認した限りでは昭和27（1952）年の条例に基づく報告は昭和33（1958）年の1件のみとなっている³⁷。その一方で、昭和34（1959）年以降、報告は法179条及び法180条の他、主に県有財産に関する条例の規定が運用される事例を確認することができるのである。

2-3 条例の整備と地方自治法の改正

2-3-1 条例の整備

上述した条例の規定を根拠とする報告が見られるのは昭和38（1963）年までとなっている。これは同年に公布された地方自治法の一部を改正する法律（昭和38年法律99号）により条例が整備されたことに起因する。以下では、法改正に伴う条例の制定と改廃についてみていく。

³⁶ 広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和27年広島県条例第24号）より以下抜粋
（契約の特例）

第二十三条 第十八条から第二十一条までに掲げる契約で急施を要するものがあると認めるときは、法第七十九条の規定により処分することができる場合の外、知事は、前条の規定にかかわらず議会の議決を経ないでこれを締結することができる。2 知事は、前項の規定による処置については、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

³⁷ 本報告は昭和27年広島県条例第24号を根拠とするものの、議案書に記載される件名は地方自治法を根拠とする報告と同様に「専決処分報告」となっている。昭和34（1959）年以降条例を根拠とする報告についての件名は本文中で述べた通りである。また「専決処分報告」という件名は、議案書に掲載される報告については昭和36（1961）年以降、報告事項に掲載されるものについては昭和39（1964）年以降、他の議案と同様に案件を表す件名へと変わっていく。

法律が改正された翌年の昭和39（1964）年2月29日付の広島県定例県議会の議案書（その2）には104件の議案が記載され、そのうち改正された自治法の施行を提案理由とする議案は64件に上った。その中には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案（県第50号議案）及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例案（県第51号議案）等が含まれている。前者の条例案は全3条から構成され、議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分について規定している³⁸。従来契約について定めていた県有財産に関する条例と比較してとても簡潔な内容となり、普通議決や特別議決という区別や契約の特例に関する規定もなくなる。

また後者の県第51号議案は、法改正により物品が財産の範囲に含まれたことに伴い、先の県有財産に関する条例で定めていた普通財産に関する規定と物品の無償貸付及び譲与等に関する条例（昭和33年広島県条例第46号）とを一本化して単独の条例として制定されたものである。また財産の取得、管理、処分に関する基本的事項は、地方自治法及び同施行令で規定されたため、県有財産に関する条例は廃止するとされた³⁹。提出された議案にはその附則で県有財産に関する条例及び物品の無償貸付及び譲与等に関する条例を廃止するとある。尚、この2月定例会に提出された条例案を審議した法制審議会の概況を記した文書には、先の県第50号議案及び51号議案について1つの条例にできないかという意見もあったが、条例の根拠条文が異なること、条例の

³⁸ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）

（この条例の趣旨）

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格一億円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第三条 地方自治法第九十六条第一項第七号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附則 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

³⁹ 「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例案」(S01-94-63『法制会議（法制審議会）』)

性格の範疇が異なるという理由から別個の条例にすることとした、とある⁴⁰。

上記の2つの条例が制定され整備された結果、条例を根拠とする報告は見られなくなり、契約の締結及び財産の取得に関して報告が行われる場合は自治法179条或いは同法180条を根拠とする専決処分が適用されている。

2-3-2 地方自治法の改正

上記の条例の制定及び改廃は自治法の改正によって議会の議決事項が変更されたことによるものである。議決事項に関しては、自治法制定以降も何度か改正が重ねられている。そのうち財産の取得や契約の締結等に関して、改正の流れを見ていきたい。

まず昭和23（1948）年の改正（昭和23年法律第179号）の際に議会の権限を拡充する措置として議決事項を規定する96条に「条例で定める財産の取得又は処分及び营造物の設置又は処分をすること。」（96条1項7号）及び「条例で定める契約を結ぶこと。」（同条1項9号）という規定が新設される。また、この改正時には普通地方公共団体が財産を売却する等の場合に競争入札に付すこととその例外について規定した同法243条に、先の条例の特別議決の根拠である2項も加えられている。

次に昭和31（1956）年の改正（昭和31年法律第147号）では、同法96条1項7号及び9号中「条例で定める」の下に「重要な」が、同法243条2項の「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改められた⁴¹。

そして先の昭和38（1963）年の改正では96条のうち9号は「その種類及び

⁴⁰ 「法制審議会の審議の概況（昭和39年2月県議会分）」（前掲注39）

⁴¹ この改正は「財産の取得契約の締結等の執行事務は、元来執行機関において処理することを建前とするが、特に大規模な財産の取得、金額の異常に高い契約の締結等それぞれの団体の実情に則して執行機関の処理に委ねることを適当としない条例で定める特別の場合に限り、個別の議会の議決を経べきものである旨を明瞭ならしめたもの」と説明されている。また243条についても「その法意は第96条の場合と同じく、特に実質的な変更はないものであること。ただし、今回の改正を契機に、当該条例を再検討し、事務運営の合理化を図ることが望ましい」とされた。（『地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に関する件（通知）（抄）』『地方自治法等の都道府県議会関係を中心とした改正経過の概要』（http://www.gichokai.gr.jp/keika_gaiyo/））

金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」(96条1項5号)と改められた。この年の改正は、府県制、市制、町村制のものを踏襲していた地方財務制度の改正と地方開発事業団制度の創設が主な内容であった。また財務組織に関する制度の整備も行われ、議会、首長、出納長・収入役のそれぞれの権限が整理された。そのうち、議会に関しては重要な契約の締結、財産の取得又は処分について議会の関与の合理化が図られた⁴²。その趣旨は、契約の締結は予算執行面の仕事であり責任を明確にする意味において長に任せたいほうが良いとする地方財務会計制度調査会（会長：田中二郎東京大学教授）の答申に対し、議会の議決事項からは外さずに、従来条例に任せていた契約などの程度について政令で合理的な基準を定めるといったものだったという⁴³。

この改正後、先の昭和39（1964）年2月定例会のうち3月9日に行われた代表質問で松浦数人議員（自民党議員会）は「(前略) 特別多数議決が大幅に削減され、請負契約、不動産の取得、売買等が普通議決となり、議会の権限の後退で戒飭しなければならない気がする」と発言している⁴⁴。

法改正による条例への影響は既に述べてきたが、先の県有財産に関する条例は昭和33（1958）年9月定例会で昭和27（1952）年に成立した広島県財産、営造物及び契約に関する条例の全部を改正する条例案として提出されたものである。2つの条例には前後の接続があるのに対し、昭和39（1964）年の改正では廃止され、新たな条例が新設された。このような違いからも、議案書に掲載される議案の件数とともに、法改正の影響の大きさを伺い知ることができる。

現在整理している資料が作成された昭和20～30年代は新たな地方自治制度の形成過程であり、昭和40（1965）年以降になると高度経済成長など社会環境の変化に対応するために、確立された制度の修正が行われたとされる⁴⁵。その一部であるものの、法制度の整備と変化の影響を資料から確認することができた。

⁴² 曾我謙悟「I 高度成長期の地方自治」（小早川光郎他編『史料日本の地方自治第3巻 地方自治の発展と変容』学陽書房、1999年、15頁）

⁴³ 小西・前掲注2、193頁、及び第43回国会参議院地方行政委員会第19号昭和38年5月14日の佐久間彊自治省行政局長の答弁（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/104314720X01919630514/17>）

⁴⁴ 前掲注24、1087頁

⁴⁵ 前掲注42、3-17頁

おわりに

本論で取り上げた県議会の資料とは執行機関である知事と議事機関である議会の双方の役割及び権限から作成されるものであり、それらは議会の中で行われる審議の全容を検討する上では不可分のものである。しかし行政資料として整理する際には各資料を1件毎に登録していくため、県議会の資料だけで考えた際、全体の所蔵状況や資料間の関係性がわかりにくい状況となっている。ただし従来の方法で既に登録されている資料や県議会の以外の行政資料に登録される資料との兼ね合いから、登録方法を変更することが上記に挙げた課題の解決にすぐにつながるものでもないと考えている。

そのため本論において、行政資料に登録される資料のうち県議会に関する資料の所蔵状況を示すことで上記の点を補うとともに、資料が作成される根拠やその形式的な変化を整理することでその価値を再度検証し、利用に資する情報を提供することが執筆の動機であった。

当館には明治期からの県議会文書が広島県議会事務局から寄託されている⁴⁶。所蔵の確認ができた資料の種類は一部に留まったものの、今回の整理によって行政資料として登録されてきた昭和23（1948）年以降の資料を補完することにつながり、広島県における明治期から続く議会の活動の記録を充実することができた。特に議案書は、県議会に提出された議案の内容を確認できる貴重なものだと考えている。

また議案書の形式的な変化を見ていく中で報告事項に焦点を当てることで、この時期の特徴として報告件数の増加と条例の運用、また法改正とその影響についても述べた。これによりこの時期に見られる県議会資料の諸相の一端を示すことができたのではないかと考えている。

その一方で、資料の形式的な変化の理由については明らかにできておらず、また議案や報告の具体的な内容を考察するに至らなかった。そのため、本論で述べたこの時期の報告件数の増加の原因や社会情勢の影響、特に広島県の当時の状況等についての検証は今後の課題としていきたい。

議案の1件1件の内容はとても簡潔である。しかし、そこから掘り下げて

⁴⁶ 前掲注3

いくと当時の広島県の県政の動きや地域情勢などを読み解いていける資料の一つだと考えている。引き続き資料の収集と整理に尽力していきたい。現在整理の途中ではあるものの、本論の執筆の機会を得たことが多少なりとも当館の取組や所蔵資料の周知につながるとともに、幅広い利用者の調査の一助になれば幸いである。

最後になるが、本論の執筆にあたっては家族から多大な協力を得た。この場を借りて感謝の意を示したい。

（たけだ ちあき 文書等整理従事員）

(表1) 昭和35年12月定例議会の議案書等に記載される議案の一例

	掲載資料	議案番号	議案名	根拠法令	主な記載事項
1	議案2	県第135号議案	起債について	-	起債目的及び金額、起債時期、借入先、借入方法、利率、償還方法、償還財源、提出日、知事名
2	議案2	県第140号議案	広島平和記念都市建設計画及び祇園都市計画大芝地区土地区画整理に関する条例の一部を改正する条例	-	提出日、知事名、条例案、題名、改正内容、附則、提案理由
3	議案2	県第141号議案	予算外義務負担について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項	提出日、知事名、工事代金、工事代金支払時期、提案理由
4	議案2	県第150号議案	広島県立学校の設置について	県有財産、営造物及び契約に関する条例(昭和33年広島県条例第45号)第23条	提出日、知事名、設置する学校の名称、位置、設置年月日、備考、提案理由
5	議案2	県第151号議案	財産の取得について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第23条	提出日、知事名、取得する財産の明細(所在、種別、構造、数量)、所有者、取得の方法、提案理由
6	議案2	県第153号議案	財産売買契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第28条	提出日、知事名、購入する財産の明細等(所在、財産の種別、地積、相手方、予定価格)、契約条項、提案理由
7	議案2	県第154号議案	損害賠償について	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第20条	提出日、知事名、損害賠償金額、提案理由
8	議案2	県第155号議案	積雪寒冷単作地帯農業振興計画について	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和26年法律第66号)第4条第2項の規定により準用する同法第3条第2項	提出日、知事名、別冊、提案理由 ※別冊については議案中に掲載されていない
9	議案2	報第32号	工事請負契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第32条第1項、同条第2項	提出日、知事名、請負金、請負者、工期、契約条項、提案理由

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

	掲載資料	議案番号	議案名	根拠法令	主な記載事項
10	報告事項	報第 33 号	専決処分報告	地方自治法第 180 条 第 1 項、同条第 2 項	提出日、知事名、別紙（昭和 35 年度広島県歳入歳出予算追加）
11	報告事項	報第 35 号	専決処分報告	地方自治法第 180 条 第 1 項、同条第 2 項	提出日、知事名、所属未定地の市町村の区域への編入について、埋立の位置、面積、編入先の市町村、参考事項
12	追加議案 3	追県第 51 号議案	訴の提起について	地方自治法第 96 条第 1 項	提出日、知事名、原告、右代理人、被告、訴訟物の価額、請求の趣旨、請求の原因、証拠方法、管轄裁判所、提案理由
13	追加議案 3	報第 36 号	専決処分報告	地方自治法第 179 条 第 1 項、同条第 3 項	提出日、知事名、債権者、右代理人、債務者、債権の表示、仮差押をなすべき財産の表示、申請の趣旨、管轄裁判所、提案理由
14	追加議案 4	追県第 53 号議案	県有財産の貸付及び物品の譲渡について	地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条第 1 項	提出日、知事名、貸付けようとする財産及び譲渡しようとする物品の表示（別紙目録）、賃貸料及び譲渡する額、相手方、賃貸借契約期間、提案理由
15	追加議案 4	追県第 54 号議案	不動産交換契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第 30 条	提出日、知事名、交換により取得する不動産の表示、交換により処分する不動産の表示、契約の相手方、提案理由
16	追加議案 4	追県第 56 号議案	広島県人事委員会の委員選任の同意について	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条第 2 項	提出日、知事名、氏名、住所、提案理由
17	追加議案 4	追県第 57 号議案	広島県取用委員会の委員任命の同意について	土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 52 条第 3 項	提出日、知事名、氏名、住所、提案理由

(表2) 所蔵一覧

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和20	臨時	2										
	通常	12	○									
昭和21	臨時	9										
	臨時	10										
	臨時	11										
昭和22	県参事会	3										
	定例	5										
	定例	7										
	定例	9										
	臨時	11										
	定例	12										
昭和23	定例	2	○									議案書の表紙には昭和22年2月27日とあるが、議案提出日が昭和23年2月27日となっていることから昭和23年2月定例会の議案書として記載した。
	定例	3	○	○								
	臨時	4	○									
	定例	5	○									
	定例	7	○									
	臨時	8	○									
	定例	10	○									
	定例	11	○									
	定例	12	○									
	昭和24	定例	2	○								
定例		3	○	2冊								
定例		6	○									
臨時		8	○								○	
定例		8	○	○							○	
定例		10	○	○								
定例		12	○	○							○	
昭和25	定例	2	○	○							○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○	○							○	
	定例	7	○									
	臨時	8	○								○	
	臨時	9	○									
	定例	11	○									
	定例	12	○								○	

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和26	定例	2	○								○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○								○	
	臨時	6	○								○	
	定例	7	○	○								
	臨時	9										
	定例	10	○	○								
昭和27	定例	12	○								○	
	定例	2	○								○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○								○	
	定例	7	○								○	
	臨時	11	○								○	
昭和28	臨時	12	○								○	
	定例	2	○	○							○	
	定例	6	○									
	臨時	8	○								○	
	定例	10	○								○	
昭和29	定例	12	○									
	定例	3	○	3冊								
	臨時	4										
	臨時	5	○									
	定例	6	○									
	臨時	8										
	定例	10	○									
昭和30	定例	12	○	○								
	臨時	1										
	定例	3	2冊	3冊								
	臨時	5	○									5/14 招集の臨時会は不成立。 5/21 開会。
	臨時	5	○									5/27 開会。
	定例	6	○	○								
	定例	10	2冊									
昭和31	定例	12	○	○								
	定例	3	○	4冊								
	定例	5	○									
	臨時	6	○									
	臨時	8	○									
	定例	9	○	3冊								
	定例	12	○	○								

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和32	定例	3	○	2冊								
	臨時	5	○									
	定例	6	○									
	定例	9	○									
	定例	12	○									応招議員が定数 足に達せず不成 立
昭和33	臨時	12	○	○								
	定例	3	○	2冊								
	定例	6	○	○								
	定例	9	○	3冊								
昭和34	定例	12	○	3冊								
	定例	2	1～2	3～6								
	臨時	5	1					○				
	定例	6	1～2	3～4								
	定例	9	1～2	3～5				○				
昭和35	定例	12	1～4	5～6				○				
	臨時	1										
	定例	2	1～2	3～7				○				
	定例	6	1～2	3～4								
	定例	9	1～2	3～4				○				
昭和36	定例	12	1～2	3～5				○				
	定例	2	1～2	3～9				○				
	定例	7	1～2	3～5				○				
	定例	9	1～2	3～4				○				
	臨時	11	1～2	○				○				
昭和37	定例	12	1～2	3～4				○				
	定例	2	1～2	3～8				○				
	臨時	4	○									
	定例	7	1～2	3～4				○				
	臨時	8	○									
昭和38	定例	9	1～2	3～4								
	定例	12	1～2	3				○				
	定例	2	1～2	3～5				○				
	臨時	5	1～2					○				
	定例	6	1～2	3				○				
	臨時	8	○					○				
昭和39	定例	9	1～2	3				○				
	定例	12	1～2	3				○				
	定例	2	1～2	3～5				○	○			
	定例	6	1～2		○			○				
	定例	9	1～2		○							
昭和39	定例	12	1～4	5～6	2,4			○				

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和40	定例	2	1～2	3～5	○	○			○			
	定例	7	1～2	○	○			○				
	臨時	8	1～2									
	定例	9	1～2	○	○			○	○			
	定例	12	1～2	○	○			○		○		
昭和41	定例	2	1～2	3～8	○	○		○				
	臨時	5	○		○			○				
	定例	7	1～2	3	○			○				
	定例	9	1～2	3	○	○		○	○	○		
昭和42	定例	12	1～2	3～4	○			○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	○		○	○	○		
	臨時	5	1～2		2冊			○		○		
	定例	6	1～2		○			○		○		
	臨時	8	○					○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
	臨時	11	○					○				
昭和43	定例	12	1～2	3	○	○		○	○	○		
	定例	2	1～2	3～5	○	○		○、追加	○	○		
	定例	6	1～2		○			○		○		
	定例	9	1～3		1～2			○	○	○		
昭和44	定例	12	1～2	3	○	○		○		○		
	定例	2	1～3	4～5	1～2	○		○	○			
	定例	6	1～4		1～2	○		○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
	臨時	10	1～2		○					○		
昭和45	定例	12	1～3	4～5	1～2	○		○		○		
	定例	2	1～2	3～4	○	○		○	○	○		
	臨時	5	○		○	○		○		○		
	定例	6	1～3		○			○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
昭和46	定例	12	1～2		○			○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	1～2		○	○			
	臨時	5	1～3	4	1～3			○				
	定例	7	1～2		○			○				
昭和47	定例	9	1～2	3	○			○	○			
	定例	12	1～2		○			○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	1～2		○	○	○		
	定例	6	1～3	4	1～2	1～2		○		○		
	臨時	7	○							○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
昭和47	臨時	10	1～3		1～2					○		
	定例	12	1～2		○			○		○		

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和48	定例	2	1～3	4～8	1～2	1～2	○	○	○		
	定例	6	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	定例	9	1～2	3～5	○	1～2	○	○	○		
	臨時	11	1～2		○		○		○		
	定例	12	1～3		1～2		○		○		
昭和49	定例	2	1～2	3～7	○	1～3	○	○	○		
	定例	5	1～2	3～4	○	1～2	○	○	○		
	定例	9	1～3		1～2		○	○	○		
	定例	12	1～3	4～5	1～2	1～2	○		○		
昭和50	定例	2	1～2	3	○			○	○		
	臨時	5	1～2		1～2		○		○		
	定例	6	1～3		1～2		○		○		
	定例	10	1～2		○		○	○	○		
昭和51	定例	12	1～4	5	1～2	○	○	○	○		
	定例	2	1～3	4～5	1～2	○	○	○	○		
	定例	6	1		○		○		○		
	定例	9	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
昭和52	定例	12	1～4	5	1～2	○	○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	○	○	○	○		
	定例	6	1～3	4	1～2	○	○	○	○		
	定例	9	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
昭和53	定例	12	1～3		1～2		○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	1～2	○	○	○		
	定例	6	1～2	3	○	○	○		○		
	定例	9	1～3		○		○	○	○		
昭和54	定例	12	1～2		○		○		○		
	定例	2	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	臨時	5	1～2		1～2		○		○		
	定例	6	○		○		○		○		
昭和55	定例	9	1～2		○		○	○	○		
	定例	12	1～3	5	1～2		○		○		
	定例	2	1～3	4～5	1～2	○	○	○	○		
	定例	6	○	2	○	○	○		○		
昭和56	定例	9	1～3	4	1～2	○	○	○	○		
	定例	12	1～2		○		○		○		
	定例	2	1～2	3～4	○	○	○	○			
	定例	6	1～2		1～2		○				
昭和57	定例	9	1～2	3	○	○	○	○			
	定例	12	1～2	3	1～2	○	○				
	臨時	10	○		○		○				
	定例	12	1～2	3～5	○	1～2	○				
昭和57	定例	2	1～4	5～6	1～3	○	○	○			
	定例	6	1～2	3	1～2	○	○				
	定例	9	1～2	3	○	○	○	○			
	臨時	11	○				○				
定例	12	○		○		○					

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和58	定例	2	1～3	4～6	1～2	1～2	○	○			
	臨時	5	1～2		1～2		○				
	定例	6	○		○		○				
	定例	9	1～2		○		○				
	定例	12	1～2	3	○	○	○				
昭和59	定例	2									
	臨時	5									
	定例	6									
	定例	9									
	定例	12									

- ・ 本表は当館に行政資料として登録されている資料と現在整理中の資料との所蔵状況を確認して作成したものであり、その他の資料区分（行政文書等）の確認は行っていない。また重複資料の情報までは掲載しておらず、あくまで昭和20年以降の所蔵状況を示すことを目的としたものである。尚、昭和20～22年の資料は県議会文書（S03-93-）にも一部所蔵されている。当該部分については『広島県立文書館収蔵文書目録 第2集』（広島県立文書館編、1994年、139頁）を参照されたい。
- ・ 会議の種類及び開催月については広島県議会から刊行されている『広島県議会史』及び『広島県議会史統編』から確認を行った。
- ・ 所蔵の確認ができたものは「○」、冊数が複数あるもの（重複ではない）は「～冊」、表紙に巻次の記載があるものは数字で表記している。尚、昭和34年以降の議案書と追加議案書の表紙の巻次は通し番号で記載されている。
- ・ 行政資料の中には議案書だったものを議決録としたものも確認される。ただし、それらについては本表の「議決録」には含めていない。

(表3) 昭和23年～40年の議案書及び報告事項に見られる報告件数の推移と内訳

年	報告件数	報告の内訳			専決処分・条例の内訳		掲載資料	備考
		専決処分	承認・報告 条例による	計算書 継続費繰越	根 ※1、 2 抱	根拠別 件数		
昭和23 (1948) 年	3	2	—	1	179条	2	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和24 (1949) 年	4	3	—	1	179条	1	議案書	
					180条	2	議案書	
					条例	—	—	
昭和25 (1950) 年	2	1	—	1	179条	—	—	
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和26 (1951) 年	1	—	—	1	179条	—	—	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和27 (1952) 年	3	2	—	1	179条	1	議案書	
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和28 (1953) 年	4 (3)	3	—	—	179条	2	議案書	報告4件のうち1件(昭和28年6月定例県議会「報3 専決処分報告」)は掲載の資料が所蔵されておらず未確認
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和29 (1954) 年	4	3	—	1	179条	3	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和30 (1955) 年	9 (8)	5	—	3	179条	5	議案書	報告9件のうち1件(昭和30年1月臨時県議会「報1 専決処分報告」)は掲載の資料が所蔵されておらず未確認
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和31 (1956) 年	4	3	—	1	179条	3	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和32 (1957) 年	8	7	—	1	179条	4	議案書	昭和32年12月定例会は流会となり、12月臨時会に提出されたものと議案番号が重複している。重複分については件数に含めていない。
					180条	3	議案書	
					条例	—	—	
昭和33 (1958) 年	7	6	1	—	179条	1	議案書	
					180条	5	議案書	
					条例	1	議案書	
昭和34 (1959) 年	13	9	3	1	179条	7	議案書	
					180条	2	報告事項	
					条例	3	議案書	

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	報告件数	報告の内訳			専決処分・条例の内訳		掲載資料	備考
		専決処分	承認・報告 条例による	継続費繰越 計算書等	根 ※1 2 拠	根拠別 件数		
昭和 35 (1960) 年	37 (36)	24	12 (11)	1	179 条	7	議案書	報告 37 件のうち 1 件（昭和 35 年 12 月定例県議会「報 37 県営林の立木売買契約の締結について」）は掲載の資料が確認できていない
					180 条	17	報告事項・議案書	
					条例	12 (11)	議案書	
昭和 36 (1961) 年	33	23	9	1	179 条	6	議案書	
					180 条	17	報告事項	
					条例	9	議案書	
昭和 37 (1962) 年	35	20	14	1	179 条	11	議案書	
					180 条	9	報告事項	
					条例	14	議案書	
昭和 38 (1963) 年	49	40	8	1	179 条	11	議案書	
					180 条	29	報告事項	
					条例	8	議案書	
昭和 39 (1964) 年	16 (18)	15 (17)	—	1	179 条	4	議案書	報告 16 件のうち報第 13 号には枝番号が取られている。() にはそれを含めた件数を記載した。
					180 条	11 (13)	報告事項	
					条例	—	—	
昭和 40 (1965) 年	26	22	—	4	179 条	9	議案書	
					180 条	13	報告事項	
					条例	—	—	

※1「根拠」の欄に記載に「179 条」「180 条」は地方自治法の条項をさす。

※2「根拠」の内訳にある「条例」に該当するものは広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和 27 年広島県条例第 24 号）、県有財産、営造物及び契約に関する条例（昭和 33 年広島県条例第 45 号）、県営林条例（昭和 32 年広島県条例第 19 号）となっている。

- ・本表作成にあたっては、行政資料中の議案書等と『広島県議会史』（第 5 巻、第 6 巻、続編第 1 巻）を確認することで報告件数を出している。そのうち、議案番号は確認できたものの当該事件が掲載される資料が所蔵されていない等の理由で内容が確認できていないものもある。内容の確認ができた件数については報告件数中に（ ）で表記するとともに、備考欄にその旨記した。また『広島県議会史』には「報告事項」に記載される報告については件数のみ掲載されるため、その場合は当館所蔵の資料のみの確認となっている。
- ・「専決処分報告」という件名ではあるものの、実際には複数の案件が含まれているものがある。例えば、昭和 28 年 6 月 24 日の定例議会議案の「報 1 専決処分報告」には、「1 昭和 27 年度広島県立病院費歳入歳出予算追加、2 昭和 28 年度広島（県）立医科大学歳入歳出予算追加、3 広島県起債並びに其の方法利息の定率及び償還方法中更正、4 広島県議会の議員の各選挙区において選挙すべき数を定める条例の一部改正条例の改正条例、5 広島県税条例の一部改正条例」という 5 件の案件が含まれている。このような事例は見られるが、本表作成にあたっては議案番号から件数を出している。

広島藩家老知行地における黄紙公用紙について —和田家文書の免状の事例を通して—

石川良枝

【要旨】広島藩では、藩主浅野家が公用紙を「淡茜色」に染めたのに対し、家老知行地では黄色に染めた公用紙が使用された。しかしながら、その黄色の公用紙の紙種や使われ始めた時期などについて、詳しいことは分かっていない。本稿では、家老上田家の知行地である佐伯郡小方村の免状とその包紙を調査し、黄色の公用紙の形状や紙種、および出現時期などの基礎的情報を整理したい。

- 1 はじめに
 - 1-1 本稿の目的
 - 1-2 黄紙公用紙に関する記述の整理
- 2 黄紙公用紙の料紙の特定
- 3 免状の料紙の変遷と黄紙公用紙の出現時期
 - 3-1 佐伯郡小方村と高宮郡桐原村の免状の料紙
 - 3-2 黄紙公用紙の出現の背景
- 4 家老知行地における黄紙公用紙の使用例
- 5 おわりに

1 はじめに

1-1 本稿の目的

筆者は、令和3年6月から「和田家文書」(201804)の整理と目録作成を担当し、令和5年10月にその作業を終了した。和田家は藩主浅野家(以下、本藩とする)所轄の割庄屋と家老上田家の知行地の頭庄屋¹を兼任していたため、同家の文書には二色の公文書料紙(以下、公用紙とする)が含まれる。一つは本藩の「淡茜色」²の公用紙(以下、茜色公用紙とする)であり、もう一つは上田家知行地の黄色の公用紙(以下、黄紙公用紙とする)である。

¹ 寛永期にあった大庄屋という名称が、正徳新格廃止後、家老知行地では頭庄屋となったという説がある。村方役所から任命され、本藩における割庄屋のような役割を果たす。

² 『芸藩志拾遺 六』によると享保6年(1721)、「官の用紙は淡茜色に着色製出せし」とあり、薄赤色の公用紙が誕生したことが分かる(『広島県史 近世資料編 I』375頁上段)。

筆者は、平成30年から本藩の公用紙について調査・研究を行ってきた。そして、本藩では諸口紙と半紙という二種類の料紙を、①藩庁発給文書（下達文書）は「淡茜色」に染めたこと、②藩士作成文書（上達文書）は無染色のまま使用していたこと、③重要かつ長期保存文書は諸口紙、当座あるいは副次的な文書や包紙には半紙を用いていたことなどを明らかにした³。本藩の公用紙については享保年間に様々な規定が明文化され、公文書の授受者の身分格式、色、用途別の料紙の種類が定められている。しかしながら、家老知行地における黄紙公用紙に関しては、料紙の種類、使われ始めた時期や契機、どのような用途に使用されたのかなど、様々な点が明らかになっていない。

そこで、本稿では以下のように黄紙公用紙についての調査を進め、基礎的情報を明らかにすることを目的としたい。まず次項では、黄紙公用紙がこれまでどのように理解されてきたのか整理する。第2節では、料紙調査によって黄紙公用紙の種類を特定する。第3節では、佐伯郡小方村の免状の料紙を対象として、その時代的変遷を追い、黄紙公用紙の出現時期を明らかにする。その際、本藩の明知・給知である高宮郡桐原村の免状の料紙と比較しつつ、黄紙公用紙が登場した契機を検討したい。第4節では「和田家文書」の整理から、現段階で分かっている黄紙公用紙の使用例を検討し、家老知行地において本藩の茜色公用紙との使い分けがどのようであったか考察していきたい。

1-2 黄紙公用紙に関する記述の整理

家老知行地の黄紙公用紙に関する先行研究は極わずかである。管見の限りでは、西村晃「広島藩家老東城浅野家給知とその文書」⁴の中で、家老知行地における黄紙公用紙に言及しているのが最初である。同論文では、東城浅野家が「藩の公用紙が茜色に染められているのに対して、山吹色に染められた紙を使用している。」とし、「なお、東城浅野家の村方役所が発給する文書に使われる山吹色に染められた紙は、同じ家老である上田家の村方役所が発給する文書にも使われている。三原浅野家の役所を含めて、家老の村方役所が使用する料紙は研究の余地がある。」と課題を述べている。

³ 石川良枝「諸口紙に関する一考察」(『広島県立歴史博物館研究紀要』第21号、2019年)、石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」(同紀要第22号、2020年)がある。

⁴ 『広島県立文書館紀要』第12号(2013)、22～40頁。

また、頼山陽史跡資料館の令和3年度企画展「ひろしま紙ものがたり」図録⁵では、「着色した公用紙は、家老上田家や東城浅野家などでも使用された。両家では、知行地内で用いる公用紙を黄色に染め、藩の公用紙と区別した。」と紹介している。

いずれも、家老知行地における黄紙公用紙の存在に触れ、それらが村方役所から発給された文書に使用されていることを述べるにとどまり、この公用紙の基礎的情報が十分であるとは言い難い。例えば、筆者が「和田家文書」で確認したところ、文書本体と包紙に、サイズの異なる二種類の黄紙公用紙が使われている。

このように、広島藩では染紙を用いた公文書システムが、本藩・家老知行地の双方において構築されていたことが大きな特徴である。それらが各々どのように機能していたか、またどのように両者が関連していたのかを解明するためにも、次節以降でこの黄紙公用紙について料紙の種類や出現時期などを明らかにしていきたい。

2 黄紙公用紙の料紙の特定

「和田家文書」に伝存する黄紙公用紙にどのような種類の料紙が使われているのか明らかにするため、同文書の「免状」⁶とその包紙を対象として、以下のように料紙調査を行った。なお、これらを対象史料とした理由は、①免状は縦紙貼継形態であるため、第2紙等で料紙のフルサイズを測ることが可能であること、②包紙も全紙一枚を使用しているため、免状と同様に一紙の計測が正確にできる、という利点があるためである。

【料紙調査方法】

- (1) 料紙の縦・横寸法（mm）、厚さの計測（mm、各辺3か所計測、小数点以下第4位を四捨五入し平均値を算出）。
- (2) 簀目本数（1寸当たり⁷）と、糸目幅（mm）の計測（3か所計測、小数点以下第2位を四捨五入し平均値を算出）。
- (3) 肉眼及び100倍の小型顕微鏡による観察、白色LEDパネルライトを用いた透過光観察による簀目・糸目・刷毛目・板目、繊維の種類や填料の有

⁵ 頼山陽史跡資料館展示図録第32冊（2021）、31～36頁。

⁶ 年貢米の税率を記したもの。毎年4～5月に各村へ下付された。

⁷ この計測の場合、1寸は30mmとする（寸寸を換算する場合は30.3mm）。

無、非繊維物質や繊維束の観察。

【料紙評価の表記】

形状の大判・中判・小判は縦が1尺1寸以上のものを「大判」、9寸～1尺1寸未満のものを「中判」、9寸未満のものを「小判」とする。また、厚さは0.10～0.12mm程度を「中口」として基準とし、0.12mm以上を「厚口」、0.10mmに満たないものを「薄口」と表記する。填料である米粉の量⁸は、「多」、「普通」、「少」等で表現した。

上記の調査結果を表1にまとめた。以下、この表に従って免状と包紙の料紙の違いを述べていきたい。

表1 小方村の免状と包紙の料紙調査表

No.	和暦 (西暦)	史料 名	繊維 判定	色	サン グレン ブ所り	縦 (mm)	横 (mm)	厚 平均 (mm)	黄 目 本 数	糸 目 幅 (mm)	黄 目 目 立	糸 目 目 立	非 織 維 物 質	樹 皮 片	織 維 束	ム ラ	填 料 ・ 量	硬 さ	備 考 1
1	宝暦7 (1757)	免状	楮	黄色	第2紙	270	419	0.11	18	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-10
2	天明8 (1788)	免状	楮	黄色	第2紙	285	417	0.10	15	39.5	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-31
3	寛政6 (1794)	免状	楮	黄色	第2紙	280	420	0.107	18	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-3
4	文化14 (1817)	免状	楮	黄色	第2紙	285	418	0.098	18	46.5	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-28
5	文政13 (1830)	免状	楮	黄色	第2紙	290	423	0.10	18	44.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	普通	和田家文書 No.257-2
6	宝暦7 (1757)	包紙	楮	黄色	全紙	245	340	0.07	24	44.8	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-10
7	天明8 (1788)	包紙	楮	黄色	全紙	237	338	0.082	21	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	柔	和田家文書 No.257-31
8	寛政6 (1794)	包紙	楮	黄色	全紙	240	337	0.074	24	47.3	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	柔	和田家文書 No.257-3
9	文化14 (1817)	包紙	楮	黄色	全紙	243	345	0.091	24	46.2	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-28
10	文政13 (1830)	包紙	楮	黄色	全紙	240	342	0.08	24	45.1	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-2

まず、両者の縦横の寸法の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）、および厚さの平均値は下に示した通りである。

〔免状〕 縦 282.0mm（最大290、最小270）
横 419.4mm（最大423、最小417）
厚さ 0.103mm（最大0.110、最小0.098）
〔包紙〕 縦 241.0mm（最大245、最小237）

⁸ 相対的ではあるが、杉原紙のように繊維周辺に多量に確認できるものを「多」とし、容易に確認できるが杉原紙ほどではない量を「普通」、それ以下のものを「少」「極少」「無」の3通りで表現することとした。

横 340.4mm（最大345、最小338）

厚さ 0.794mm（最大0.091、最小0.07）

まず、上記の寸法を文化8年（1811）の「御紙蔵諸紙定寸之覚」⁹（以下、「文化8年定寸表」とする）に照らし合わせると、包紙は半紙（約250mm×350mm）に近似した。免状は、諸口紙（約290mm×465mm）の縦の寸法とほぼ一致するものの、横の長さが40mmほど狭かった。『広島県史』には、家老上田知行地での紙専売制が藩と競合することのないように、「漉紙の寸法も、藩の紙蔵へ上納する紙の大きさよりも縦三步、横五歩狭くすると規制している」¹⁰と述べられている。仮に、横の寸法を本藩の諸口紙の95パーセントとすると約440mmとなるが、それでもなお免状の横の長さの最大値は423mmであるため約20mm狭い。厚さは免状・包紙とも、筆者が調査した本藩の諸口紙・半紙の平均値と近似した。以上から形状に関しては、免状の料紙が「中判・中口」、包紙の料紙は「小判・薄口」と評価できる。

次に、形状以外の項目を見ていきたい。

- ① 免状・包紙はともに簀目と糸目が透過光で明瞭に観察される。
- ② 簀目の1寸当たりの本数は、免状が15～18本で簀管を用いたと推測される。包紙は21～24本で竹簀を使用していると思われる。
- ③ 糸目幅の平均値は免状・包紙ともに45mm前後で、本藩の諸口紙・半紙の平均値と近似する。
- ④ 免状・包紙ともに填料として米粉が添加されていた。その量は普通～少であり、諸口紙と半紙の填料の種類・量に合致する。
- ⑤ 免状・包紙ともに、板干しの際に刷毛で空気を抜く「刷毛目」跡が裏面に観察される。
- ⑥ 料紙色は黄色であり、色の濃さには幅があった。染料は黄檗（きはだ）を用いたと思われる。

これらの結果を総合的に勘案すると、免状の横の長さが狭いという問題があるものの、料紙の種類は免状が諸口紙、包紙は半紙という比定が妥当と思われる。以下、暫定的に免状の料紙を「黄諸口紙」、包紙の料紙を「黄半紙」と呼ぶこととし区別したい。

⁹ 『広島県史 近世資料編Ⅳ』100～104頁。

¹⁰ 『広島県史 近世1』335頁、出典は『芸藩志拾遺 六』とする。

3 免状の料紙の変遷と黄紙公用紙の出現

この節では免状の料紙の推移を見ながら、黄紙公用紙が使われ始めた時期を探っていきたい。免状は、本藩の郡役所や家老知行地の村方役所から、江戸時代中後期の長期にわたって発給され続けた文書であり、料紙の時代的変遷が観察しやすいという長所を備えている。

3-1 佐伯郡小方村と高宮郡桐原村の免状の料紙

「和田家文書」に伝存する佐伯郡小方村の免状は、元禄7年(1694)から慶応元年(1865)まで確認された。また小方村ほど長期間ではないものの、元禄5年(1692)から明和3年(1766)にかけて、江戸時代前期の免状がまとめて伝存するのが、本藩の明知・小給知がある高宮郡桐原村の「荒川家文書」である。この二つの村の免状¹¹に使用される料紙の変遷を表2として作成した¹²。以下、この表を参照しつつ述べていきたい。

まず、元禄7年から享保2年(1717)までの小方村の免状には、縦が約320mm、横が約480mmを測る大判の料紙が使用されていた。「文化8年定寸表」に照らし合わせると、「中長」紙(縦318mm×横485mm)に近似する。「中長」という料紙については、天明2

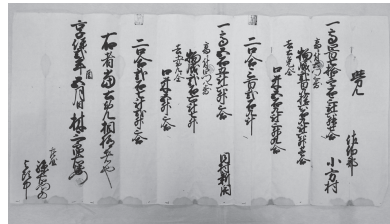


写真1 中長紙を貼継いだ免状
(小方村・享保2)

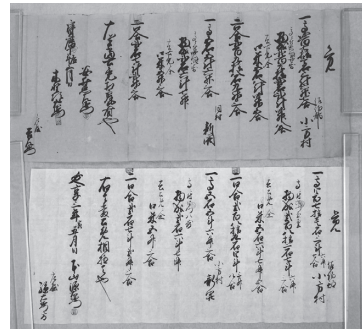


写真2
上：黄諸口紙を貼継いだ免状
(小方村・宝暦10)
下：白諸口紙の免状 (小方村・延享3)

¹¹ 「和田家文書」はNo.257-9、10、12、13、16、33、No.315-1～24、No.317-1、3、4、6～10、13、14、No.318-1～6、8、9、11～14、「荒川家文書」(広島県立文書館所蔵198902)はNo.158～218の免状を指す。

¹² 免状の横の長さが十分に計測できない史料が約半数あったため、参考として縦の長さのみを表記した。

年（1782）に触書¹³がある。これによると、宝暦7年（1757）から仙固紙（泉貨紙）としていた「通用指紙」を、紙の評判が悪いので再び中長紙に戻すよう指示がなされた。「指紙（差紙）」は一般的には役所からの召喚状であるが、広島藩の場合は切米取りの藩士への給米高を記した切手（証券）を指していた。免状も重要な証書の一つと考えると、「中長」紙という判断は妥当であろう。

続く享保3年（1718）から宝暦3年（1753）までは、比較的連続して「白諸口」という無染色の諸口紙が使用されているのが確認された。そして、小方村の免状に黄諸口紙の使用が初めて確認されるのが、宝暦7年である。ただし、前年の宝暦6年（1756）には黄半紙が包紙の料紙として用いられており、家老の知行地で黄紙公用紙が使用された年は、実質的には宝暦6年とすべきかもしれない。その後は幕末の慶応元年まで変わることなく、免状には黄諸口紙、包紙には黄半紙が使用されている。

一方の桐原村は、元禄5年（1692）から享保10年（1725）まで、断続的ではあるが上記の中長紙が使用されているのが確認された。その後、享保12年（1727）から元文2年（1737）までは白諸口紙が使われたが、翌年の元文3年（1738）から再び中長紙へと戻っている。そして宝暦5年（1755）を境に、免状の料紙は淡茜色の諸口紙（色諸口紙）へと切り替えられていった。

興味深いのは、宝暦9年（1759）だけ白諸口紙に戻っている点である。これは前年の宝暦8年4月3日に起こった、「宝暦の大火」¹⁴の影響と考えられる。この火事によって、広島城下の東部の大半が罹災し、藩の紙蔵も焼失したため、おそらく本藩の免状をはじめとする公用紙は淡茜色に染めることができなかつたと推測される。また、宝暦8年の免状は確認されないことから、免状自体発給されなかつた可能性もある¹⁵。一方で、小方村の免状にはそのような現象は見られなかつた。

したがって、この宝暦9年の白諸口紙の事例からは、① 本藩の公用紙は城下の紙蔵において一括して染色されていたと思われること、② 黄紙公用紙は城下以外の、例えば家老の知行地に設置されていた紙蔵で染められてい

¹³ 『広島県史 近世資料編Ⅲ』930頁、「指紙に中長紙使用の広島町触」。

¹⁴ 『新修広島市史 第二巻 政治編』352頁には、本藩から幕府への被災状況の報告の中に「紙蔵 二か所」が確認できる。

¹⁵ 広島県立文書館所蔵の「吉原家文書」（201703）においても、宝暦5年から免状が「淡茜色」になり、同8年・9年が欠如している点が共通する。

た可能性が高いことの二点が推量されるのである。

3-2 黄紙公用紙の出現の背景

前項では、小方村と桐原村それぞれの免状に使用された料紙の変遷の概要を述べた。両村とも元禄前期から享保前期にかけて、免状に大判の中長紙が用いられ、その後〔中長紙→白諸口紙〕と変化する。また、桐原村の場合はいったん中長紙へ戻るものの、両村は宝暦年間のほぼ同時期に、淡茜色あるいは黄色に着色した諸口紙へと移行している。本項では、それらの変化をもたらした藩政の動きを見ていきたい。

最初の変化が起こったのは、家老知行地の小方村において、免状が中長紙から白諸口紙へと切り替わった享保3年である。前年の享保2年に藩の政務統括所としての「御用達所」が城内に設けられ、政庁の機構や職制が精力的に整備されていった。それに伴い、享保3年正月には、家中における最初の公文書料紙の規定である「諸役所の料紙使用につき定」¹⁶が出され、藩役人の通常の行政文書は諸口紙と半紙の二種類とされた。この規定によって、まず先に家老知行地において、免状の料紙は大判の中長紙から、中判の白諸口紙へと簡易化されたと思われる。ただし、この時なぜ本藩は同じように免状の料紙を中長紙から白諸口紙へと移行させなかったのか疑問が残る。

続く享保12年（1727）、桐原村の免状が中長紙から白諸口紙へと変化した理由は、前年の11月から12月にかけて、家中・江戸方・寺社方・郡方・町方に至るまで広範囲に出された儉約令によるものであろう。同じく12月には、町中へ「諸用紙の使用に関する達」¹⁷も出され、政庁や役所だけではなく民間に対しても、常用紙である諸口紙・半紙を「勘定物」や「諸切手」などに使用するよう規定している。これらの儉約令を受けて、本藩も〔中長紙→白諸口紙〕という免状の料紙の格下げに踏み切ったと考えられる。

しかしながら、いったん格下げされた料紙が再び中長紙へと戻されるほど、享保20年（1735）に全藩士に対して永代禄を申渡した、藩主吉長のこの施策に対する意気込みは強かったようである。享保21年（1736）と元文2年（1737）の両年には、永代禄を実施するための「地概し」をめぐる混乱があったものの、翌3年から宝暦4年までは、藩士の家禄が永代禄とされており、これは

¹⁶ 『広島県史 近世資料編Ⅲ』395～396頁。

¹⁷ 『広島県史 近世資料編Ⅲ』527頁。

桐原村の免状が中長紙であった期間と重なる。吉長が永代禄の実施を決めたのは、家禄を保証することで、享保の飢饉や儉約で衰えた藩士の士気を高揚する意図があったようだ。そのため、藩主および武士階級の権威を高める効果を狙って、大判で厚口¹⁸の中長紙を再び採用したと思われる。

最後の変化は前述の通り、宝暦5～7年に小方村・桐原村双方とも免状が着色した諸口紙へと切り替えられたことである。繰り返しとなるが、宝暦5年に桐原村の免状が中長紙から色諸口紙へと変わり、宝暦7年には小方村の免状が白諸口紙から黄諸口紙へと変化した。このことから、次の二点が推量される。

- ① 宝暦4年に永代禄が廃止され、一時的に全知行地が代官支配となったため、本藩・家老知行地ともに免状が「諸口紙に統一」されたこと。
- ② 同じ諸口紙の免状を識別するため、色分けする工夫が講じられた（あるいは必要に迫られた）可能性があること。

上記の変化の背景として、宝暦2年（1752）に襲封した藩主宗恒による「宝暦改革」の影響が挙げられるだろう。宗恒は吉長が実施した永代禄を廃止し、固定化した家禄を俸禄へと移行させ、給知高の削減をはじめとする徹底した緊縮政策を実施した。併せて藩政機構の再編・縮小を行い、藩財政の健全化を目指して勘定所の機能が特に強化されたのである。免状以外で、宝暦年間に色諸口紙が使われ始めた例として、「配知目録」の包紙がある。「配知目録」とは、100石以上の知行取りの藩士の代替わりに際して、勘定奉行が連署で発給する家禄証書であり、中長紙よりひと回り大型の大長紙が使われている。管見では宝暦12年（1761）以降、その「配知目録」の包紙には特に色諸口紙が使われるようになった。

以上、免状の料紙の推移から藩政の変化を概観してきた。その中でもとりわけ、本藩・家老知行地の双方で、貢租関係文書である免状に対し、染紙を一斉に使用し始めた宝暦5～7年は藩財政上の重要な画期の一つと推測される。桐原村の免状が淡茜色になった直接の契機は、やはり藩主宗恒が宝暦4年に行った「永代禄の廃止」と、それに続く「全知行地の代官支配」であろう。そして、本藩の免状の「淡茜色」化は、年貢をはじめとする歳入を強化し、財政に関わる諸機関を集中的に掌握していった勘定所の権限の強さを視覚的に表したものと言えるのではないだろうか。一方、家老上田家の知行地

¹⁸ 小方村の免状に使用されている「中長」紙は、厚さが平均0.231mmと厚かった。

においては、本藩が免状に色諸口紙を使いはじめたことが、黄諸口紙と黄半紙が生まれる契機となったと思われる。ただし、黄紙公用紙の誕生の背景には、本藩の公用紙との差別化を図るという理由以外にも、本藩と同様、年貢収納の強化という経済的理由がそこにあったと見るべきであろう。

4 家老知行地における黄紙公用紙の使用例

本節では「和田家文書」から、免状以外で黄紙公用紙が使用される文書の事例を整理していきたい。「和田家文書」には先述した通り、本藩の茜色公用紙と家老上田家の黄紙公用紙が混在している。それらの染紙文書がどのような案件に用いられ、処理され、そして保管されていくのか、丹念に調査し事例を蓄積していくことが家老知行地の支配構造を明らかにする上で欠かせない。なぜなら淡茜色と黄色は、それぞれ本藩と家老知行地の命令・支配系統を「可視化」しているからである。

広島藩の家老知行地、特に上田家知行地の支配構造については、隼田嘉彦氏の研究¹⁹がある。『広島県史』に上田家知行所の支配系統²⁰があるので、それを参照しつつ「和田家文書」の黄紙公用紙の使用例を見ていきたい。

同氏によると、家老知行地の支配は、本藩の蔵入地・明知方が〔郡奉行－郡役所－割庄屋－庄屋〕である如く、〔知行所奉行－村方役所－頭庄屋－庄屋〕の系統によって行われるとする。言うまでもなく、前者の系統では茜色公用紙が、後者の系統では黄紙公用紙がそれぞれ使われている。同氏はさらに、「家老知行地といえども、郡役所の支配下にもおかれていることは事実であるから、この両者による支配内容の差異をまず明確にしなければならない。」として、家老知行地と郡役所の支配内容を以下のように分類している。

〔家老知行地〕

- ① 免状の下付、年貢搾取にかかわることすべて
- ② 訴訟の吟味、公事出入の諸費用負担、入牢中の科人の諸賄
- ③ 村役人の任免（頭庄屋、庄屋、与頭、年行司、新開見廻役、山守、塩浜見廻役、紙方・炭蔵・米蔵諸役人）
- ④ その他（奉行・代官交代の通達、新開の築調、損所修繕、山林伐採の免許、

¹⁹ 隼田嘉彦「家老知行地の支配構造—知行制の構造と展開（Ⅲ）—」（『福井大学教育学部紀要Ⅲ 社会科学』23号、1973）

²⁰ 『広島県史 近世1』172頁の図62のことである。

〔郡役所〕（本藩：茜色公用紙）

- ① 豎紙：地御前村高畑山狼煙備えに付御内密御用書付、出水に付損所御注進書、御境川筋洪水に付御注進書付
- ② 半切紙：通達類（割庄屋呼出、社倉支配役任命、洪水損往還筋土橋取替一件、焼亡家小間銀支給、甲島積石・石工召捕り一件、国境一件に付家老示談、拾歩一銀取立方（山林方）、戦争之節地理案内之者任命、玖波駅関係、奇兵隊拳動・三条公実説探索命令、洞雲寺所々普請免許、奉幣使通行、御救米粥配布、下関英船来泊一件探索方申付、長州異変之義に付注進申付、御台場御見分、農兵取約一件、兵糧米積廻命令、玖波村御本陣関係、烏帽子新開築造許可、阿多田島鳥貝製業許可、殿様逝去に付鳴物停止触、玖波村角力（相撲）興行許可、公儀軍目付方々宿割、両駅伝馬準備、細川様御通行世話）
- ③ 帳面類：甲島石積取差縄一件、佐伯郡木野小方両村御境一件、大竹木野村御境旧記写、佐伯郡廿日市農兵仁助義同市与頭孫三郎を途中ニおゐて引倒候一件吟味帳、御用掛り村役人等出勤帳、奥筋村々窮民人名書抜帳、臨時賄帳

以上の通り、「和田家文書」における村方役所と郡役所の職掌の事例は、概ね隼田氏の分類と合致する。ただし、例えば幕末期の農兵のとりまとめ（取約メ）については双方の役所から通達が来ているなど、支配区分が不明瞭な案件もある。今後も黄紙公用紙と茜色公用紙に着目して、本藩と家老知行地の公文書を分類し、その支配の実態を明らかにしたいと考えている。

5 おわりに

広島藩の公文書システムは、下達文書に染紙を用いるユニークなものだが、これまで十分な研究はなされてこなかった。その理由の一つとして、「料紙は文書の付帯情報に過ぎない」という従来の歴史研究の関心の低さがある。しかしながら、そもそも文書を作成する際、発給者の職制・身分格式に応じて紙種や文書の形態（豎紙・折紙・半切紙・付紙・冊子など）がまず選択されるのである。そして、それが文書の性格を決定づける重要な要素であることが、歴史研究全体においていまだ十分に共有されていない。

本稿は、家老知行地における黄紙公用紙の基礎情報を整理するとどまったが、広島藩の染紙の公文書システムに少しでも関心を寄せていただくきつ

かけとなれば幸いである。

〔参考文献〕

- ・『新修広島市史 第二巻 政治編』（広島市役所、1958）
 - ・『広島県史 近世1』（広島県、1981）
 - ・『広島県史 近世資料編Ⅲ』（広島県、1973）
 - ・『広島県史 近世資料編Ⅳ』（広島県、1975）
 - ・『廿日市町史 通史編（上）』（廿日市町、1954）
 - ・『大竹市史』（大竹市役所、1970）
 - ・土井作治『広島藩』（吉川弘文館、2015）
 - ・令和3年度企画展「ひろしま紙ものがたり」図録（頼山陽史跡資料館展示図録第32冊、2021）
 - ・西村晃「広島藩家老東城浅野家給知とその文書」（『広島県立文書館紀要』第12号、2013）
 - ・隼田嘉彦「家老知行地の支配構造—知行制の構造と展開（Ⅲ）—」（『福井大学教育学部紀要Ⅲ 社会科学』23号、1973）
- （いしかわ よしえ 文書等整理従事員）

表2 免状の料紙の変遷

和暦(西暦)	小方村免状			桐原村免状			備 考
	紙種	色	縦(mm)	紙種	色	縦(mm)	
元禄5(1692)				中長紙	白黄	318	全知行地代官支配①(延宝3～元禄12)
元禄6(1693)				中長紙	白黄	316	
元禄7(1694)	中長紙	白黄	322				
元禄8(1695)				中長紙	白黄	300	
元禄9(1696)	中長紙	白黄	312				
元禄10(1697)				中長紙	白黄	330	
元禄12(1699)				中長紙	白黄	300	
元禄13(1700)	中長紙	白黄	321				
元禄14(1671)	中長紙	白黄	317				
元禄15(1672)				中長紙	白黄	328	
元禄16(1673)				中長紙	白黄	302	
元禄17(1674)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	314	
宝永2(1705)	中長紙	白黄	323				
宝永4(1707)				中長紙	白黄	330	
宝永5(1708)				中長紙	白黄	325	3月吉長藩主就任
宝永6(1709)	中長紙	白黄	319				御用屋敷新設
宝永7(1710)							吉長知行宛行(2.15)
正徳元(1711)	中長紙	白黄	321				
正徳2(1712)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	325	郡政改革「正徳新格」
正徳3(1713)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	324	
正徳4(1714)	中長紙	白黄	323	中長紙	白黄	324	
正徳5(1715)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	322	
正徳6(1716) 享保元	中長紙	白黄	320	中長紙	白黄	321	7月職制改革、加判役(家老→年寄)、定免制
享保2(1717)	中長紙	白黄	316				御用達所新設
享保3(1718)	白諸口	白黄	290				郡政改革・定免制度撤回を求める一揆、定免制廃止、7月割庄屋復活
享保4(1719)	白諸口	白黄	291	中長紙	白黄	323	
享保5(1720)	白諸口	白黄	288	中長紙	白黄	320	三次藩領還付
享保6(1721)	白諸口	白黄	291	中長紙	白黄	302	
享保7(1722)	白諸口	白黄	291				
享保8(1723)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	320	
享保9(1724)	白諸口	白黄	291				
享保10(1725)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	323	
享保11(1726)	白諸口	白黄	286				広範囲な儉約令
享保12(1727)	白諸口	白黄	291	白諸口	白黄	291	
享保13(1728)	白諸口	白黄	290	白諸口	白黄	287	家中知行割(給知入替1.21)
享保14(1729)	白諸口	白黄	290	白諸口	白黄	288	

広島藩家老知行地における黄紙公用紙について（石川）

和暦（西暦）	小方村免状			桐原村免状			備 考
	紙種	色	縦(mm)	紙種	色	縦(mm)	
享保 15 (1730)	白諸口	白黄	288	白諸口	白黄	290	銀札発行許可
享保 16 (1731)	白諸口	白黄	291	白諸口	白黄	291	
享保 17 (1732)	白諸口	白黄	286	白諸口	白黄	293	享保飢饉、全知行地代官支配②（享保 17～19）
享保 18 (1733)	白諸口	白黄	289	白諸口	白黄	287	
享保 19 (1734)				白諸口	白黄	292	
享保 20 (1735)	白諸口	白黄	294	白諸口	白黄	285	全藩士に対して永代禄申渡し
享保 21 (1736)	白諸口	白黄	292	白諸口	白黄	293	明知・給知村に絵地概実施
元文 2 (1737)	白諸口	白黄	292	白諸口	白黄	283	
元文 3 (1738)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	323	明知・給知村の地概撤回→古帳へ
元文 4 (1739)	白諸口	白黄	291				
元文 5 (1740)	白諸口	白黄	294	中長紙	白黄	317	
寛保元 (1741)	白諸口	白黄	292	中長紙	白黄	323	
寛保 2 (1742)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	323	
寛保 3 (1743)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	319	
延享元 (1744)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	322	
延享 2 (1745)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	321	
延享 3 (1746)	白諸口	白黄	292	中長紙	白黄	324	
延享 5 (1748)				中長紙	白黄	320	
寛延 2 (1749)				中長紙	白黄	323	
寛延 3 (1750)				中長紙	白黄	322	
寛延 4 (1751)				中長紙	白黄	322	
宝暦 2 (1752)							宗恒藩主就任、宝暦改革
宝暦 3 (1753)	白諸口	白黄	287	中長紙	白黄	320	
宝暦 4 (1754)				中長紙	白黄	323	永代禄廃止、全知行地代官支配③（宝暦 4～6）
宝暦 5 (1755)				色諸口	淡茜色	281	藩主親政から年寄職らの合議制へ
宝暦 6 (1756)	白諸口	白黄	293	色諸口	淡茜色	290	
宝暦 7 (1757)	黄諸口	黄色	270	色諸口	淡茜色	289	宗恒知行宛行（6.21）
宝暦 8 (1758)	黄諸口	黄色	273				宝暦の大火（4.3）
宝暦 9 (1759)	黄諸口	黄色	270	白諸口	白黄	289	
宝暦 10 (1760)	黄諸口	黄色	284	色諸口	淡茜色	287	
宝暦 11 (1761)	黄諸口	黄色	282				
宝暦 12 (1762)				色諸口	淡茜色	290	「配目録」の包紙が淡茜色に
宝暦 14 (1764)	黄諸口	黄色	278	色諸口	淡茜色	287	
明和 2 (1765)	黄諸口	黄色	269	色諸口	淡茜色	287	
明和 3 (1766)	黄諸口	黄色	278	色諸口	淡茜色	289	重晟知行宛行（1.28）

広島県立文書館紀要 第17号

令和6年3月15日発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052
広島市中区千田町三丁目7-47
TEL (082) 245-8444

印刷 鯉城印刷株式会社

〒730-0805
広島市中区十日市町二丁目8-2
TEL (082) 232-8247